

介護分野における文書負担軽減に関する取組や 行政手続等に関するローカルルールについての 調査研究事業 報告書概要版

MRI エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ

令和7(2025)年3月

ヘルスケア&ウェルネス事業部

目次

1.	事業概要	2
2.	自治体調査	3
2.1	調査の目的	3
2.2	アンケート調査	3
2.2.1	調査方法	3
2.2.2	調査項目	3
2.2.3	回収結果	4
2.2.4	調査結果概要	4
2.2.5	調査結果	6
2.3	ヒアリング調査	42
2.3.1	調査方法	42
2.3.2	調査項目	42
2.3.3	調査結果概要	43
2.3.4	調査結果	45
3.	介護サービス事業者調査	52
3.1	調査の目的	52
3.2	アンケート調査	52
3.2.1	調査方法	52
3.2.2	調査項目	52
3.2.3	回収結果	53
3.2.4	調査結果概要	53
3.2.5	調査結果	55
3.3	ヒアリング調査	97
3.3.1	調査方法	97
3.3.2	調査項目	97
3.3.3	調査結果概要	98
3.3.4	調査結果	100

1. 事業概要

介護分野の文書負担軽減については、都道府県・市区町村の担当者及び介護事業関係者により構成される「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」(以下、「専門委員会」)において、令和4年11月7日に取りまとめの公表が行われた¹。取りまとめでは、次に述べる5項目それぞれについて、現状の整理及び今後の対応の方向性が整理されたところである。

- ① 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について
- ② 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口について
- ③ 「電子申請届出システム」について
- ④ 地域による独自ルールについて
- ⑤ その他の課題について

本事業では、上記①及び④において言及されている以下の事項を実施するとともに、指定申請時の添付資料の標準化等、介護サービス事業者のさらなる負担軽減に向けた追加的な取組について示唆を得ることを目的とした。

① 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について

【対応の方向性】

- ・ 国が示している標準様式例の使用が、地方公共団体にどの程度浸透しているのか確認のために調査を行うべきである。
- ・ 指定申請等に係る文書の簡素化・標準化の取組を整理し、地方公共団体向けのガイドラインの作成を行うべきである。

④ 地域による独自ルールについて

【対応の方向性】

老人保健健康増進等事業による調査を行い、地方公共団体における独自ルールの有無・内容を整理し公表を行うべきである。

※ 専門委員会「取りまとめ」より、該当箇所を抜粋。

なお、電子申請届出システムの利用を通じた負担軽減の取組については別途調査研究が実施されていることから、本事業における検討の対象外とした。

¹ 厚生労働省「社会保障審議会介護保険部会 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会 取りまとめ」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001009911.pdf> (最終閲覧日:2025/2/6)

2. 自治体調査

2.1 調査の目的

本調査は、「専門委員会」のとりまとめにて示された文書負担軽減の取組の成果としての指定・更新申請における文書の削減状況や、添付書類に関するローカルルールの実態及び標準化に向けた障害等を把握・公表することを目的として実施した。なお、ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において「行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組む」とされていることを踏まえ、指定申請時に提出を求める文書の削減量の推計も併せて実施することとした。

2.2 アンケート調査

2.2.1 調査方法

(1) 調査対象及び抽出方法

全国の自治体1,788団体を対象とし、全数調査を実施した。

(2) 調査時期

令和6年9月19日(木)～令和6年10月31日(木)

2.2.2 調査項目

調査項目は、本事業の検討委員会での議論を踏まえ、以下のとおり設定した。

図表 1 主な調査項目

▶ 申請・届出に関する国様式の使用義務化に伴う審査事務負担の状況	▶ 令和6年4月1日から調査時点までに受付けた申請・届出の件数 ▶ 国様式の使用義務化前後における事務負担の変化
▶ 指定・更新申請時に提出を求める文書の削減状況	▶ 指定・更新申請時に提出を求める文書の種類、部数(平成28年度、令和6年度の二時点) ▶ 提出を求める添付資料について、その理由 ▶ 簡素化した添付書類について、その理由 本調査項目について、調査対象サービスは以下のとおり 都道府県、政令・中核市： 介護老人福祉施設、訪問介護、通所介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与 一般市・区町村： 地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、居宅介護支援、訪問型サービス(総合事業)、通所型サービス(総合事業) ※居宅介護支援では一般市・区町村への指定権限の委譲時期を踏まえ、平成30年度と令和6年度の二時点を把握した。 ※訪問型サービス(総合事業)及び通所型サービス(総合事業)ではサービスの創設時期を踏まえ、平成29年度と令和6年度の二時点を把握した。

2.2.3 回収結果

本調査の回収結果は以下のとおりであった。

広域連合からの回答は、広域連合を構成する自治体で複製し、集計した。

図表 2 回収結果

	調査対象数	回収数(率)	
都道府県	47	38	80.9%
政令・中核市	82	60	73.2%
一般市・区町村	1,659	804	48.5%
合計	1,788	902	50.4%

2.2.4 調査結果概要

(1) 「厚生労働大臣が定める様式」の利用状況、ユーザビリティ

令和6年4月1日の「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化に伴う自治体の審査事務負担の変化については、「どちらとも言えない」と回答した割合が最も多く、「軽減したと思う」または「どちらかと言えば軽減したと思う」と回答した割合は2～3割程度に留まった。これらの結果から、申請・届出様式の統一による自治体側の事務負担軽減に対する効果は限定的であったと考えられる。

(2) 指定申請時に自治体が提出を求める文書削減量の状況

調査結果から、指定申請時に自治体が介護サービス事業所に提出を求める文書の量は、サービス別にばらつきがあるものの、平成28年度から令和6年度にかけて2～4割程度削減されたと考えられる。なお、更新申請のうち過去の申請・届出時からの変更の有無にかかわらず提出が必須の文書に対象を限定すれば、施設・居宅サービスでは約3割、居宅介護支援では約5割、地域密着型サービス及び総合事業では約7割の削減があったと考えられる。

これらの結果から、文書量削減の取組は、提出を求める文書の種類の縮減と、変更がない場合に提出を省略できる文書の種類の拡大という二つの観点から着実に進んでいるものと考えられる。ただし令和6年度時点においては、政府目標として設定されている「行政が求める帳票等の文書量の半減」という政府目標の達成には至っていないものと予想される。

なお、推計の対象を自治体が紙媒体で受付けた文書に限定した場合でも、平成28年度から令和6年度にかけての削減率は上述した結果とあまり差がなかった。ここから、調査時点ではいずれの自治体も指定申請の電子化が途上段階にあり、電子化が原則化される令和7年度末までには文書負担がさらに軽減されていくことが期待される。

(3) 自治体が提出を求める添付書類の状況

自治体が提出を求める添付書類の削減状況について、新規指定申請に係る文書のうち平成30年の介護保険法施行規則改正に伴い提出が不要となったものについては、提出を求めている自治体が令和

6年度時点で2割以下に減少していた。同様に更新申請に係る文書のうち厚生労働省老健局長通知にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされた添付書類については、変更の有無に関わらず提出を求める自治体は平成28年度時点ですでに2～3割と少数であったが、令和6年度にはさらに減少していた。ただし、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については令和6年度時点でも約6割の自治体の変更の有無に関わらず必須で提出を求めていることも分かった。

自治体が介護保険法施行規則上に明記のない文書の提出を求める理由については、文書の種類を問わず「サービスが適切に提供されていることを確認する上で必須のため」と回答した割合が最も多かった。ただし都道府県・政令・中核市と一般市・区町村を比較すると、後者では上記回答の割合が低く、代わりに「添付書類の見直し検討ができていないため」や「不要な情報か否かがわからないため」という回答が1～2割程度見られた。ここから、一般市・区町村の一部では添付書類の見直しが十分に行われていない可能性が示唆される。

最後に、平成28年度から令和6年度の間に提出不要とした添付書類がある自治体について、その理由を尋ねたところ、文書の種類や自治体区分を問わず「事業者の負担軽減のため」や「審査事務の効率化のため」と回答した割合が多かった。ここから、事業者だけでなく自治体にとっても添付書類の簡素化に対するニーズが存在していることが予想される。

2.2.5 調査結果

(1) 国様式の使用義務化に伴う審査事務負担の変化

1) 令和6年4月1日以降から調査時点までに受付けた申請・届出の有無

令和6年4月1日の「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化以降に受付けた申請・届出の有無について、「有り」と回答した自治体の割合は、新規指定申請で75.4%、変更届出で94.1%、更新申請で82.3%、指定に関するその他の申請・届出で56.3%であり、変更届出で最も多かった(図表 3)。

図表 3 令和6年4月1日以降から調査時点までに受付けた申請・届出の有無

	件数	有り	無し	無回答
新規指定申請	902	680 100.0% 75.4%	209 23.2%	13 1.4%
変更届出	902	849 100.0% 94.1%	46 5.1%	7 0.8%
更新申請	902	742 100.0% 82.3%	154 17.1%	6 0.7%
指定に関するその他の申請・届出	902	508 100.0% 56.3%	367 40.7%	27 3.0%

2) 令和6年4月1日以降から調査時点までに受付けた申請・届出の件数

図表 3において、令和6年4月1日の「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化以降に受付けた申請・届出について「有り」と回答した自治体に、その件数を尋ねた結果は図表 4のとおり。新規指定申請、更新申請及び指定に関するその他の申請・届出は「1件」、変更届出は「101～500件」が最も多かった(図表 4)。

図表 4 令和6年4月1日以降から調査時点までに受付けた申請・届出の件数

	件数	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件	6 件	7 件	8 件	9 件	10 件	11 ～ 20 件	21 ～ 30 件	31 ～ 40 件	41 ～ 50 件	51 ～ 100 件	101 ～ 500 件	501 件以上	無 回 答	平 均
新規指定申請	680 100.0%	146 21.5%	95 14.0%	62 9.1%	51 7.5%	32 4.7%	31 4.6%	23 3.4%	17 2.5%	18 2.6%	17 2.5%	117 17.2%	28 4.1%	12 1.8%	6 0.9%	7 1.0%	12 1.8%	0 0.0%	6 0.9%	11.28
変更届出	849 100.0%	12 1.4%	10 1.2%	11 1.3%	7 0.8%	13 1.5%	10 1.2%	6 0.7%	9 1.1%	6 0.7%	17 2.0%	93 11.0%	82 9.7%	46 5.4%	60 7.1%	141 16.6%	229 27.0%	70 8.2%	27 3.2%	197.11
更新申請	742 100.0%	108 14.6%	60 8.1%	65 8.8%	55 7.4%	60 8.1%	26 3.5%	28 3.8%	27 3.6%	22 3.0%	19 2.6%	88 11.9%	43 5.8%	22 3.0%	58 7.8%	28 3.8%	25 3.4%	1 0.1%	7 0.9%	20.22
指定に関するその他の申請・届出	508 100.0%	74 14.6%	43 8.5%	34 6.7%	20 3.9%	18 3.5%	17 3.3%	7 1.4%	7 1.4%	12 2.4%	9 1.8%	39 7.7%	27 5.3%	45 8.9%	9 1.8%	33 6.5%	66 13.0%	22 4.3%	26 5.1%	86.89

3) 「厚生労働大臣が定める様式」の使用開始前の審査事務負担の状況

「厚生労働大臣が定める様式」の使用開始前の審査事務負担について、いずれの申請・届出においても「どちらとも言えない」と回答した自治体が5割程度と最も多く、次いで「どちらかと言えば負担は大きかった」であった。(図表 5)。

図表 5 「厚生労働大臣が定める様式」の使用開始前の審査事務負担の状況

	件数	負担は大きかった	どちらかと言えば負担は大きかった	どちらとも言えない	どちらかと言えば負担は小さかった	負担は小さかった	わからない・把握し	無回答
新規指定申請	902	82 9.1%	216 23.9%	407 45.1%	43 4.8%	20 2.2%	120 13.3%	14 1.6%
変更届出	902	31 3.4%	175 19.4%	477 52.9%	67 7.4%	27 3.0%	112 12.4%	13 1.4%
更新申請	902	55 6.1%	217 24.1%	424 47.0%	54 6.0%	22 2.4%	115 12.7%	15 1.7%
指定に関するその他の申請・届出	902	23 2.6%	117 13.0%	468 51.9%	59 6.5%	34 3.8%	165 18.3%	36 4.0%

4) 「厚生労働大臣が定める様式」の使用開始後の審査事務負担の状況

令和6年4月1日の「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化以降における審査事務負担の軽減状況について、いずれの申請・届出においても「どちらとも言えない」と回答した自治体が4割程度と最も多く、次いで「どちらかと言えば軽減したと思う」であった。(図表 6)。

図表 6 「厚生労働大臣が定める様式」の使用開始後の審査事務負担の状況

	件数	軽減したと思う	どちらかと言えば軽減したと思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば軽減しな	軽減しな	わからない・把握し	無回答
新規指定申請	680	39 5.7%	179 26.3%	277 40.7%	71 10.4%	47 6.9%	50 7.4%	17 2.5%
変更届出	849	27 3.2%	169 19.9%	382 45.0%	105 12.4%	69 8.1%	70 8.2%	27 3.2%
更新申請	742	43 5.8%	182 24.5%	305 41.1%	75 10.1%	55 7.4%	61 8.2%	21 2.8%
指定に関するその他の申請・届出	508	10 2.0%	91 17.9%	230 45.3%	70 13.8%	37 7.3%	51 10.0%	19 3.7%

※図表 3で「有り」と回答した自治体のみ回答

(2) 指定申請時に提出を求める文書量の削減状況

1) 提出方法の電子化の状況

新規指定申請及び更新申請について、令和6年4月1日から調査時点までに受付けた件数を紙媒体と電子媒体(電子メール・電子申請届出システム等)に分けて集計した結果は図表 7、図表 8のとおり。新規指定申請の受付媒体における紙の割合は⑧居宅介護支援が73.7%、⑤介護老人福祉施設が76.5%と8割を下回ったが、その他の8サービスでは8割以上の申請が紙媒体で受け付けられていた。

更新申請では、本調査において都道府県、政令市・中核市に回答を求めた5サービスでは概ね8割以上、一般市・区町村に回答を求めた5サービスでは概ね7割以上が紙媒体で受け付けていた。

図表 7 令和6年4月1日から調査時点までに受付けた指定申請の件数_受付媒体別
都道府県、政令市、中核市に回答を求めた5サービス

	件数		① 訪問 介護	② 通所 介護	活③ 介 護 特 定 施 設 入 居 者 生	④ 福 祉 用 具 貸 与	⑤ 介 護 老 人 福 祉 施 設
新規指定申請	93	紙で受付けた申請届出の平均件数(1自治体あたり)	8.6	3.0	0.5	1.7	0.3
		電子で受付けた申請届出の平均件数(1自治体あたり)	0.5	0.2	0.1	0.1	0.1
		受付媒体における紙の割合	94.7%	92.8%	83.5%	95.1%	76.5%
更新申請	93	紙で受付けた申請届出の平均件数(1自治体あたり)	12.8	8.6	3.6	3.2	1.5
		電子で受付けた申請届出の平均件数(1自治体あたり)	1.1	1.3	0.8	0.4	0.2
		受付媒体における紙の割合	91.8%	86.5%	82.1%	88.6%	90.7%

※図表 3で「有り」と回答した自治体のみ回答

図表 8 令和6年4月1日から調査時点までに受付けた指定申請の件数_受付媒体別
一般市・区町村に回答を求めた5サービス

	件数		護⑥ 地 域 密 着 型 通 所 介	生⑦ 活 認 知 症 対 応 型 共 同	⑧ 居 宅 介 護 支 援	(⑨ 訪 問 型 サ ー ビ ス) (総 合 事 業)	(⑩ 通 所 型 サ ー ビ ス) (総 合 事 業)
新規指定申請	587	紙で受付けた申請届出の平均件数(1自治体あたり)	0.5	0.2	0.7	1.5	1.7
		電子で受付けた申請届出の平均件数(1自治体あたり)	0.1	0.0	0.3	0.1	0.1
		受付媒体における紙の割合	88.7%	94.7%	73.7%	95.4%	93.0%
更新申請	649	紙で受付けた申請届出の平均件数(1自治体あたり)	1.1	0.6	1.4	1.6	2.4
		電子で受付けた申請届出の平均件数(1自治体あたり)	0.3	0.2	0.5	0.5	1.1
		受付媒体における紙の割合	79.8%	76.1%	74.3%	74.8%	69.2%

※図表 3で「有り」と回答した自治体のみ回答

2) 指定申請時に提出を求める文書の種類数の変化

新規指定申請時に提出を求める文書の種類数について、サービスごとに平成28年度²から令和6年度調査時点にかけての変化を図表 9に示した。同様に、更新申請時に変更の有無に関わらず提出を求める文書³の種類数の変化を図表 10に示した。

新規指定申請時に提出を求める文書について、サービス別に平均1.6～2.8種類の削減が見られた。特に「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」(平成30年10月1日施行)(以下、施行規則改正)により介護保険法施行規則から削除された項目をはじめとする添付書類では、最も削減幅の大きい通所介護で平均3.22種類の削減が見られた。

更新申請時に変更の有無に関わらず提出を求める文書について、本調査において都道府県、政令・中核市に回答を求めた5サービスでは平均1.6～2.0種類の削減が見られ、その内訳は主に施行規則改正により削除された項目をはじめとする添付書類が占めた。一般市・区町村に回答を求めた5サービスでは平均3.3～5.1種類の削減が見られた。その内訳としては、施行規則改正により介護保険法施行規則から削除された項目をはじめとする添付書類の削減量が最も多かった。

² 居宅介護支援は平成30年度、訪問型サービス(総合事業)及び通所型サービス(総合事業)は平成29年度。

³ 更新申請時に提出を求める文書全般についての集計結果は新規指定申請時に提出を求めている文書と同様の傾向であったため、掲載を割愛している。

図表 9 新規指定申請時に提出を求める文書の種類数
(各サービス、平成28年度*、及び令和6年度時点)

	件数	合計			介護保険法施行規則において、各サービスの新規指定時に提出を求めている事項			「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」(平成30年10月1日施行)により介護保険法施行規則から削除された項目をはじめとする添付書類			加算の届出に関する文書			老人福祉法に関する文書			その他の文書		
		平成28年度	令和6年度	削減量	平成28年度	令和6年度	削減量	平成28年度	令和6年度	削減量	平成28年度	令和6年度	削減量	平成28年度	令和6年度	削減量	平成28年度	令和6年度	削減量
①訪問介護	98	18.85	16.16	2.69	9.00	9.00	0.00	7.20	4.24	2.96	1.81	2.02	-0.21	0.66	0.69	-0.03	0.17	0.20	-0.03
②通所介護	98	20.00	17.26	2.74	8.00	8.00	0.00	8.91	5.69	3.22	1.78	2.09	-0.31	1.09	1.21	-0.12	0.22	0.26	-0.04
③特定施設入居者生活介護	98	21.49	18.89	2.60	10.00	10.00	0.00	9.46	6.59	2.87	1.84	2.09	-0.25	0.19	0.20	-0.01	0.00	0.00	0.00
④福祉用具貸与	98	19.41	16.92	2.49	9.98	9.98	0.00	7.69	4.88	2.81	1.54	1.87	-0.33	0.19	0.19	0.00	0.00	0.00	0.00
⑤介護老人福祉施設	98	24.88	22.29	2.59	13.95	14.00	-0.05	8.95	6.13	2.82	1.70	1.90	-0.20	0.28	0.26	0.02	0.00	0.00	0.00
⑥地域密着型通所介護	804	17.23	14.80	2.43	7.99	7.99	0.00	7.45	4.74	2.71	1.46	1.72	-0.26	0.29	0.32	-0.03	0.05	0.04	0.01
⑦認知症対応型共同生活介護	804	21.43	19.24	2.19	12.98	12.98	0.00	6.85	4.40	2.45	1.41	1.67	-0.26	0.14	0.16	-0.02	0.04	0.03	0.01
⑧居宅介護支援	804	18.50	16.85	1.65	10.99	10.99	0.00	6.10	4.23	1.87	1.38	1.62	-0.24	0.03	0.02	0.01	0.00	0.00	0.00
⑨訪問型サービス(総合事業)	804	16.53	14.56	1.97	8.97	8.98	-0.01	6.01	3.84	2.17	1.39	1.56	-0.17	0.12	0.13	-0.01	0.04	0.05	-0.01
⑩通所型サービス(総合事業)	804	17.07	14.78	2.29	8.98	8.99	-0.01	6.40	3.90	2.50	1.38	1.56	-0.18	0.25	0.28	-0.03	0.05	0.05	0.00

※居宅介護支援は平成30年度、訪問型サービス(総合事業)及び通所型サービス(総合事業)は平成29年度。
※削減量は、平成28年度と令和6年度で提出を求めている文書の種類数の差分を示す。

図表 10 更新申請時に変更の有無に関わらず提出を求める文書の種類数
(各サービス、平成28年度*、及び令和6年度時点)

	件数	合計			介護保険法施行規則において、各サービスの新規指定時に提出を求めている事項			「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」(平成30年10月1日施行)により介護保険法施行規則から削除された項目をはじめとする添付書類			加算の届出に関する文書			老人福祉法に関する文書			その他の文書		
		平成28年度	令和6年度	削減量	平成28年度	令和6年度	削減量	平成28年度	令和6年度	削減量	平成28年度	令和6年度	削減量	平成28年度	令和6年度	削減量	平成28年度	令和6年度	削減量
①訪問介護	98	7.99	6.31	1.68	4.91	4.50	0.41	2.59	1.40	1.19	0.45	0.36	0.09	0.00	0.00	0.00	0.04	0.05	-0.01
②通所介護	98	8.13	6.35	1.78	4.71	4.33	0.38	2.99	1.61	1.38	0.38	0.34	0.04	0.00	0.00	0.00	0.05	0.07	-0.02
③特定施設入居者生活介護	98	8.68	6.83	1.85	4.98	4.51	0.47	3.24	1.93	1.31	0.44	0.35	0.09	0.02	0.04	-0.02	0.00	0.00	0.00
④福祉用具貸与	98	8.40	6.53	1.87	4.99	4.48	0.51	2.94	1.62	1.32	0.44	0.38	0.06	0.03	0.05	-0.02	0.00	0.00	0.00
⑤介護老人福祉施設	98	9.66	7.65	2.01	6.29	5.60	0.69	2.89	1.69	1.20	0.42	0.30	0.12	0.07	0.06	0.01	0.00	0.00	0.00
⑥地域密着型通所介護	804	9.96	5.82	4.14	5.13	3.98	1.15	4.08	1.29	2.79	0.63	0.49	0.14	0.08	0.05	0.03	0.04	0.02	0.02
⑦認知症対応型共同生活介護	804	12.24	7.18	5.06	7.62	5.45	2.17	3.92	1.21	2.71	0.63	0.46	0.17	0.03	0.03	0.00	0.03	0.02	0.01
⑧居宅介護支援	804	10.45	7.00	3.45	6.58	5.21	1.37	3.28	1.32	1.96	0.57	0.44	0.13	0.02	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00
⑨訪問型サービス(総合事業)	804	8.91	5.55	3.36	5.33	4.00	1.33	2.94	1.05	1.89	0.58	0.44	0.14	0.03	0.02	0.01	0.03	0.03	0.00
⑩通所型サービス(総合事業)	804	9.27	5.54	3.73	5.27	3.96	1.31	3.31	1.07	2.24	0.58	0.44	0.14	0.07	0.05	0.02	0.04	0.04	0.00

※居宅介護支援は平成30年度、訪問型サービス(総合事業)及び通所型サービス(総合事業)は平成29年度。
※削減量は、平成28年度と令和6年度で提出を求めている文書の種類数の差分を示す。

3) 文書の種類別の状況

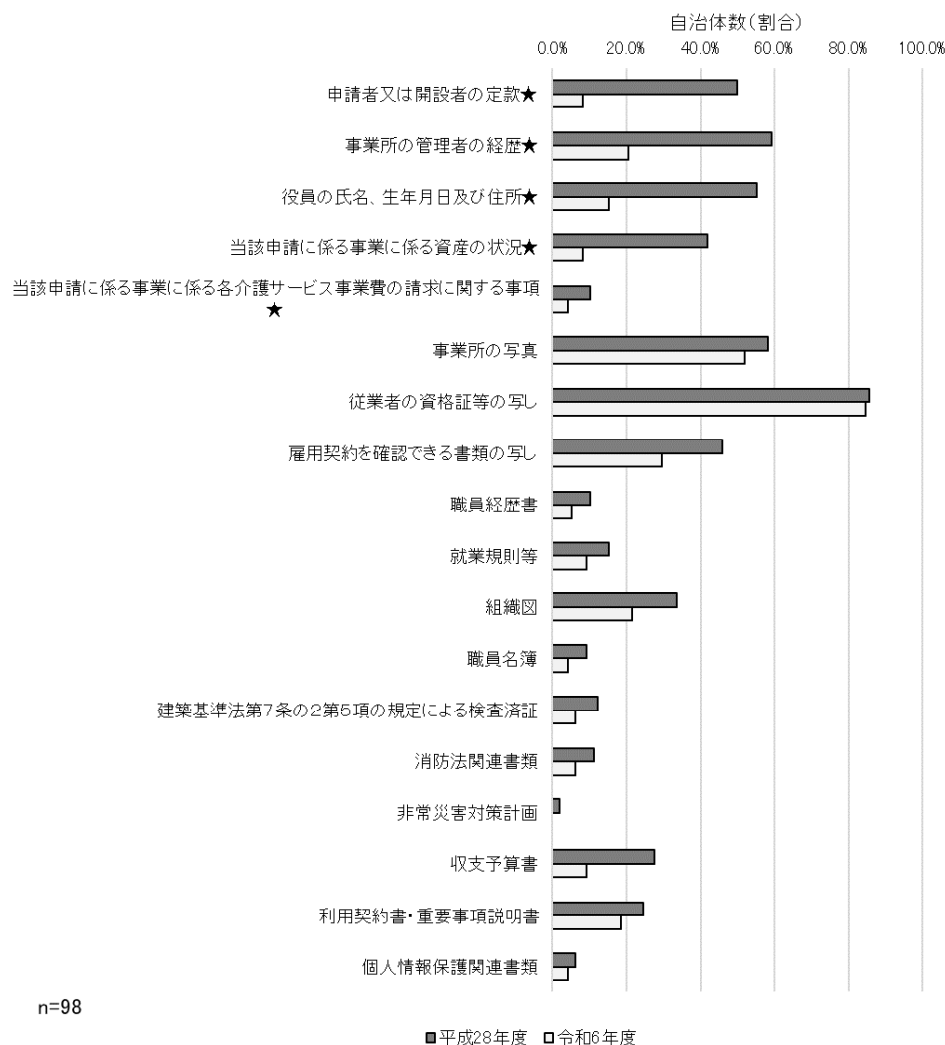
本節では、指定申請時に提出が求められる文書のうち、「専門委員会」等における議論をふまえ簡素化を進めることとされたものについて、提出を求めている自治体の割合の推移をサービスごとに集計した。

a. 訪問介護

訪問介護の新規指定申請に係る文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」の代表例について、提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。

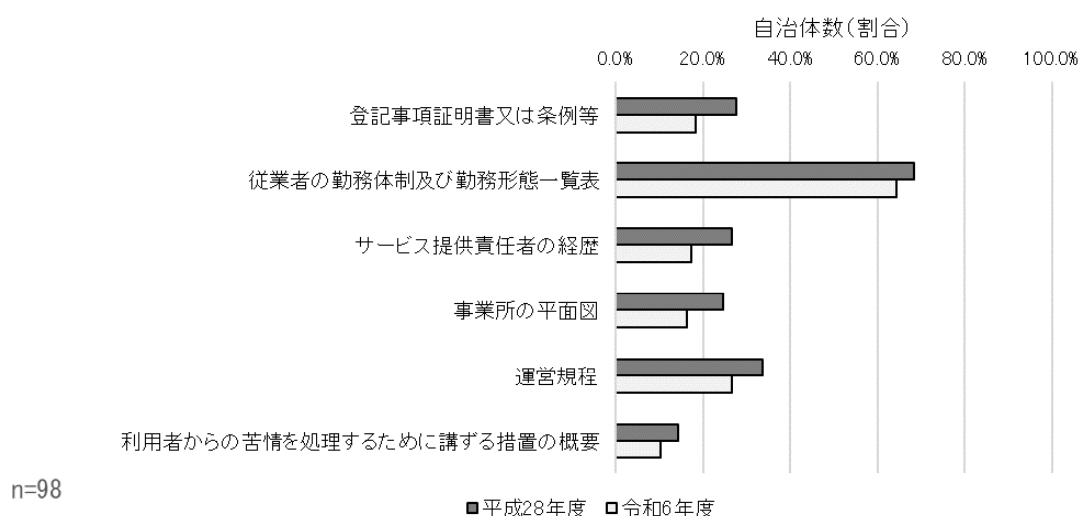
施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)、及び「収支予算書」については、平成28年度から令和6年度にかけて提出を求める自治体数が大きく減少し、令和6年度時点では2割以下となった。一方、「従業員の資格証の写し」については8割以上、「事業所の写真」は5割以上の自治体が令和6年度時点でも提出を求めている。

図表 11 文書の提出を求める自治体数の推移 新規指定申請 訪問介護
(介護保険法施行規則第114条第1項第11号「その他指定に関し必要と認める事項」)



訪問介護の更新申請に係る文書のうち、厚生労働省老健局長通知⁴において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、変更の有無に関わらず提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。変更の有無に関わらず何らかの文書の提出を求める自治体は平成28年度時点ですでに少数であったが、令和6年度にはさらに減少した。一方、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、平成28年度から令和6年度にかけて6割超の自治体が変更の有無に関わらず提出を求め続けていた。

図表 12 変更の有無に関わらず文書の提出を求める自治体数の推移_更新申請_訪問介護
(厚生労働省老健局長通知にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたもの)



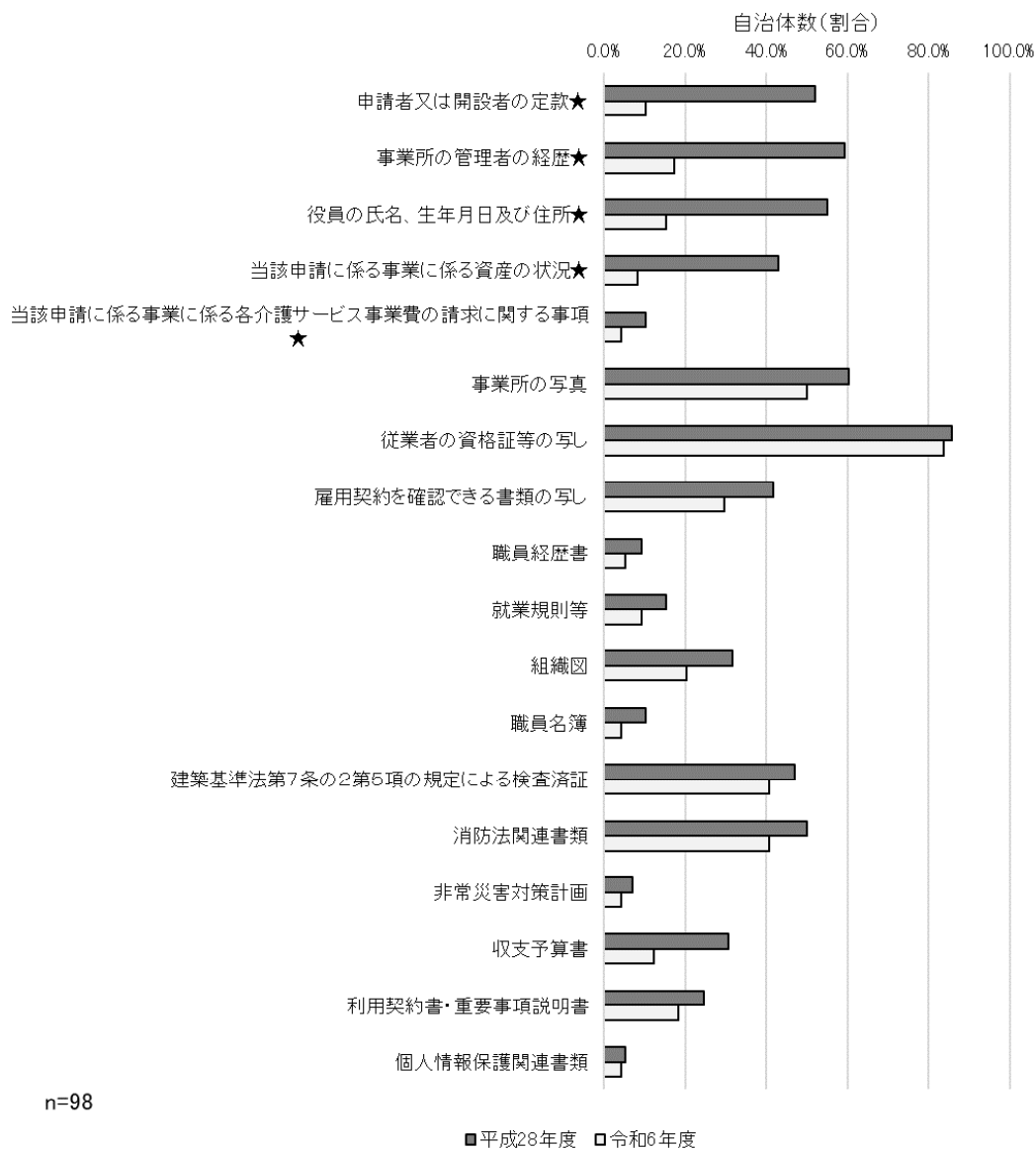
⁴ 厚生労働省老健局長通知「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について(平成30年6月29日老発0629第3号)

b. 通所介護

通所介護の新規指定申請に係る文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。

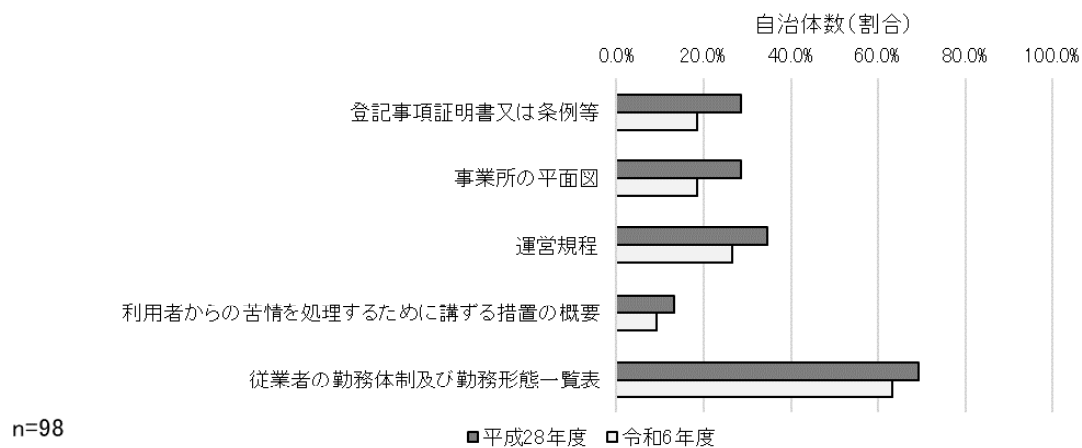
施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)、及び「収支予算書」については、平成28年度から令和6年度にかけて提出を求める自治体数が大きく減少し、令和6年度時点では2割以下となった。一方、「従業員の資格証の写し」については約8割、「事業所の写真」は約5割、「建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証」「消防法関連書類」は約4割の自治体が令和6年度時点でも提出を求めている。

図表 13 文書の提出を求める自治体数の推移_新規指定申請_通所介護
(介護保険法施行規則第119条第1項第11号「その他指定に関し必要と認める事項」)



通所介護の更新申請に係る文書のうち、厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、変更の有無に関わらず提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。変更の有無に関わらず何らかの文書の提出を求める自治体は平成28年度時点ですでに少数であったが、令和6年度にはさらに減少した。一方、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、平成28年度、令和6年度ともに6割以上の自治体の変更の有無に関わらず提出を求めている。

図表 14 変更の有無に関わらず文書の提出を求める自治体数の推移_更新申請_通所介護
(厚生労働省老健局長通知にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたもの)

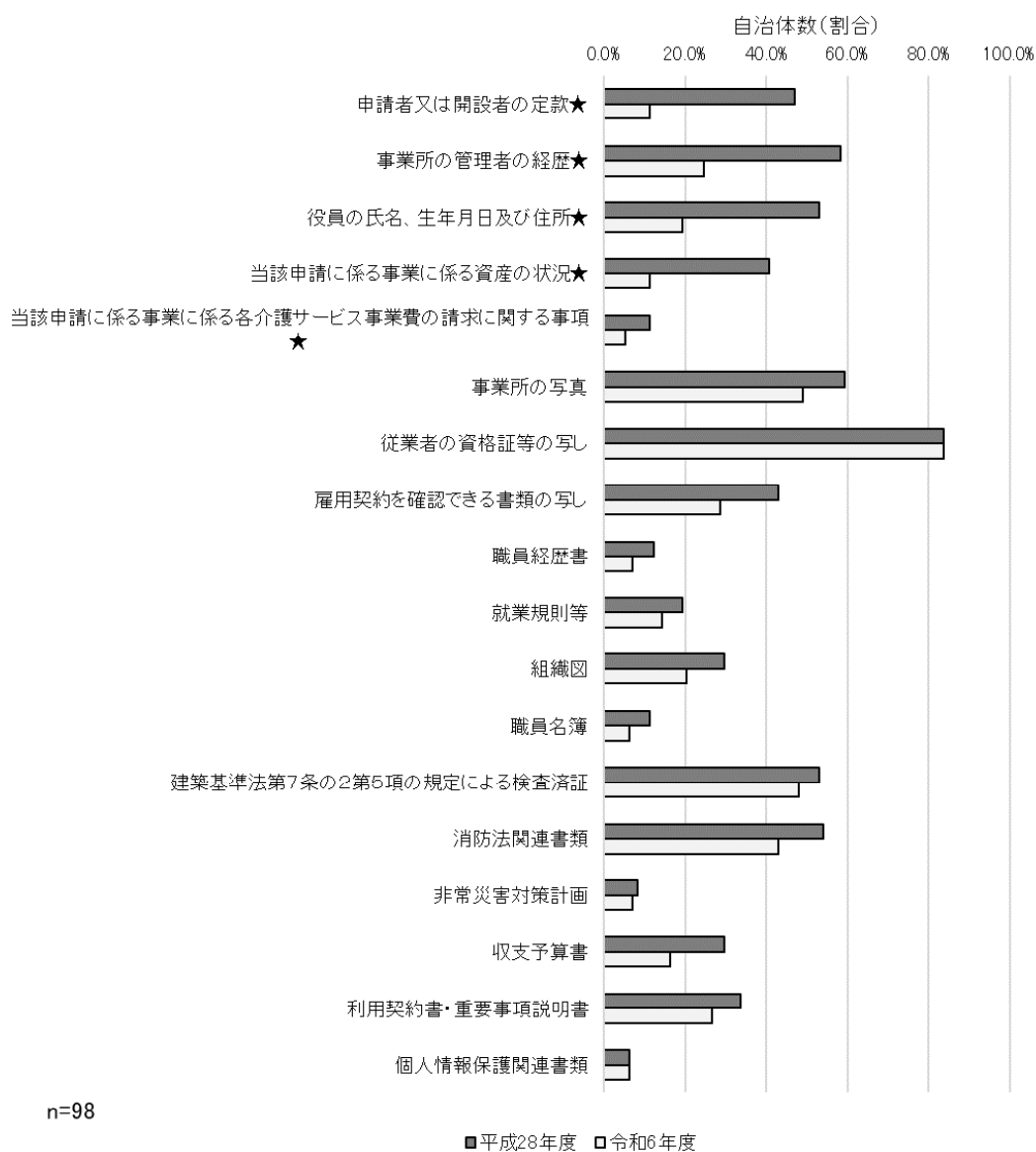


c. 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護の新規指定申請に係る文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。

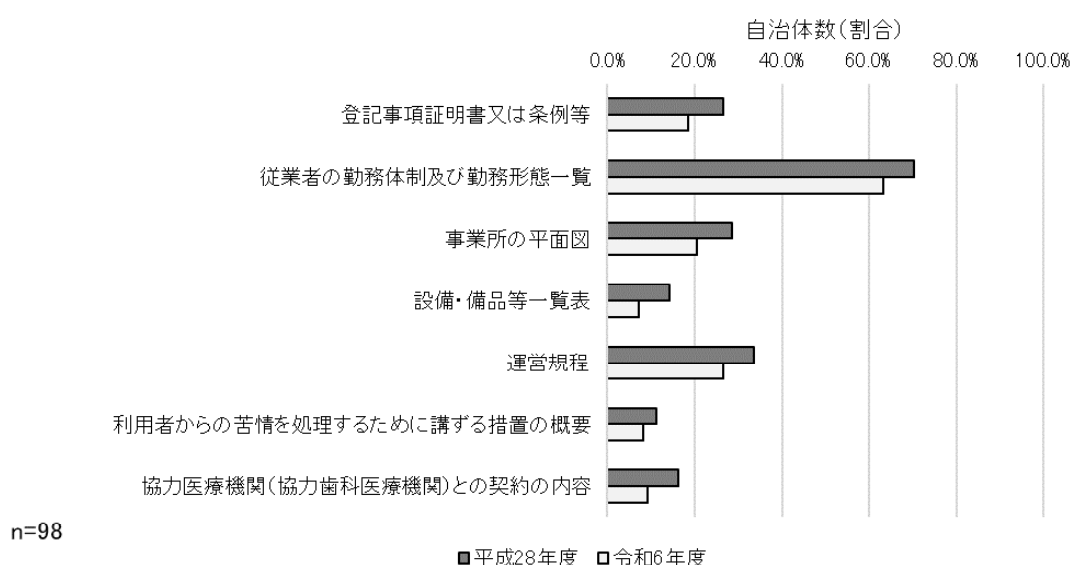
施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)については、平成28年度から令和6年度にかけて提出を求める自治体数が大きく減少していた。一方、「従業員の資格証の写し」については約8割、「事業所の写真」、「建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証」は約5割、「消防法関連書類」は約4割の自治体が令和6年度時点でも提出を求めている。

図表 15 文書の提出を求める自治体数の推移_新規指定申請_特定施設入居者生活介護
(介護保険法施行規則第123条第1項第15号「その他指定に関し必要と認める事項」)



特定施設入居者生活介護の更新申請に係る文書のうち、厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、変更の有無に関わらず提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。変更の有無に関わらず提出を求める自治体は平成28年度時点ですでに少数であったが、令和6年度にはさらに減少した。一方、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、平成28年度、令和6年度ともに6割以上の自治体の変更の有無に関わらず提出を求めている。

図表 16 変更の有無に関わらず文書の提出を求める自治体数の推移 更新申請
特定施設入居者生活介護
(厚生労働省老健局長通知にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたもの)

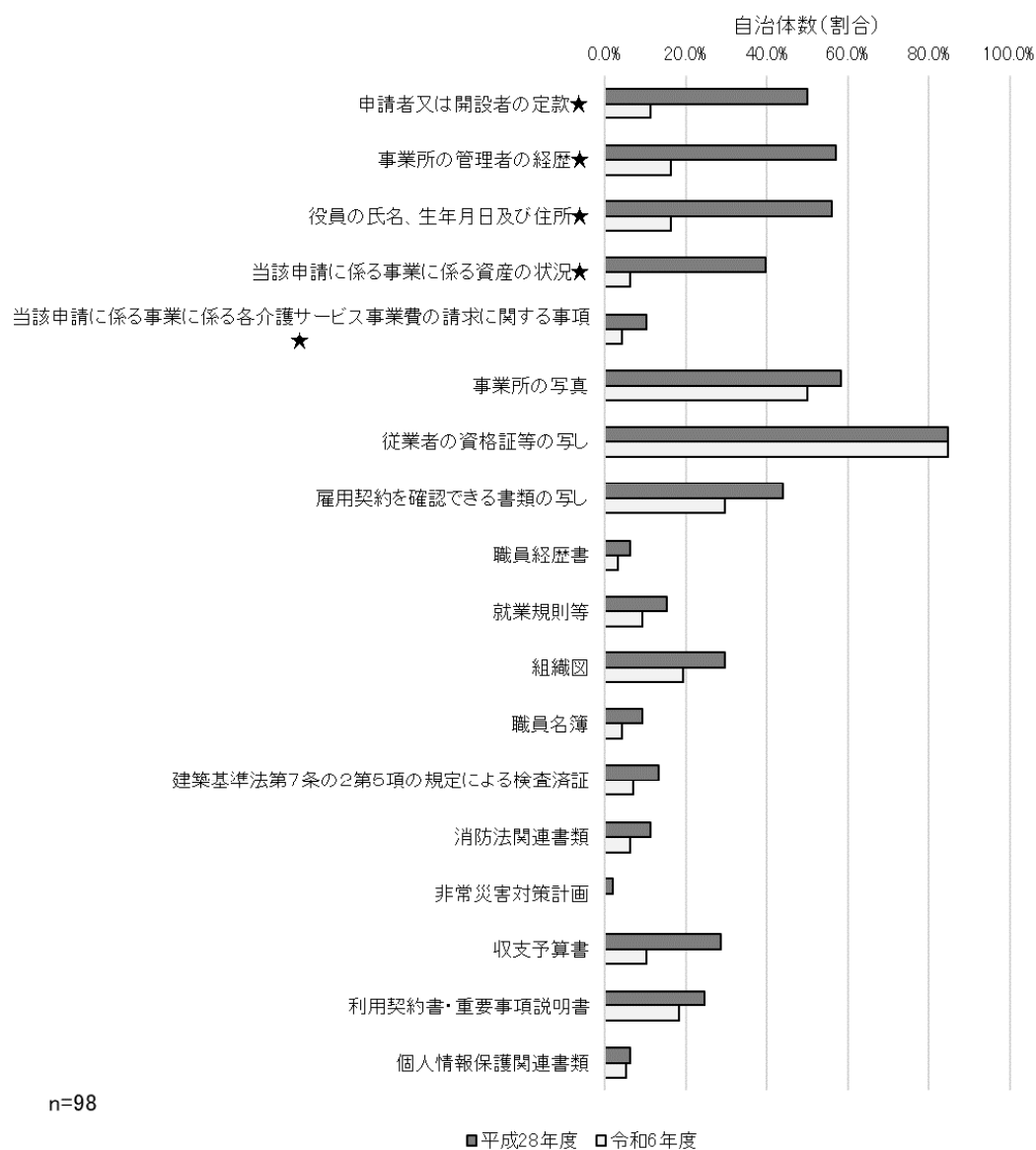


d. 福祉用具貸与

福祉用具貸与の新規指定申請に係る文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。

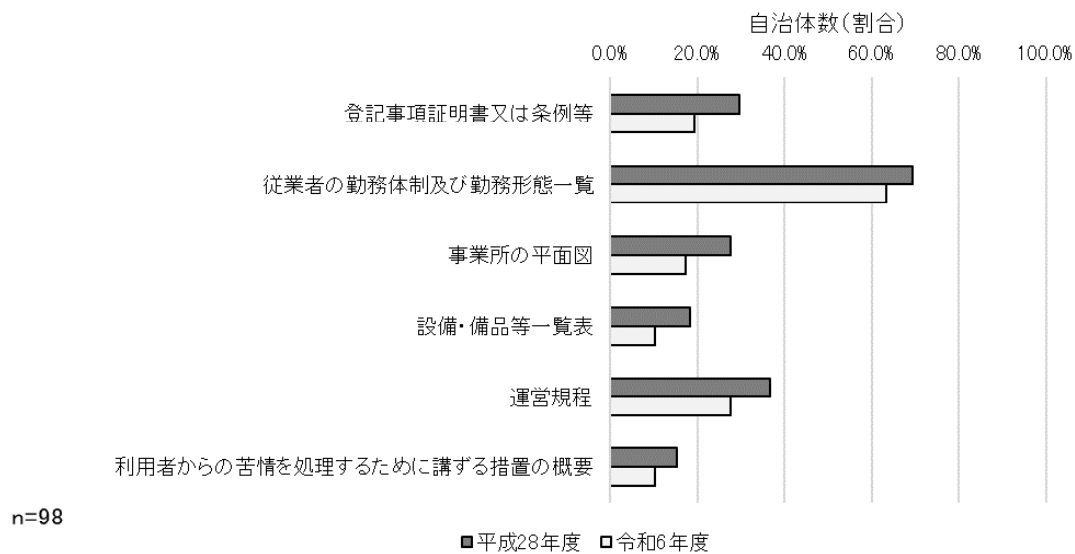
施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)、及び「収支予算書」については、平成28年度と比較して令和6年度に提出を求める自治体数が大きく減少し、令和6年度時点では2割以下となった。一方、「従業員の資格証の写し」については8割以上、「事業所の写真」は約5割の自治体が令和6年度時点でも提出を求めている。

図表 17 文書の提出を求める自治体数の推移 新規指定申請 福祉用具貸与
(介護保険法施行規則第124条第1項第13号「その他指定に関し必要と認める事項」)



福祉用具貸与の更新申請に係る文書のうち、厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、変更の有無に関わらず提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。変更の有無に関わらず提出を求める自治体は平成28年度時点ですでに少数であったが、令和6年度にはさらに減少した。一方、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、平成28年度、令和6年度ともに6割以上の自治体の変更の有無に関わらず提出を求めている。

図表 18 変更の有無に関わらず文書の提出を求める自治体数の推移 更新申請 福祉用具貸与
(厚生労働省老健局長通知にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたもの)

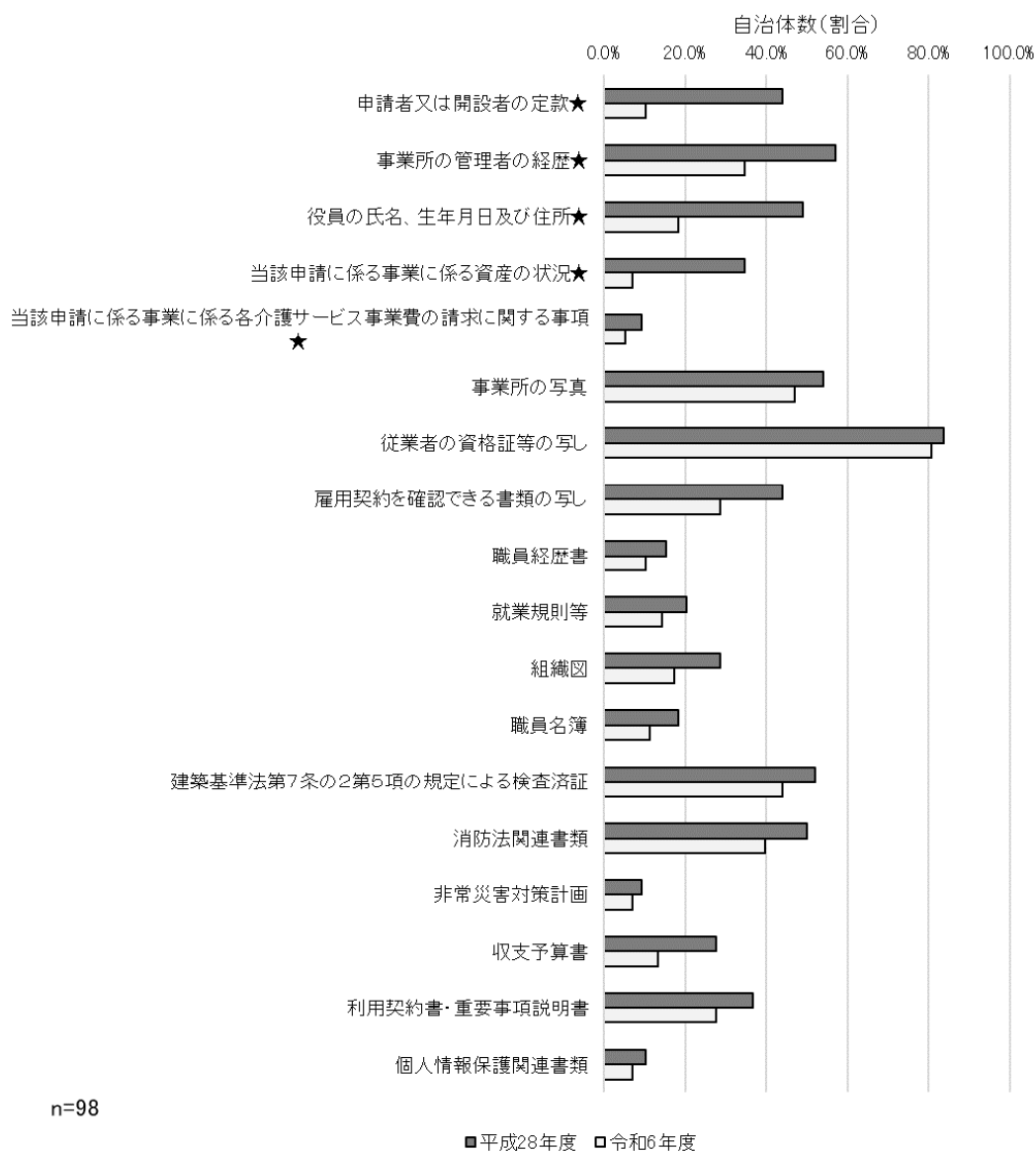


e. 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設の新規指定申請に係る文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。

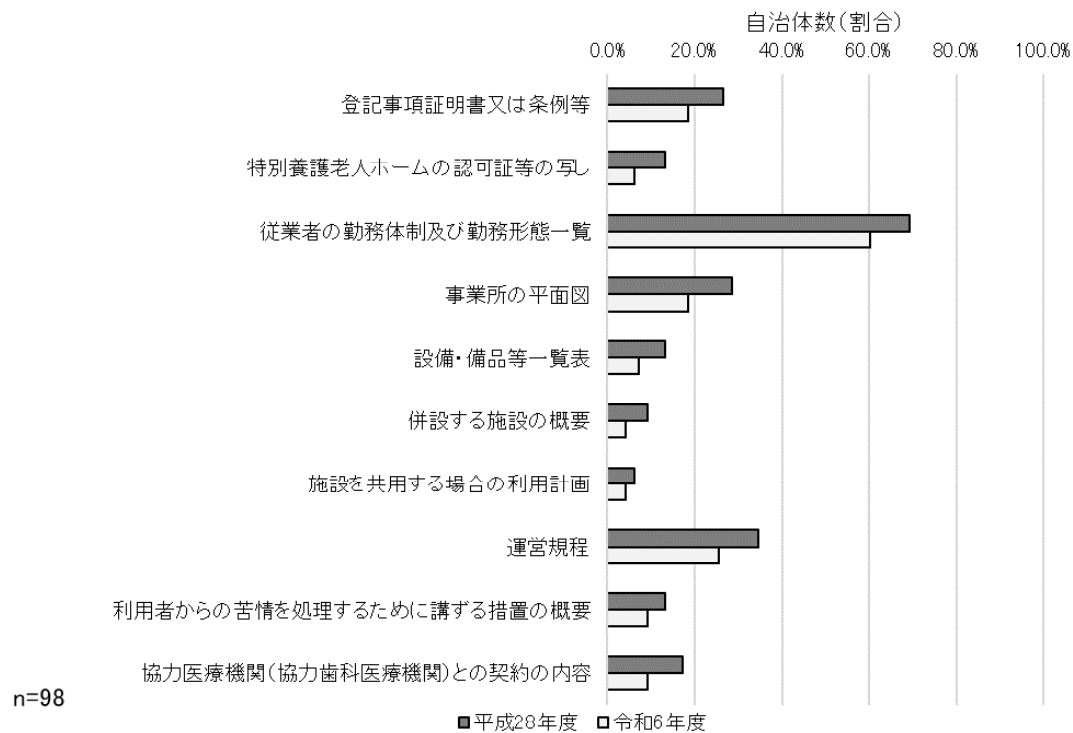
施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)については、平成28年度と比較して令和6年度に提出を求める自治体数が大きく減少していた。一方、「従業員の資格証の写し」については約8割、「事業所の写真」は約5割、「建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証」、「消防法関連書類」は約4割の自治体が令和6年度時点でも提出を求めている。

図表 19 文書の提出を求める自治体数の推移 新規指定申請 介護老人福祉施設
(介護保険法施行規則第134条第1項第16号「その他指定に関し必要と認める事項」)



介護老人福祉施設の更新申請に係る文書のうち、厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、変更の有無に関わらず提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。変更の有無に関わらず提出を求める自治体は平成28年度時点ですでに少数であったが、令和6年度にはさらに減少した。一方、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、平成28年度、令和6年度ともに約6割の自治体の変更の有無に関わらず提出を求めている。

図表 20 変更の有無に関わらず文書の提出を求める自治体数の推移 更新申請
介護老人福祉施設
(厚生労働省老健局長通知にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたもの)

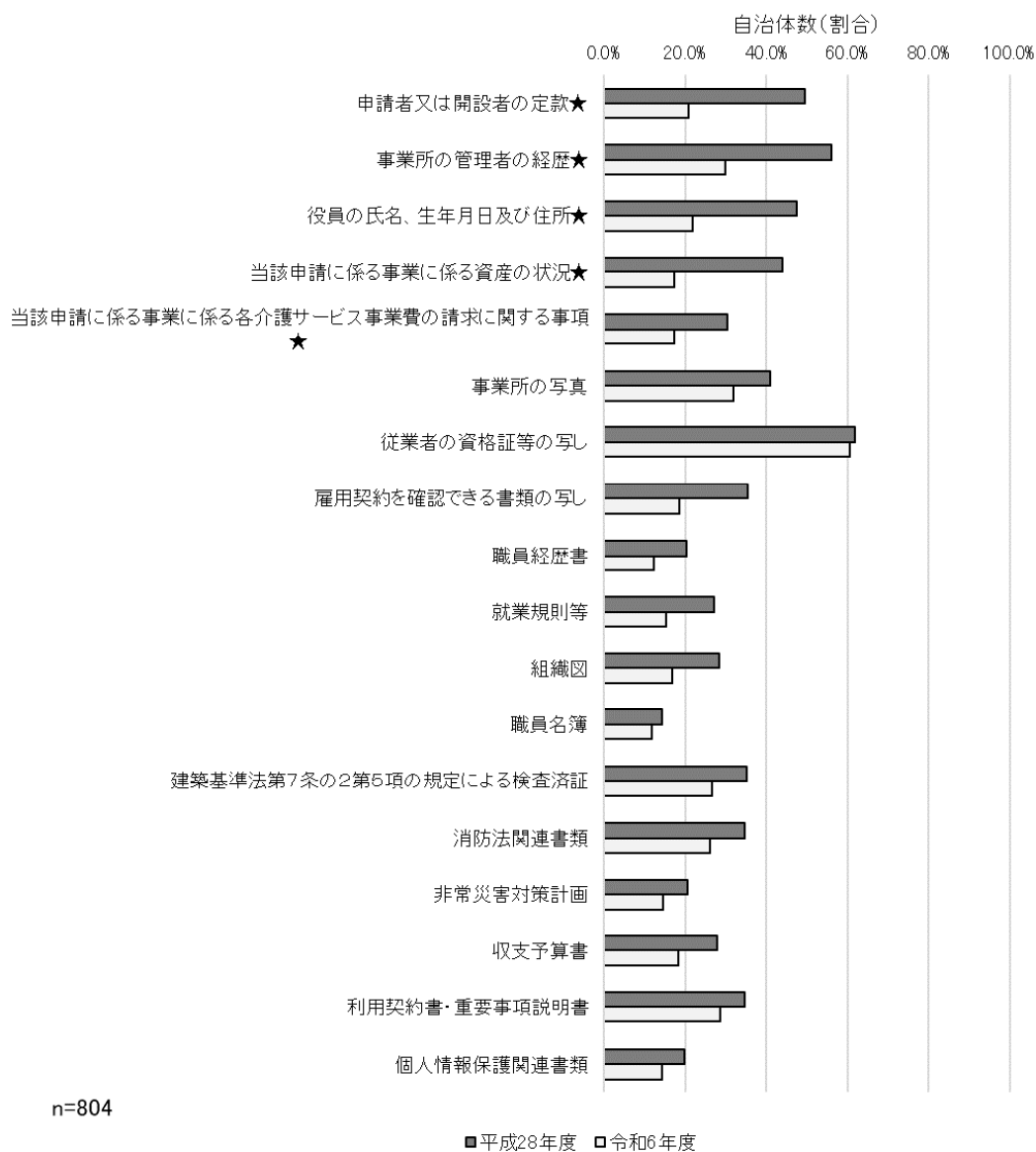


f. 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護の新規指定申請に係る文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。

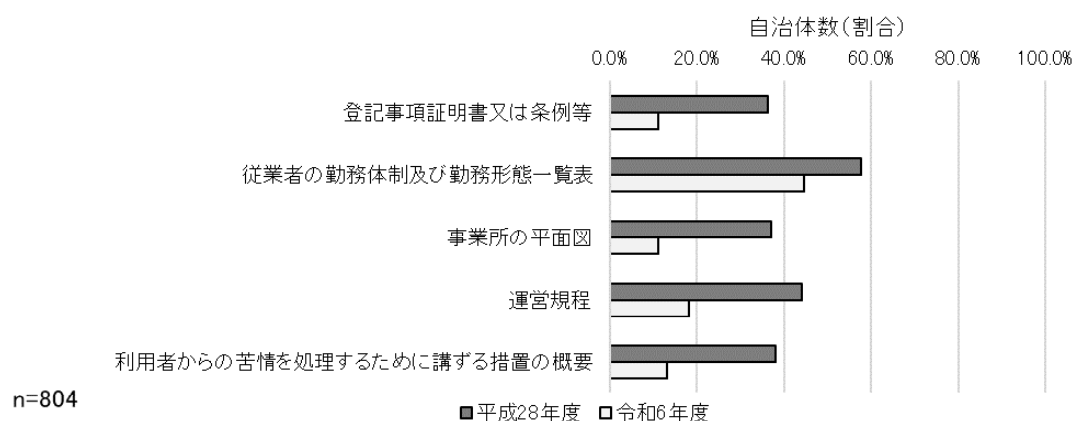
施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)については、平成28年度と比較して令和6年度に提出を求める自治体数が大きく減少していた。一方、「従業員の資格証の写し」については約6割の自治体が令和6年度時点でも提出を求めている。

図表 21 文書の提出を求める自治体数の推移 新規指定申請 地域密着型通所介護
(介護保険法施行規則第131条3の2第1項第11号「その他指定に関し必要と認める事項」)



地域密着型通所介護の更新申請に係る文書のうち、厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、変更の有無に関わらず提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。変更の有無に関わらず提出を求める自治体は平成28年度時点では約4割以上であったが、令和6年度には概ね2割以下まで減少した。一方、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、平成28年度には約6割、令和6年度には4割強の自治体の変更の有無に関わらず提出を求めている。

図表 22 変更の有無に関わらず文書の提出を求める自治体数の推移 更新申請
地域密着型通所介護
(厚生労働省老健局長通知にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたもの)

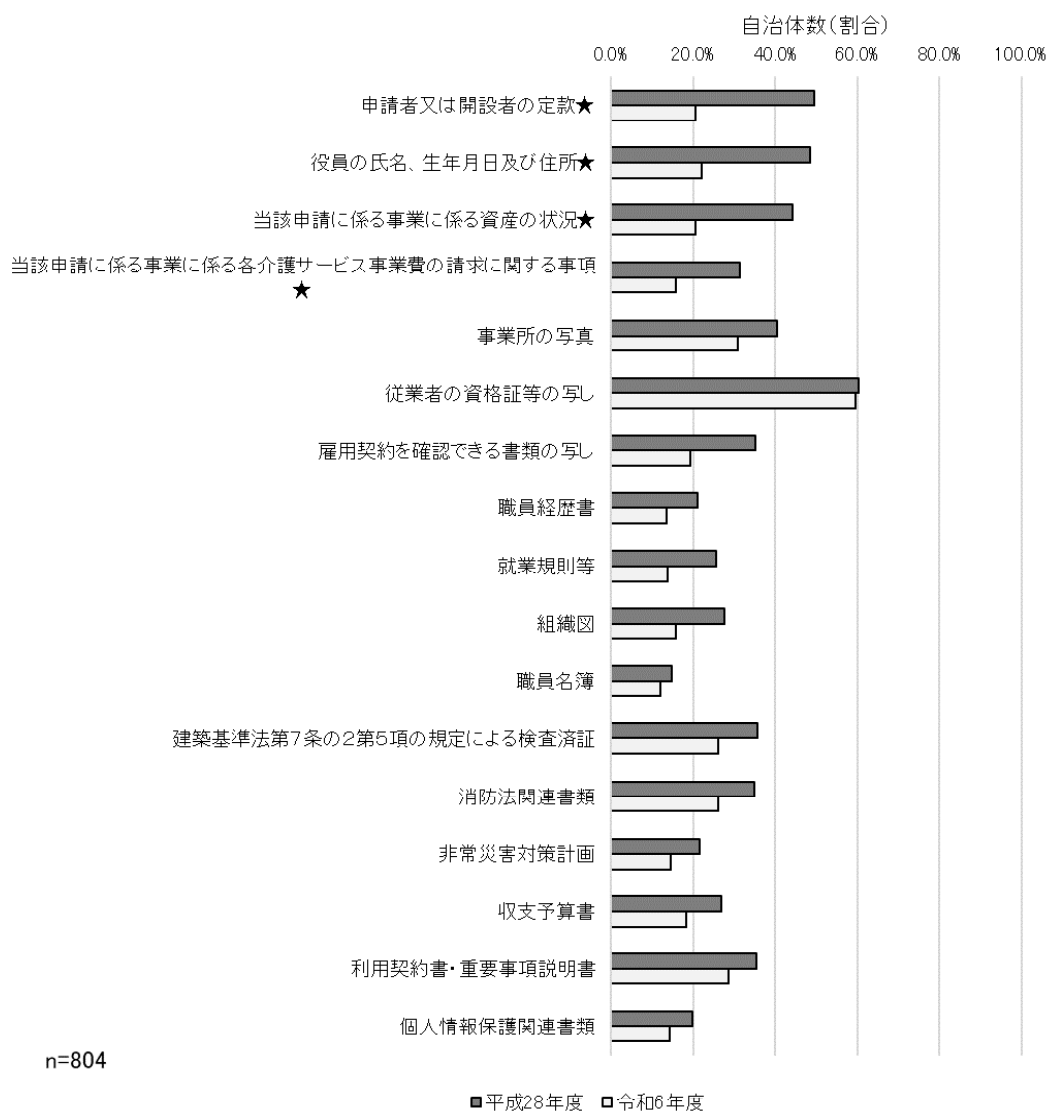


g. 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護の新規指定申請に係る文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。

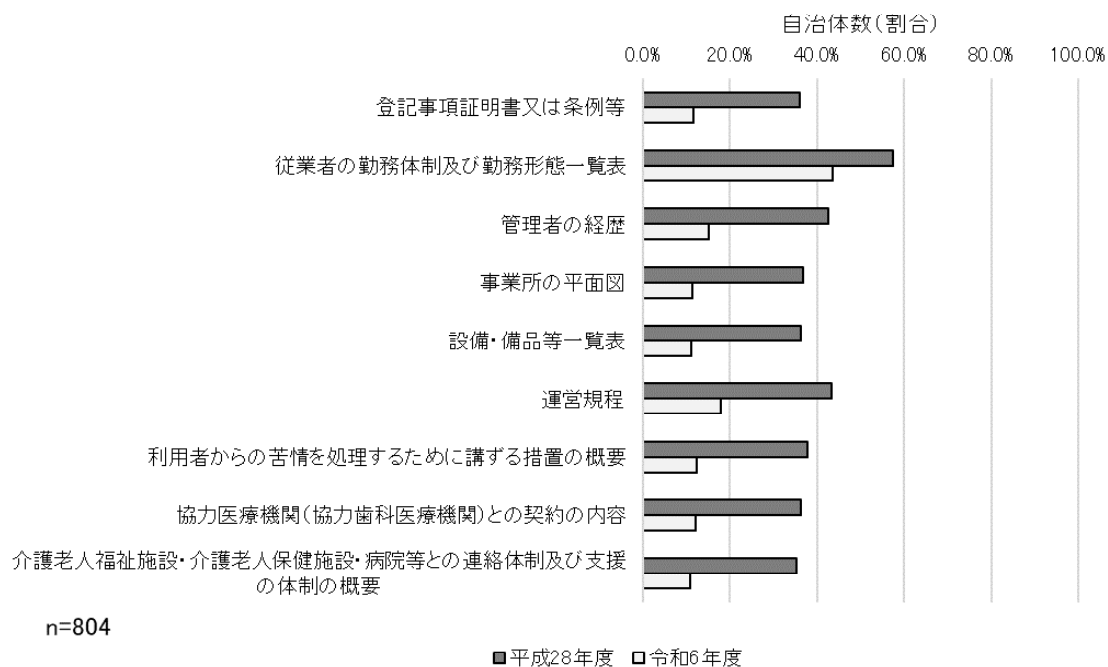
施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)については、平成28年度と比較して令和6年度に提出を求める自治体数が大きく減少していた。一方、「従業者の資格証の写し」については約6割の自治体が令和6年度時点でも提出を求めている。

図表 23 文書の提出を求める自治体数の推移 新規指定申請 認知症対応型共同生活介護
(介護保険法施行規則第131条の6第1項第15号「その他指定に関し必要と認める事項」)



認知症対応型共同生活介護の更新申請に係る文書のうち、厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、変更の有無に関わらず提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。変更の有無に関わらず提出を求める自治体は平成28年度時点では約4割であったが、令和6年度には概ね2割以下まで減少した。一方、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、平成28年度には約6割、令和6年度には約4割の自治体に変更の有無に関わらず提出を求めている。

図表 24 変更の有無に関わらず文書の提出を求める自治体数の推移 更新申請
認知症対応型共同生活介護
(厚生労働省老健局長通知にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたもの)

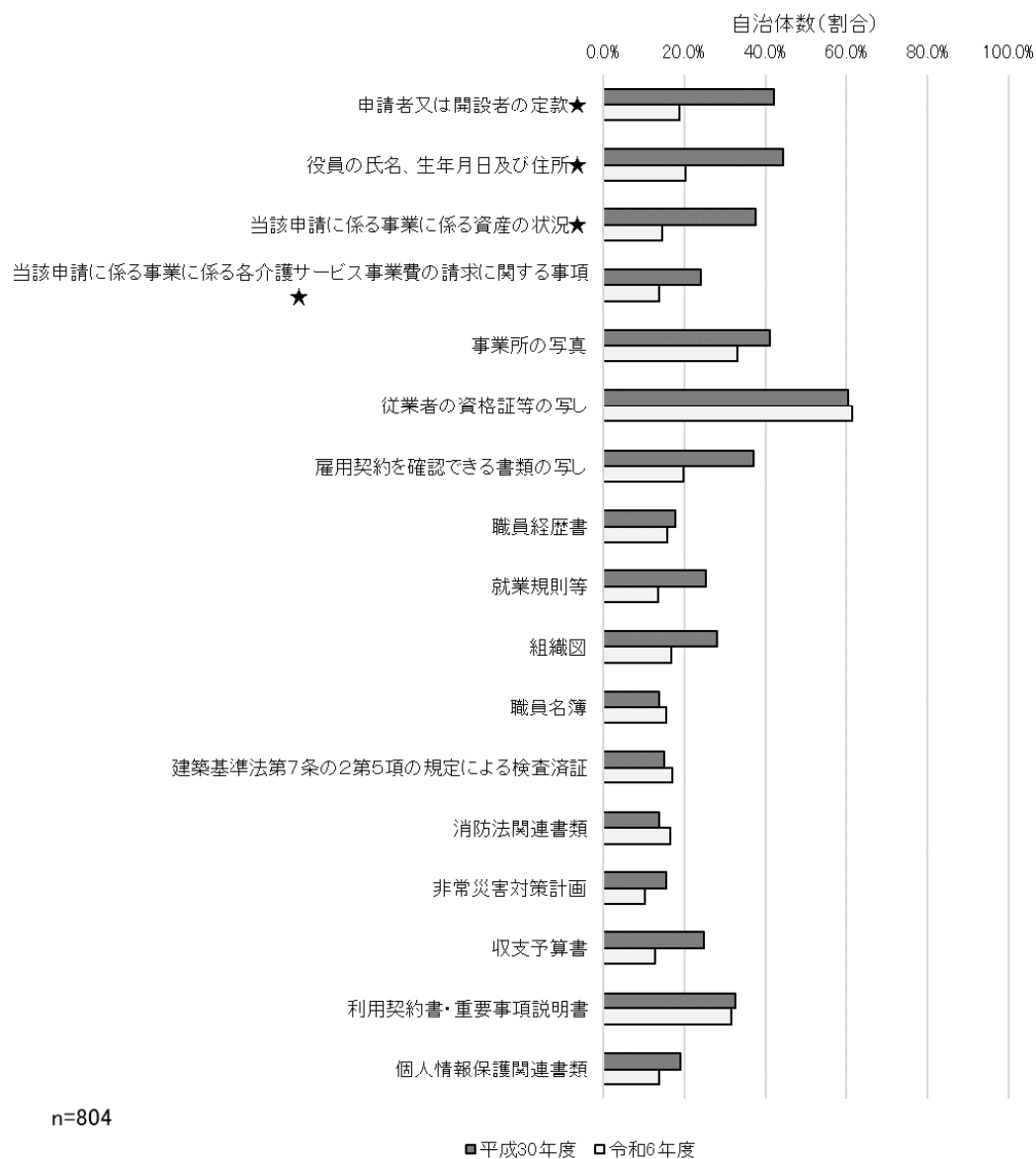


h. 居宅介護支援

居宅介護支援の新規指定申請に係る文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。

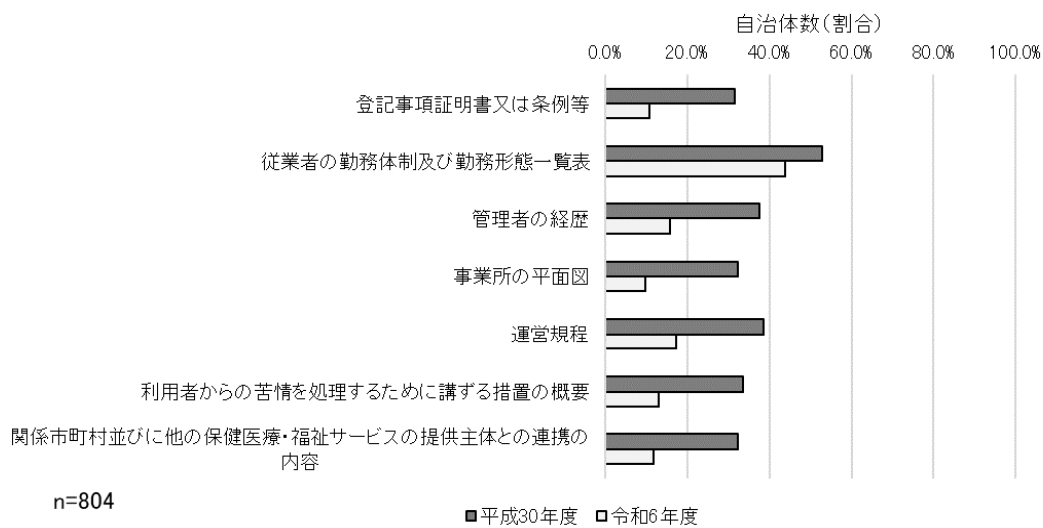
施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)については、平成30年度と比較して令和6年度に提出を求める自治体数が大きく減少していた。「従業者の資格証の写し」については約6割の自治体が令和6年度時点でも提出を求めている。

図表 25 文書の提出を求める自治体数の推移_新規指定申請_居宅介護支援
(介護保険法施行規則第132条第1項第14号「その他指定に関し必要と認める事項」)



居宅介護支援の更新申請に係る文書のうち、厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、変更の有無に関わらず提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。変更の有無に関わらず提出を求める自治体は平成30年度時点では3割以上であったが、令和6年度には2割以下まで減少した。一方、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、平成30年度には約5割、令和6年度には約4割の自治体に変更の有無に関わらず提出を求めている。

図表 26 変更の有無に関わらず文書の提出を求める自治体数の推移 更新申請 居宅介護支援
(厚生労働省老健局長通知にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたもの)

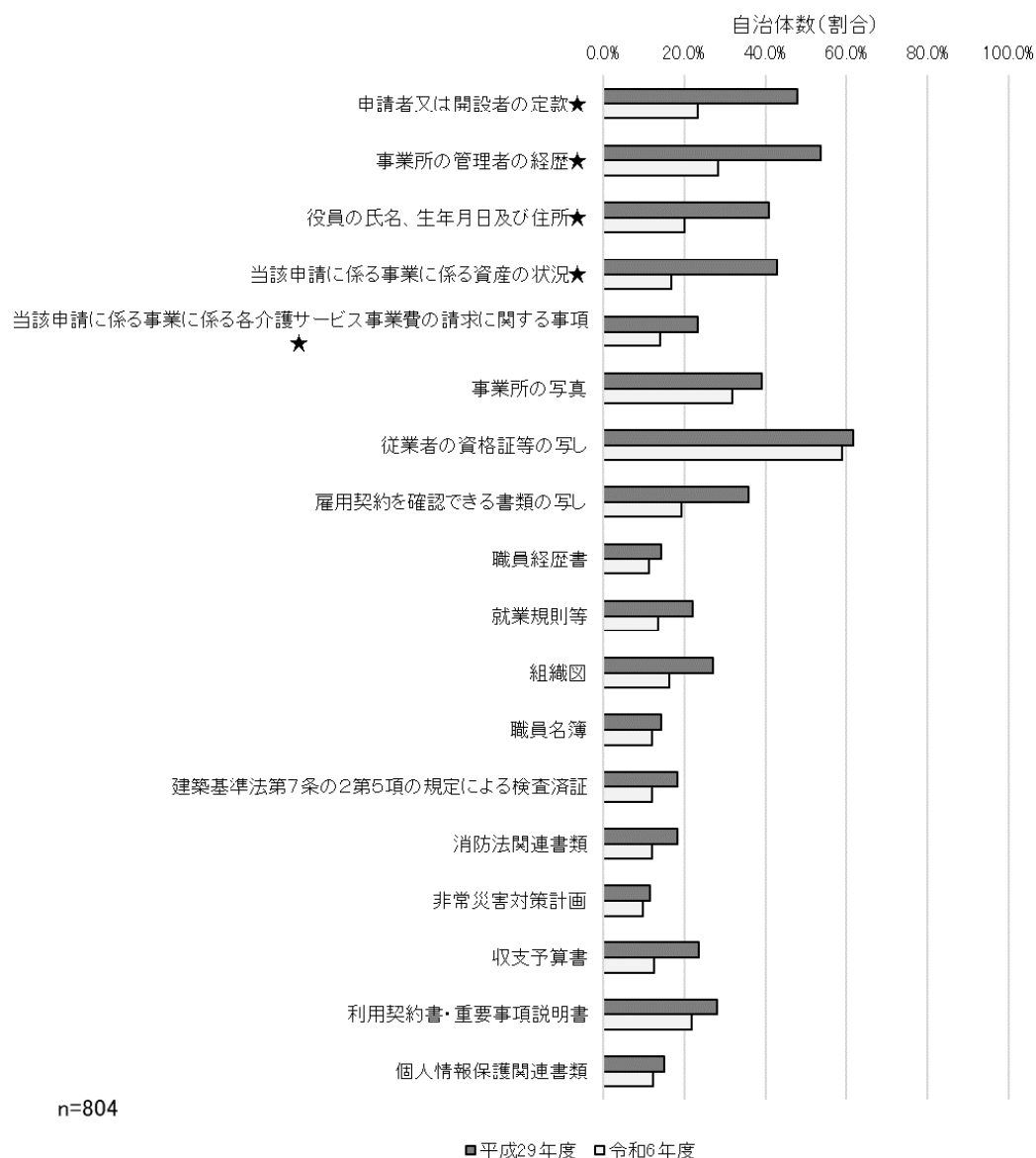


i. 訪問型サービス(総合事業)

訪問型サービス(総合事業)の新規指定申請に係る文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他市町村が指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。

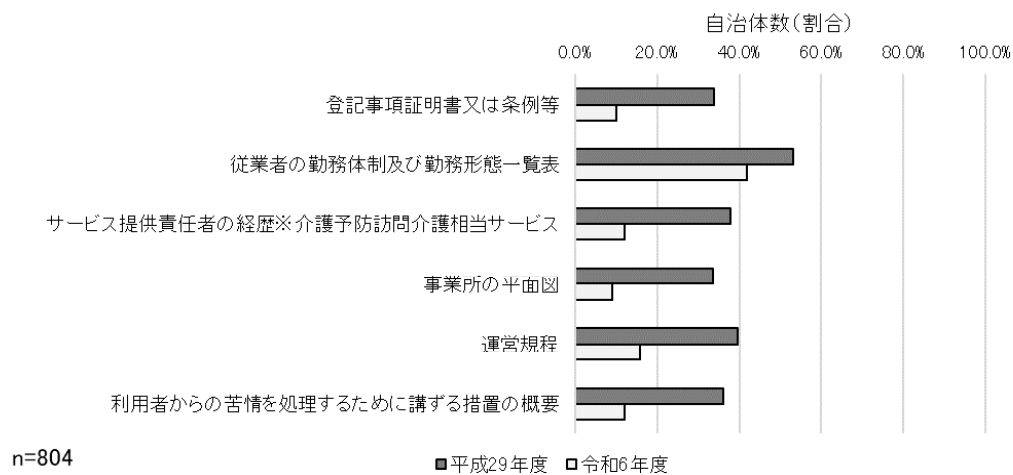
施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)については、平成29年度と比較して令和6年度に提出を求める自治体数が大きく減少していたが、「事業所の管理者の経歴」については令和6年度時点でも3割近くの自治体が提出を求めている。「従業員の資格証の写し」については約6割の自治体が令和6年度時点でも提出を求めている。

図表 27 文書の提出を求める自治体数の推移 新規指定申請_訪問型サービス(総合事業)
(介護保険法施行規則第140条の63の5第1項第12号「その他市町村が指定に関し必要と認める事項」)



訪問型サービス(総合事業)の更新申請に係る文書のうち、厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、変更の有無に関わらず提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。変更の有無に関わらず提出を求める自治体は平成29年度時点では約4割であったが、令和6年度には2割以下まで減少した。一方、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、平成29年度には約6割、令和6年度には約4割の自治体の変更の有無に関わらず提出を求めている。

図表 28 変更の有無に関わらず文書の提出を求める自治体数の推移 更新申請
訪問型サービス(総合事業)
(厚生労働省老健局長通知にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたもの)

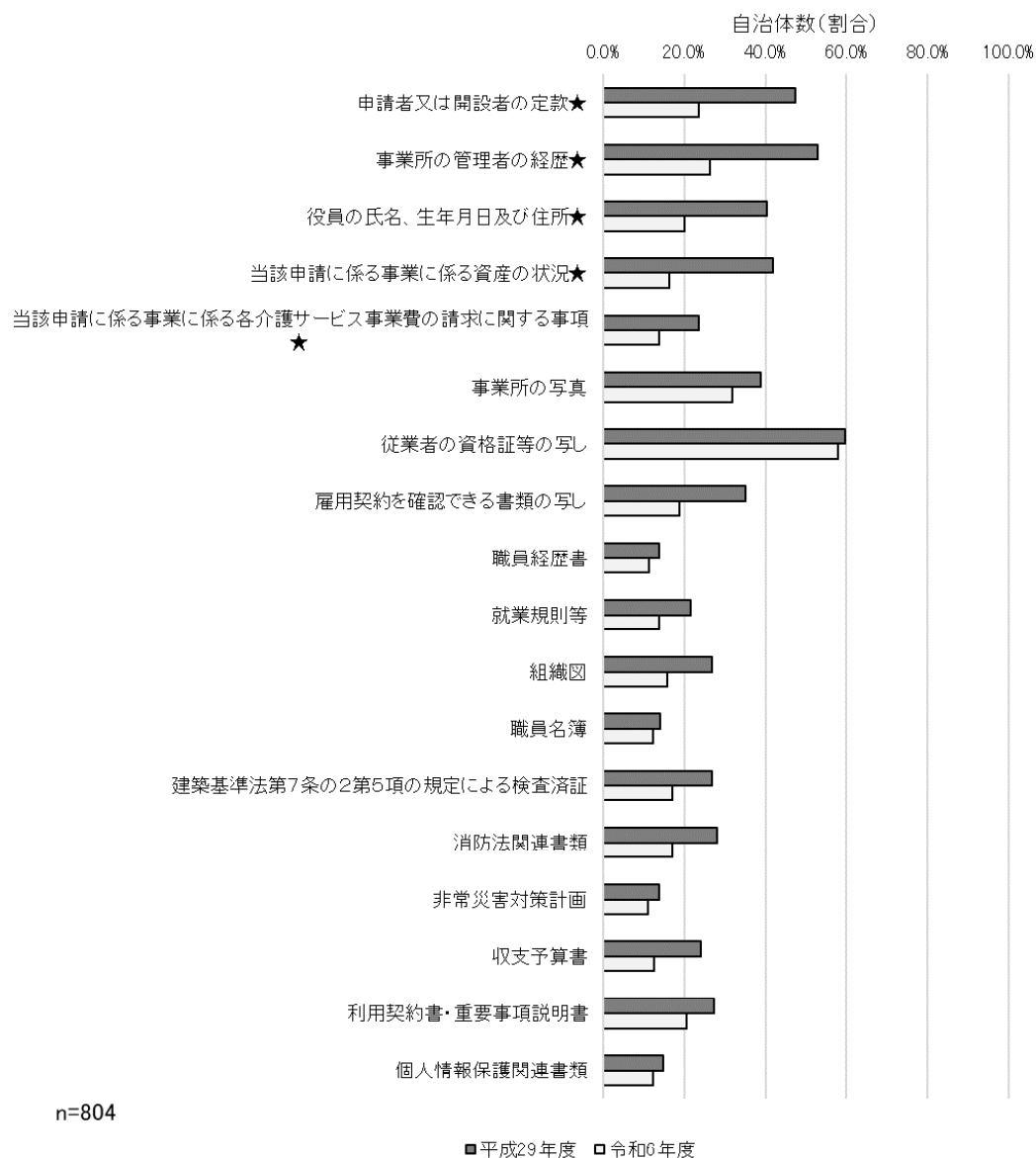


j. 通所型サービス(総合事業)

通所型サービス(総合事業)の新規指定申請に係る文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他市町村が指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。

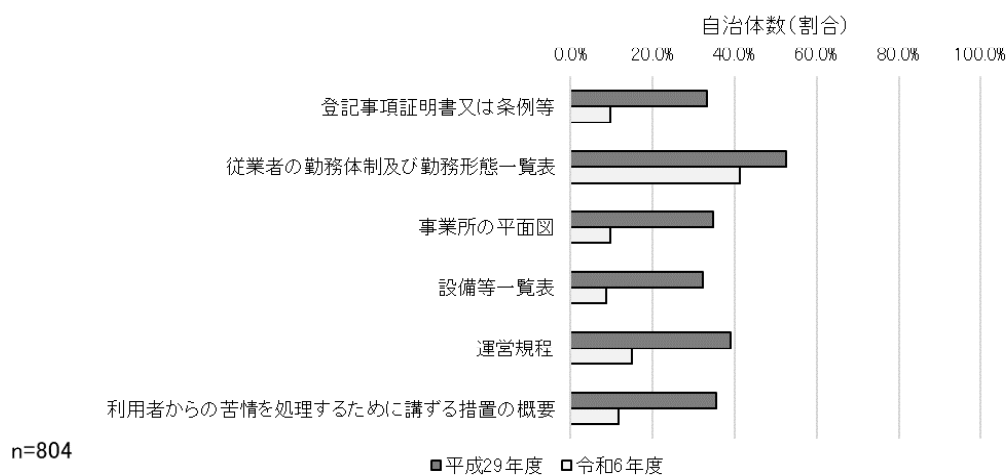
施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)については、平成29年度と比較して令和6年度に提出を求める自治体数が大きく減少していた。一方「従業員の資格証の写し」については約6割の自治体が令和6年度時点でも提出を求めている。

図表 29 文書の提出を求める自治体数の推移 新規指定申請 通所型サービス(総合事業)
(介護保険法施行規則第140条の63の5第1項第12号「その他市町村が指定に関し必要と認める事項」)



通所型サービス(総合事業)の更新申請に係る文書のうち、厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、変更の有無に関わらず提出を求める自治体数の推移は以下のとおりである。変更の有無に関わらず提出を求める自治体は平成29年度時点では少なくとも約4割であったが、令和6年度には約1～2割まで減少した。一方、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、平成29年度には約6割、令和6年度には約4割の自治体の変更の有無に関わらず提出を求めている。

図表 30 変更の有無に関わらず文書の提出を求める自治体数の推移 更新申請
通所型サービス(総合事業)
(厚生労働省老健局長通知にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたもの)



4) 添付書類の提出を求めている理由

a. 新規指定申請

新規指定申請に係る文書のうち、施行規則改正により削除された項目をはじめとする添付書類について、令和6年度調査時点に「提出を求めている」と回答した場合に、その理由を

図表 31、図表 32に示した。なお、都道府県、政令・中核市に回答を求めたサービスの代表例として通所介護、一般市・区町村に回答を求めたサービスの代表例として地域密着型通所介護の結果を示している。

通所介護においては、「サービスが適切に提供されていることを確認する上で必須のため」と回答した割合が最も多かった。回答対象の自治体数が概ね20以上であれば9割程度が「サービスが適切に提供されていることを確認する上で必須のため」と回答していた。

図表 31 新規指定申請について、現在も提出を求めている理由_令和6年度 通所介護
(介護保険法施行規則第119条第1項第11号「その他指定に関し必要と認める事項」)【複数回答】

	件数	のるサ たこと めビス をが適 確認 する 上提 供必 須れ	含申 む請 た時 めに 不備 が多 い項 目を	難治 し体 内化 した ため 合意 を得 るこ とが 自	簡素 化す るこ とに つ いて が自	き添 付書 類の 見直 し検 討が で	な不 要な 情報 か否 かが 分か ら	明 確な 理由 はな い	不 明	そ の 他	無 回 答
申請者又は開設者の定款	10	7 70.0%	0 0.0%	1 10.0%	2 20.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%
事業所の管理者の経歴	17	14 82.4%	0 0.0%	1 5.9%	2 11.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.9%
役員の氏名、生年月日及び住所	15	8 53.3%	1 6.7%	1 6.7%	1 6.7%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 26.7%	0 0.0%
当該申請に係る事業に係る資産の状況	8	6 75.0%	0 0.0%	1 12.5%	2 25.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項	4	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%
事業所の写真	49	46 93.9%	2 4.1%	0 0.0%	2 4.1%	1 2.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 6.1%	0 0.0%
従業者の資格証等の写し	82	79 96.3%	7 8.5%	3 3.7%	3 3.7%	2 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 3.7%	0 0.0%
雇用契約を確認できる書類の写し	29	27 93.1%	2 6.9%	1 3.4%	1 3.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.9%	0 0.0%
職員経歴書	5	4 80.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就業規則等	9	7 77.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%
組織図	20	17 85.0%	1 5.0%	1 5.0%	2 10.0%	1 5.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%
職員名簿	4	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証	40	34 85.0%	1 2.5%	1 2.5%	3 7.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 10.0%	0 0.0%
消防法関連書類	40	33 82.5%	1 2.5%	0 0.0%	4 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 10.0%	0 0.0%
非常災害対策計画	4	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%
収支予算書	12	7 58.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 25.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%
利用契約書・重要事項説明書	18	17 94.4%	4 22.2%	2 11.1%	1 5.6%	1 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 11.1%	0 0.0%
個人情報保護関連書類	4	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%

※各文書について令和6年度調査時点に「提出を求めている」と回答した場合のみ回答

地域密着型通所介護においても、「サービスが適切に提供されていることを確認する上で必須のため」と回答した割合が最も多く、概ね6割程度を占めた。ただし、通所介護と比較するとこの割合は低かった。他方、通所介護ではほとんど回答がなかった「添付書類の見直し検討ができていないため」「必要な情報か否かがわからないため」と回答した自治体が約1～2割あった。

図表 32 新規指定申請について、現在も提出を求めている理由_令和6年度
地域密着型通所介護通所介護
(介護保険法施行規則第131条3の2第1項第11号「その他指定に関し必要と認める事項」)【複数回答】

	件数	の ため	サ ー ビ ス が 適 切 に 提 供 さ れ る こ と を 確 認 す る 上 で 必 須	申 請 時 に 不 備 が 多 い 項 目 を 含 む た め	難 し い た め	簡 素 化 す る こ と に つ い て 自 ら 意 を 得 る こ と が	添 付 書 類 の 見 直 し 検 討 が で き て い な い た め	不 要 な 情 報 か 否 か が 分 か ら な い た め	明 確 な 理 由 は な い	不 明	そ の 他	無 回 答
申請者又は開設者の定款	167	100 59.9%	3 1.8%	2 1.2%	40 24.0%	25 15.0%	11 6.6%	0 0.0%	4 2.4%	10 6.0%		
事業所の管理者の経歴	240	161 67.1%	7 2.9%	4 1.7%	46 19.2%	26 10.8%	15 6.3%	0 0.0%	7 2.9%	8 3.3%		
役員の氏名、生年月日及び住所	176	92 52.3%	3 1.7%	5 2.8%	37 21.0%	27 15.3%	15 8.5%	0 0.0%	13 7.4%	10 5.7%		
当該申請に係る事業に係る資産の状況	139	85 61.2%	2 1.4%	3 2.2%	31 22.3%	25 18.0%	11 7.9%	0 0.0%	4 2.9%	5 3.6%		
当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項	139	90 64.7%	7 5.0%	3 2.2%	28 20.1%	23 16.5%	7 5.0%	0 0.0%	2 1.4%	6 4.3%		
事業所の写真	256	197 77.0%	4 1.6%	3 1.2%	35 13.7%	19 7.4%	9 3.5%	0 0.0%	14 5.5%	7 2.7%		
従業者の資格証等の写し	487	405 83.2%	44 9.0%	3 0.6%	53 10.9%	28 5.7%	11 2.3%	0 0.0%	58 11.9%	8 1.6%		
雇用契約を確認できる書類の写し	149	97 65.1%	4 2.7%	3 2.0%	38 25.5%	18 12.1%	6 4.0%	0 0.0%	6 4.0%	7 4.7%		
職員経歴書	99	57 57.6%	1 1.0%	2 2.0%	22 22.2%	13 13.1%	8 8.1%	0 0.0%	7 7.1%	7 7.1%		
就業規則等	123	78 63.4%	2 1.6%	4 3.3%	29 23.6%	19 15.4%	9 7.3%	0 0.0%	3 2.4%	5 4.1%		
組織図	134	80 59.7%	9 6.7%	4 3.0%	29 21.6%	20 14.9%	8 6.0%	0 0.0%	6 4.5%	6 4.5%		
職員名簿	95	57 60.0%	3 3.2%	4 4.2%	23 24.2%	15 15.8%	6 6.3%	0 0.0%	3 3.2%	5 5.3%		
建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証	213	152 71.4%	3 1.4%	3 1.4%	32 15.0%	22 10.3%	8 3.8%	0 0.0%	9 4.2%	6 2.8%		
消防法関連書類	210	150 71.4%	2 1.0%	3 1.4%	32 15.2%	26 12.4%	9 4.3%	0 0.0%	10 4.8%	5 2.4%		
非常災害対策計画	116	71 61.2%	2 1.7%	3 2.6%	22 19.0%	17 14.7%	8 6.9%	0 0.0%	5 4.3%	7 6.0%		
収支予算書	148	99 66.9%	1 0.7%	3 2.0%	28 18.9%	19 12.8%	11 7.4%	0 0.0%	3 2.0%	5 3.4%		
利用契約書・重要事項説明書	230	144 62.6%	21 9.1%	4 1.7%	29 12.6%	20 8.7%	10 4.3%	0 0.0%	40 17.4%	5 2.2%		
個人情報保護関連書類	115	75 65.2%	3 2.6%	4 3.5%	18 15.7%	17 14.8%	8 7.0%	0 0.0%	4 3.5%	5 4.3%		

※各文書について令和6年度調査時点に「提出を求めている」と回答した場合のみ回答

b. 更新申請

更新申請に係る文書のうち、厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、令和6年度調査時点に「変更の有無に関わらず提出を求めている」と回答した場合に、その理由を図表 33、図表 34に示した。なお、都道府県、政令・中核市に回答を求めたサービスの代表として通所介護、一般市・区町村に回答を求めたサービスの代表として地域密着型通所介護の結果を示した。

通所介護では「サービスが適切に提供されていることを確認する上で必須のため」と回答した割合が最も多く、6割～8割程度であった。地域密着型通所介護でも「サービスが適切に提供されていることを確認する上で必須のため」と回答した自治体が最も多かったものの、その割合は通所介護と比較すると約10ポイント低く、代わりに「添付書類の見直しの見直し検討が出来ていないため」と回答した自治体が1～3割ほどあった。

図表 33 更新申請について、変更の有無に関わらず提出を求めている理由 令和6年度 通所介護
(厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたもの)【複数回答】

	件数	サービスが適切に提供されることを確認する上で必須のため	申請時に不備が多い項目を含むため	簡素化することについてが難しいため	添付書類の見直し検討ができていないため	不要な情報か否かが分からないため	明確な理由はない	不明	その他	無回答
登記事項証明書又は条例等	18	13 72.2%	1 5.6%	2 11.1%	1 5.6%	2 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.6%	2 11.1%
事業所の平面図	18	15 83.3%	2 11.1%	1 5.6%	1 5.6%	1 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.6%	2 11.1%
運営規程	26	17 65.4%	8 30.8%	2 7.7%	1 3.8%	2 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	4 15.4%	3 11.5%
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	9	2 22.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	3 33.3%
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	62	53 85.5%	8 12.9%	2 3.2%	2 3.2%	2 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	7 11.3%

※各文書について令和6年度時点に「変更の有無にかかわらず提出必須としている」と回答した場合のみ回答

図表 34 更新申請について、変更の有無に関わらず提出を求めている理由 令和6年度 地域密着型通所介護
(厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたもの)【複数回答】

	件数	のサ たこ めと ビス 確が 認適 する に提 供さ 須れ	含申 む請 た時 めに 不備 が多 い項 目を	難治 しい 体内 化す るこ とに つ いて が自	添付 書類 の見 直し 検討 がで	不 要な 情報 か否 かが 分か ら	明 確な 理由 はな い	不 明	そ の 他	無 回 答
登記事項証明書又は条例等	89	45 50.6%	4 4.5%	1 1.1%	24 27.0%	5 5.6%	7 7.9%	0 0.0%	2 2.2%	16 18.0%
事業所の平面図	89	44 49.4%	4 4.5%	1 1.1%	25 28.1%	6 6.7%	7 7.9%	2 2.2%	3 3.4%	15 16.9%
運営規程	146	93 63.7%	14 9.6%	1 0.7%	29 19.9%	8 5.5%	6 4.1%	0 0.0%	3 2.1%	22 15.1%
利用者からの苦情を処理するために講 ずる措置の概要	105	52 49.5%	5 4.8%	1 1.0%	30 28.6%	7 6.7%	6 5.7%	2 1.9%	1 1.0%	19 18.1%
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧 表	358	277 77.4%	25 7.0%	3 0.8%	33 9.2%	12 3.4%	5 1.4%	2 0.6%	46 12.8%	39 10.9%

※各文書について令和6年度時点に「変更の有無にかかわらず提出必須としている」と回答した場合のみ回答

5) 添付書類を見直した理由

a. 新規指定申請

新規指定申請にかかる文書のうち、施行規則改正により削除された項目をはじめとする添付書類で平成28年度から令和6年度の間に提出不要とした文書について、その理由を図表 35、図表 36に示した。なお、都道府県、政令・中核市に回答を求めたサービスの代表として通所介護、一般市・区町村に回答を求めたサービスの代表として地域密着型通所介護の結果を示した。

通所介護、地域密着型通所介護のいずれにおいても、「事業者の負担軽減のため」と回答した割合が最も多く、次いで「審査事務の効率化のため」、「審査上不要のため」と回答した割合が多かった。

図表 35 新規指定申請について、平成28年度から令和6年度調査時点にかけての見直しで提出不要とした理由 通所介護
(介護保険法施行規則第119条第1項第11号「その他指定に関し必要と認める事項」)【複数回答】

	件数	審査上不要のため	審査事務の効率化のため	事業者の負担軽減のため	明確な理由はない	不明	その他	無回答
申請者又は開設者の定款	42	18 42.9%	17 40.5%	20 47.6%	0 0.0%	2 4.8%	6 14.3%	2 4.8%
事業所の管理者の経歴	42	20 47.6%	16 38.1%	20 47.6%	0 0.0%	2 4.8%	5 11.9%	3 7.1%
役員の氏名、生年月日及び住所	41	19 46.3%	14 34.1%	19 46.3%	0 0.0%	3 7.3%	5 12.2%	3 7.3%
当該申請に係る事業に係る資産の状況	36	17 47.2%	12 33.3%	14 38.9%	0 0.0%	2 5.6%	5 13.9%	3 8.3%
当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項	6	2 33.3%	1 16.7%	3 50.0%	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%
事業所の写真	15	3 20.0%	8 53.3%	10 66.7%	0 0.0%	1 6.7%	2 13.3%	0 0.0%
従業者の資格証等の写し	11	1 9.1%	5 45.5%	7 63.6%	0 0.0%	1 9.1%	2 18.2%	1 9.1%
雇用契約を確認できる書類の写し	17	3 17.6%	7 41.2%	12 70.6%	0 0.0%	1 5.9%	0 0.0%	2 11.8%
職員経歴書	4	2 50.0%	2 50.0%	3 75.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
就業規則等	7	2 28.6%	3 42.9%	5 71.4%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%
組織図	13	2 15.4%	6 46.2%	9 69.2%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	1 7.7%
職員名簿	6	2 33.3%	3 50.0%	3 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証	13	4 30.8%	3 23.1%	5 38.5%	0 0.0%	1 7.7%	2 15.4%	2 15.4%
消防法関連書類	14	3 21.4%	5 35.7%	6 42.9%	0 0.0%	1 7.1%	3 21.4%	2 14.3%
非常災害対策計画	4	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%
収支予算書	21	8 38.1%	9 42.9%	9 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.8%	2 9.5%
利用契約書・重要事項説明書	7	1 14.3%	4 57.1%	4 57.1%	0 0.0%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%
個人情報保護関連書類	2	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%

※各文書について平成28年時点では「提出を求めている」、令和6年度時点では「提出を求めている」と回答した場合のみ回答

図表 36 新規指定申請について、平成28年度から令和6年度調査時点にかけての見直しで
提出不要とした理由 地域密着型通所介護
(介護保険法施行規則第131条3の2第1項第11号「その他指定に関し必要と認める事項」)【複数回答】

	件数	審査上不要のため	た審査事務の効率化のため	た事業者の負担軽減のため	明確な理由はない	不明	その他	無回答
申請者又は開設者の定款	256	74 28.9%	138 53.9%	171 66.8%	5 2.0%	6 2.3%	29 11.3%	16 6.3%
事業所の管理者の経歴	250	72 28.8%	126 50.4%	156 62.4%	5 2.0%	6 2.4%	30 12.0%	22 8.8%
役員の氏名、生年月日及び住所	232	65 28.0%	121 52.2%	152 65.5%	4 1.7%	6 2.6%	28 12.1%	15 6.5%
当該申請に係る事業に係る資産の状況	236	75 31.8%	127 53.8%	151 64.0%	4 1.7%	6 2.5%	22 9.3%	12 5.1%
当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項	123	17 13.8%	70 56.9%	88 71.5%	4 3.3%	2 1.6%	18 14.6%	4 3.3%
事業所の写真	151	18 11.9%	74 49.0%	106 70.2%	2 1.3%	1 0.7%	31 20.5%	11 7.3%
従業者の資格証等の写し	132	30 22.7%	58 43.9%	80 60.6%	4 3.0%	2 1.5%	31 23.5%	14 10.6%
雇用契約を確認できる書類の写し	161	38 23.6%	89 55.3%	117 72.7%	2 1.2%	3 1.9%	21 13.0%	11 6.8%
職員経歴書	82	14 17.1%	55 67.1%	62 75.6%	2 2.4%	1 1.2%	7 8.5%	5 6.1%
就業規則等	119	27 22.7%	66 55.5%	84 70.6%	5 4.2%	1 0.8%	17 14.3%	6 5.0%
組織図	123	28 22.8%	59 48.0%	78 63.4%	2 1.6%	4 3.3%	10 8.1%	9 7.3%
職員名簿	34	5 14.7%	12 35.3%	18 52.9%	2 5.9%	1 2.9%	6 17.6%	3 8.8%
建築基準法第7条の2第5項の規定による	137	23 16.8%	82 59.9%	101 73.7%	5 3.7%	2 1.5%	29 21.2%	7 5.1%
消防法関連書類	139	24 17.3%	82 59.0%	102 73.4%	5 3.6%	3 2.2%	31 22.3%	6 4.3%
非常災害対策計画	77	6 7.8%	45 58.4%	59 76.6%	3 3.9%	2 2.6%	11 14.3%	4 5.2%
収支予算書	125	33 26.4%	72 57.6%	88 70.4%	4 3.2%	3 2.4%	9 7.2%	9 7.2%
利用契約書・重要事項説明書	92	17 18.5%	24 26.1%	51 55.4%	5 5.4%	3 3.3%	20 21.7%	9 9.8%
個人情報保護関連書類	64	8 12.5%	42 65.6%	50 78.1%	2 3.1%	0 0.0%	5 7.8%	2 3.1%

※各文書について平成28年時点では「提出を求めている」、令和6年度時点では「提出を求めている」と回答した場合のみ回答

b. 更新申請

新規指定申請に係る文書のうち、厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、平成28年度から令和6年度の間に提出不要とした場合のその理由を図表 37・図表 38に示した。なお、都道府県、政令・中核市に回答を求めたサービスの代表として通所介護、一般市・区町村に回答を求めたサービスの代表として地域密着型通所介護の結果を示した。

通所介護、地域密着型通所介護のいずれにおいても、「事業者の負担軽減のため」と回答した割合が最も多く、次いで「審査事務の効率化のため」と回答した割合が多かった。

図表 37 更新申請について、平成28年度から令和6年度調査時点にかけての見直しで
提出不要とした理由 通所介護
(厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたもの)【複数回答】

	件数	審査上不要のため	た審査事務の効率化のため	た事業者の負担軽減のため	明確な理由はない	不明	その他	無回答
登記事項証明書又は条例等	10	1 10.0%	5 50.0%	9 90.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%
事業所の平面図	10	0 0.0%	4 40.0%	8 80.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 20.0%	1 10.0%
運営規程	11	1 9.1%	7 63.6%	10 90.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	5	0 0.0%	4 80.0%	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	11	2 18.2%	8 72.7%	10 90.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※各文書について平成28年時点では「提出を求めている」、令和6年度時点では「提出を求めている」と回答した場合のみ回答

図表 38 更新申請について、平成28年度から令和6年度調査時点にかけての見直しで
提出不要とした理由 地域密着型通所介護
(厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたもの)【複数回答】

	件数	審査上不要のため	た審査事務の効率化のため	た事業者の負担軽減のため	明確な理由はない	不明	その他	無回答
登記事項証明書又は条例等	222	36 16.2%	123 55.4%	180 81.1%	5 2.3%	3 1.4%	17 7.7%	10 4.5%
事業所の平面図	222	33 14.9%	121 54.5%	179 80.6%	5 2.3%	2 0.9%	19 8.6%	11 5.0%
運営規程	237	31 13.1%	126 53.2%	189 79.7%	6 2.5%	2 0.8%	30 12.7%	10 4.2%
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	221	32 14.5%	121 54.8%	177 80.1%	5 2.3%	2 0.9%	22 10.0%	10 4.5%
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	194	42 21.6%	105 54.1%	144 74.2%	6 3.1%	0 0.0%	29 14.9%	12 6.2%

※各文書について平成28年時点では「提出を求めている」、令和6年度時点では「提出を求めていない」と回答した場合のみ回答

6) 文書削減量の推計

指定申請時に提出を求める文書について、本調査で得られた回答を基に、平成28年度と比較した令和6年度の削減量について推計を行った。なお、居宅介護支援については平成30年度、訪問型サービス(総合事業)、及び通所型サービス(総合事業)については平成29年度との比較により推計を行った。

a. 推計方法

図表 39に述べる計算式にて、指定申請の種類別・サービス別に文書の削減率 R を推計した。

推計にあたっては、文書負担軽減の視点の一つである ICT 化の状況を把握する観点から、二時点間における文書量を単純に比較することに加え、各自治体が紙媒体で受付けた文書のみを集計対象とする形で削減率を算出した。なお推計にあたっては、指定申請時に提出を求める文書の種類について、平成28年度及び令和6年度の二時点分の回答があった自治体を対象とした。

図表 39 文書削減量の推計式

- ・文書負担軽減の取組前時点(2016年)と調査時点(2024年)それぞれについて、指定・更新申請等にあたり自治体が提出を求める文書の平均枚数 $\bar{Y}_t$ を求める。(②式)
- ・紙と電子の割合を反映した推計では、調査時点(2024年)について、紙で受け付けた文書のみを平均枚数 $\bar{Y}_t$ として算出するため、受付件数における紙の割合 s_i を自治体が提出を求める文書の枚数に掛け合わせる。(②'式)
- ・②式(紙と電子の割合を反映した推計では2016年については②式、2024年については②'式)で求めた二時点分の平均枚数($\bar{Y}_{2016}$, $\bar{Y}_{2024}$)をもとに、平均削減率Rを求める。(①式)

$$R = (\bar{Y}_{2016} - \bar{Y}_{2024}) / \bar{Y}_{2016} \cdots \textcircled{1}$$

$$\bar{Y}_t = \frac{1}{m} \sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^{n_i} X_{t,i,j} P_{t,i} Q_j \cdots \textcircled{2}$$

$$\bar{Y}_{2024} = \frac{1}{m} \sum_{i=1}^m s_i \sum_{j=1}^{n_i} X_{2024,i,j} P_{2024,i} Q_j \cdots \textcircled{2'}$$

項目の概要	
R ...	文書の平均削減率
$\bar{Y}_t$...	時点tにおける1自治体当たりの文書の平均枚数
$X_{t,i,j}$...	時点tの自治体iにおける文書jの取り扱い (提出を求める場合に1、それ以外の場合に0)
$P_{t,i}$...	時点tの自治体iが提出を求める文書の部数 (電子媒体での提出を前提としている場合は1部)
Q_j ...	文書jの標準的な枚数
m ...	集計対象となった自治体数
n_i ...	自治体iにおける文書の種類の合計
s_i ...	自治体iにおける指定申請の受付件数に占める紙媒体の割合 (2024年4月1日から調査時点までの受付件数より算出)

b. 推計結果

指定申請時に提出を求める文書の削減量に関する推計結果は以下のとおり。

新規指定申請に係る令和6年度の文書量は、本調査において都道府県、政令・中核市に回答を求めた5サービスでは、2～3割程度削減されたと考えられる。一般市・区町村に回答を求めた5サービスではサービスごとに傾向の差が見られ、地域密着型通所介護と認知症対応型共同生活介護では約4割、居宅介護支援、訪問型サービス（総合事業）、通所型サービス（総合事業）では2～3割程度削減されたと考えられる。

続いて更新申請に係る令和6年度の文書量は、本調査において都道府県、政令・中核市に回答を求めた5サービスでは約2割削減されたと考えられる。一般市・区町村に回答を求めた5サービスではサービスごとに傾向の差が見られ、地域密着型通所介護と認知症対応型共同生活介護では約4割、居宅介護支援、訪問型サービス（総合事業）、通所型サービス（総合事業）では約2割削減されたと考えられる。

なお、更新申請のうち、過去の申請・届出時からの変更の有無にかかわらず提出が必須とされている文書に対象を限定した場合の削減率は都道府県、政令・中核市に回答を求めた5サービスでは約3割、一般市・区町村に回答を求めたサービスのうち、居宅介護支援は約5割、その他の4サービスは約7割という結果となった。また更新申請について、令和6年度における文書量から、電子媒体で受付したものを除外した場合（図表中では「紙・電子の割合を反映して推計」として記載）でも、削減率の推計結果に大きな変化はなかった。

図表 40 提出を求める文書の平均削減率(推計値)、指定申請の種類別、サービス別
(都道府県、政令・中核市に回答を求めた5サービス)

サービス名	集計 対象数	新規申請	更新申請		紙・電子の割合を反映して推計	
			変更の有無にかかわらず提出必須のもの	更新申請	更新申請	変更の有無にかかわらず提出必須のもの
訪問介護	87	27.7%	23.1%	33.6%	31.3%	40.1%
通所介護	87	24.3%	22.1%	33.1%	32.0%	41.1%
特定施設入居者生活介護	87	19.5%	18.3%	31.9%	26.0%	35.7%
福祉用具貸与	87	27.3%	20.2%	33.4%	29.2%	39.7%
介護老人福祉施設	88	28.9%	26.1%	30.5%	29.5%	32.0%

※指定申請時に提出を求める文書の種類について、平成 28 年度及び令和6年度の二時点分の回答があった自治体を対象として集計。

図表 41 提出を求める文書の平均削減率(推計値)、指定申請の種類別、サービス別
(一般市・区町村に回答を求めた5サービス)

サービス名	集計 対象数	新規申請	更新申請		紙・電子の割合を反映して推計	
			変更の有無にかかわらず提出必須のもの		更新申請	変更の有無にかかわらず提出必須のもの
地域密着型通所介護	627	43.7%	39.7%	71.1%	43.6%	72.7%
認知症対応型共同生活介護	627	41.6%	42.0%	75.8%	46.3%	77.3%
居宅介護支援	630	24.1%	21.6%	51.3%	28.7%	56.5%
訪問型サービス(総合事業)	623	28.2%	30.5%	65.4%	36.7%	68.4%
通所型サービス(総合事業)	624	30.5%	34.5%	69.1%	41.0%	71.8%

※指定申請時に提出を求める文書の種類について、平成 28 年度及び令和6年度の二時点分の回答があった自治体を対象として集計。なお、居宅介護支援では平成 28 年度に代わりに平成 30 年度を、訪問型サービス(総合事業、及び通所型サービス(総合事業))では平成 29 年度を調査時点としている。

2.3 ヒアリング調査

2.3.1 調査方法

(1) 調査対象及び抽出方法

アンケート調査に回答のあった自治体のうち、平成28年から令和6年にかけて指定申請時に提出を求める文書の種類が一定程度減少した自治体を中心に、ヒアリング対象を選定した。

選定した自治体5団体の基本情報は以下のとおり。

図表 42 自治体調査 ヒアリング対象の基本情報

自治体名	人口規模(概数)	削減した 添付資料の数※
都道府県 A	約100万人	4～5件
政令・中核市 A	約50万人	7～8件
政令・中核市 B	約50万人	7～9件
一般市・区町村 A	約50万人	5～6件
一般市・区町村 B	約10万人	2～3件

※同じ自治体でも、サービスごとに削減数が異なる。

(2) 調査時期

令和6年12月16日(月)～令和7年1月27日(月)

2.3.2 調査項目

ヒアリング調査項目は本事業の検討委員会での議論及び自治体アンケート調査結果を踏まえ、以下のように設定した。

図表 43 自治体調査ヒアリング項目

指定申請等における「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化が自治体の審査事務負担に与えた影響	▶ 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後の審査事務負担の変化及びその理由 ▶ 今後、様式に追加・修正を希望する内容
新規指定申請時に提出を求めている添付書類	▶ 令和6年度調査時点に独自に提出を求めている添付書類について ・ 提出を求めている理由 ・ 今後、添付書類の簡素化を検討する可能性、及び検討が必要な事項 ▶ 平成28年度から令和6年度調査時点までの間に提出不要とした添付書類について ・ 提出不要とした経緯及び決め手 ・ 提出不要としたことで生じた業務上の支障
更新申請時に変更の有無にかかわらず提出を求めている添付書類	▶ 令和6年度調査時点に変更の有無にかかわらず提出を求めている添付書類について ・ 提出を求めている理由 ・ 今後、添付書類の簡素化を検討する可能性、及び検討が必要な事項 ▶ 平成28年度から令和6年度調査時点までの間に提出を簡素化した

	添付書類について ・ 簡素化した経緯及び決め手 ・ 提出不要としてことで生じた業務上の支障
事業者の負担軽減に資する自治体の好取組事例	▶ 実施している取組のうち、事業者から評価されていると感じるものや工夫している事項の詳細 ▶ 今後、独自に取組を検討している事項

2.3.3 調査結果概要

(1) 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化が自治体の審査事務負担に与えた影響

指定申請等における審査事務について、「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後も事務負担は変わらないと回答した自治体が多かった。ただし、過去の標準様式にはなかった項目が「厚生労働大臣が定める様式」に含まれるようになったことで、介護サービス事業者に対して追加で文書の提出を求めたり情報を聞き取ったりする必要がなくなり、負担の軽減につながったと回答した自治体も存在した。

この点を踏まえると、様式の統一は、自治体の審査事務負担には大きな影響は与えなかったものの、事業者側の負担も含めた総体としての事務負担の軽減につながっているものと考えられる。

(2) 指定申請時に提出を求める文書の見直しに関する経緯及び課題

指定申請時に提出を求める文書の見直しのきっかけについては、電子申請届出システムの利用開始に向けた準備の一環として取り組んだ事例、自治体の審査事務について業務効率化が必要だった事例、介護保険法施行規則の改正や介護報酬改定等の全国的な制度改正に合わせてその都度見直している事例が把握できた。

次に指定申請時に提出を求める文書を簡素化した決め手については、当該書類以外の文書や運営指導で情報の確認を代替できると判断した事例が複数見られた。例えば事業所の写真を求める代わりに、別途提出を求めている平面図や消防法関連、建築基準法関係の書類により建物の安全性を確認している事例や、雇用契約を確認できる書類の写しを求める代わりに、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表や資格証の写しによって雇用関係を確認している事例が見られた。そのほか更新申請において、大きな変更が生じることが少ない設備や経営状態に関する文書は一律で提出を求めないこととしている事例が見られた。

一方、文書の簡素化が難しい場合の理由としては、新規指定申請では事業所がサービスの基準を満たさない可能性を書面上の確認によりできる限り排したいとの考え方を示す自治体がほとんどであった。更新申請では、変更届出を適切に実施しない介護サービス事業者が一定数存在することや、それらを運営指導のみで監督することが難しいことが理由として挙げられた。

指定申請時の文書簡素化に向けた課題としては、変更届を適切に提出しない事業者が一定数存在し、かつ運営指導を充実させる人的資源が不足しているために更新申請時に多くの文書の提出を求めざるを得ないことや、自治体が文書の見直しそのものに取り組む業務時間の確保が難しいことが挙げられた。

(3) 介護サービス事業者の負担軽減に資する自治体の好取組

介護サービス事業者の負担軽減に資する取組としては、サービスごとの必要書類一覧や記入例の作成を行っている自治体がみられた。またローカルルールの発生を防ぐため、日頃から事業所の指導時に省令等の根拠を参照することとしている自治体もあった。なお必要書類一覧の作成にあたっては、全国一律で提出が求められている添付書類と独自に求めている添付書類を区別して示したうえで一覧化している事例があり、事業者にとって対応しやすいように配慮されていた。

2.3.4 調査結果

(1) 指定申請等における「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化が自治体の審査事務負担に与えた影響

指定申請等における「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化が自治体の審査事務負担に与えた影響、及び申請・届出時の様式及び記入例に関する要望のヒアリング結果は以下のとおりであった。

「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後も指定申請等における審査事務負担は変わらないと回答した自治体が多かった。ただし、変更届出の付表について、過去の標準様式にはなかった項目が「厚生労働大臣が定める様式」に含まれるようになったことで、事業者に対して追加で文書の提出を求めたり情報を聞き取ったりする必要がなくなり、負担の軽減につながったと回答した自治体も存在した。

図表 44 ヒアリング結果：「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化が自治体の審査事務負担に与えた影響

「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後の審査事務負担が軽減した点	▶ 変更届出については付表がより詳しい内容となったため、「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化前には電話等で聞き取っていた情報を書面で確認できるようになり負担軽減につながった。【政令・中核市 A】
「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後の審査事務負担が軽減していない点	▶ 記載内容の正誤確認といった自治体側の事務負担に関して言えば様式の標準化による審査事務負担軽減の効果はあまり感じない。【都道府県 A、一般市・区町村 B】 ▶ 新規指定申請に係る審査事務負担の要因は添付資料の多さにあり、様式の統一による負担軽減効果はあまり感じない。【政令・中核市 A】 ▶ 過去に使用していた自治体独自の付表は事業所台帳システムに沿うものとなっていたため、「厚生労働大臣が定める様式」への切り替えに際して若干の混乱が生じた。【一般市・区町村 A】 ▶ 変更届出の様式について、令和5年度まで使用していた独自様式には変更事項に番号を振っていた。この番号を使って事業所との修正等のやり取りを行っていたが、「厚生労働大臣が定める様式」ではそれができなくなった点が不便である。また、独自様式と「厚生労働大臣が定める様式」では変更事項のカテゴリー分けにズレがあったため、その点も運用上の見直しが必要になった。ただし、これらは様式変更に伴う一時的な負担であり、新しい運用が浸透すれば問題はなくなると考えられる。【都道府県 A】

図表 45 ヒアリング結果：申請・届出時の様式及び記入例に関する要望

▶ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表の参考様式に解説を追加して欲しい。例えば、4週か暦月かを選択できる欄があるが、どのような場合に切り替えるのかという問い合わせが多くある。当市では暦月で提出するよう案内しているが、選択欄があることによって4週でも良いと認識され、理解が得られない場合もある。また、兼務従業者の記載方法が事業所ごとに異なり、審査上手間がかかってしまう。特に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合、オペレーターと従業者を兼務可能で、時間数を両職種に計上することとなっているが、行を分けて書くか否かについて自治体内で議論があり、事業者にも明確に案内できない状況がある。国として記載方法を明示していただければ、自治体としても案内がしやすいためありがたい。【一般市・区町村 A】 ▶ 新規指定申請時に提出が必要な書類のチェックリストとして、介護保険法上の指定のために求められている書類だけでは不十分な場合がある。事業者にとっては加算関係や老人福祉法上の書類も新規指定時に提出が求められる書類に包含されているため、網羅的な一覧表が必要と感じる。【政令・中核市 B】 ▶ 記載例も全国統一のものを国で作成してほしい。事業所にとっても作成しやすくなるうえ、自治体は問い合わせ対応の負担が軽減するだろう。【政令・中核市 B】 ▶ 変更届出について、付表についても国から記載方法を明示して欲しい。現状は変更点のみ記載すべきか、全て記載すべきかが示されていない。例えば管理者の変更の場合、自治体としては常勤職員数の変更等も事業所台帳システムに取り込まなければならないため全ての項目を記載して欲しいが、事業者からは変更点のみで良いのではないかという声があり、意見の食い違いが生じている。【一般市・区町村 A】
--

(2) 新規指定申請時に提出を求めている添付書類

1) 令和6年度調査時点に独自の添付資料の提出を求めている理由

令和6年度調査時点に新規指定申請にかかる添付書類として独自に提出を求めている文書について、提出を求めている理由に関するヒアリング結果は以下のとおりであった。

新規指定申請については、運営開始後に事業所がサービスの基準を満たさない可能性を書面上の確認によりできる限り排したいとの考え方を示す自治体がほとんどだった。

図表 46 ヒアリング結果:独自の添付書類の提出を求めている理由 新規指定申請

全般に対するご意見	▶ 指定申請の手続きの場合、先に書面審査を行い、その後現地確認で人員・設備等を確認し、両方で基準を満たしていると判断できれば指定を行うというフローになっている。そのため書面でも厳格な審査を実施しており、設備の確認のため事業所の写真等の詳細な情報の提出を求めている。【都道府県 A】 ▶ 新規指定時には一通りの情報を確認する必要があると認識しているため、現時点で簡素化予定の添付書類はない。【政令・中核市 A】 ▶ 事業所の運営開始後に問題が露呈することがあるため、新規指定時に事前に確認が必要と思われる事項について、資料の提出を求めている。添付書類を求めないとしても、基準を満たすかどうか詳細に確認している事項もある。【政令・中核市 B】
事業所の管理者(代表者)の経歴書	▶ 認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護では代表者の要件があるが、付表や厚生労働省がチェックリストにおいて示している添付書類だけでは確認できないため、代表者の経歴書のみ現状も独自に提出を求めている。【一般市・区町村 A】
当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項	▶ 加算を算定するか否かにかかわらず、適切に請求するにあたり事業者としての意向確認が必要であると考えため。【政令・中核市 B】
従業者の資格証等の写し	▶ 過去の事例から指定権者として確認が必要と整理している。【政令・中核市 A】
雇用契約を確認できる書類の写し	▶ 指定や更新の直前に職員が勤務不可能になってしまう事例があったため、確認が必要と認識している。現地訪問時に雇用契約書の提出を求めている。【都道府県 A】 ▶ 他市で雇用関係のない職員によるサービス提供があった事例があるため念のため提出を求めている。【一般市・区町村 B】
利用契約書・重要事項説明書	▶ 提出を求めている添付書類の中で不備が頻繁にみられる印象がある。利用契約書や重要事項説明書としての言い回しや、言葉遣いが基準等と齟齬がある場合に修正指示をすることがある。今後、作成例等をホームページに掲載すれば事業者の負担軽減につながるだろうと思っているが、なかなか手が回っていない。【一般市・区町村 B】
管理者の兼務に支障がない旨の申告書	▶ 訪問系サービスで管理者が事業所を離れても支障がない旨を確認している。5～6項目の記入を求めており、事業所の負担はそれほど大きくないと認識している。【政令・中核市 A】
手数料の貼り付け台紙	▶ 手数料の徴収が収入証紙によるため。ただし、今後段階的に手数料の支払いもオンライン化する予定である。【都道府県 A】
社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	▶ 平成29年度に厚生労働省から照会があったため、指定権者として引き続き確認が必要と認識している。事後的に確認するのは大変なので新規指定時に確認をしている。【都道府県 A】

2) 令和6年度調査時点に独自に提出を求めている添付資料の今後の簡素化予定

令和6年度調査時点に新規指定申請にかかる添付書類として独自に提出を求めている文書について、今後の簡素化予定に関するヒアリング結果は以下のとおりであった。

サービスの基準を満たすことの確認を事業所自身が行うべきと整理できる場合には、添付書類の簡素化が可能と考えている自治体が複数見られた。

図表 47 ヒアリング結果:独自に提出を求めている添付書類について、今後の簡素化予定 新規指定申請

従業者の資格証等の写し	▶ 基準を満たしていることの確認を事業所に任せられるのであれば勤務形態一覧表等のみで問題なくなるだろう。【政令・中核市 A】
管理者の兼務に支障がない旨の申告書	▶ 令和6年度介護報酬改定で、管理者の要件が同一敷地内を超えても兼務可能に変更となったことを受けて簡素化に向けた議論を行ったが、新規指定申請時には確認が必要と判断した。管理者の兼務が事業所運営に問題がないことを把握できれば、自治体側として提出を求める必要はなくなっていくと史料する。【政令・中核市 A】
社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	▶ 今後厚生労働省からの照会がないのであれば提出不要とすることも可能。【都道府県 A】
損害保険の加入証明書の写し	▶ 事業者側が責任をもって対応を行うべき事項と整理し、提出不要とする予定である。【政令・中核市 B】

3) 平成28年度から令和6年度調査時点までの間に提出不要とした添付書類

新規指定申請にかかる添付書類について、平成28年度から令和6年度調査時点までの間に提出不要とした経緯、決め手及びそれによって生じた業務上の支障に関するヒアリング結果は以下のとおりであった。

添付書類を見直したきっかけについては、電子申請届出システムの利用開始準備や介護保険法施行規則の改正、介護報酬改定等が挙げられた。また、事業所の写真や雇用契約を確認できる書類の写し、職員経歴書について、当該書類以外の文書や運営指導により情報の確認を代替できると判断した事例が見られた。

添付書類の簡素化によって業務上の支障は生じていないとする自治体が多かったが、利用契約書や重要事項説明書については運営指導時に必要項目の不足が見られるケースが多く、指定申請時に再度提出を求める可能性を検討している事例が見られた。

図表 48 ヒアリング結果:提出不要とした添付書類について、その経緯及び決め手 新規指定申請

添付書類の見直しのきっかけ	▶ 平成30年10月1日の改正で介護保険法施行規則から削除された事項については提出不要とした。【政令・中核市 A】 ▶ 指定権者として手が回らないため審査事務を効率化する目的で簡素化した。【政令・中核市 A】 ▶ 令和6年度介護報酬改定に伴う添付書類一覧や手引きの更新にあたり見直した。また、電子申請届出システムの利用時の提出方法が煩雑になると想定されるため、システム利用開始を機に追加の見直しを行った。【政令・中核市 B】 ▶ 令和3年度に押印の廃止を行った際に、添付書類の見直しもあわせて行った。【一般市・区町村 A】 ▶ 独自に提出を求めている事項が「厚生労働大臣が定める様式」の付表に新たに加わったため提出不要とした。【都道府県 A】 ▶ 介護保険法施行規則を参照して必要と考えられる項目を県として提出を求めているが、国様式に当該項目が含まれるのであれば、追加で提出を求める必要はないという整理をしている。【都道府県 A】
---------------	--

	▶ 電子申請届出システムの利用開始準備をきっかけに添付書類の見直しを実施した。【政令・中核市 B】
事業所の写真	▶ 平面図や消防法関連、建築基準法関係の書類から建物の安全性の判断が可能のため不要と整理した。ただし、特殊な平面図を提出した事業所に対しては写真を添付させる場合がある。【政令・中核市 A】 ▶ 事業所の写真の提出がなくても、新規指定申請時には必ず現地確認をしているため問題ないと判断した。【一般市・区町村 B】
従業者の資格証等の写し	▶ 厚生労働省が示しているチェックリストを参考に削減することとした。管理者やケアマネジャー等の資格要件については個別に求めればよいという判断のもと、従業者の資格証等の写しの一律の提出については見直すこととなった。【一般市・区町村 A】
雇用契約を確認できる書類の写し、職員経歴書	▶ 当該書類以外のもの(勤務形態一覧表等、資格証の写し)によって確認可能と判断した。【政令・中核市 B】
利用契約書・重要事項説明書	▶ 近隣市町村が提出を求めていなかったため令和6年度から提出不要とした。施設系サービスでは引き続き提出を求めている。【政令・中核市 B】 ▶ 介護サービスは中小規模の事業者が大多数であり、事業者側が作成する重要事項説明書の内容が不十分で、指定申請の審査を通じて当市が修正・添削して完成させている側面があった。指定申請に係る業務がひっ迫している中で、業務効率化を進める観点から、本資料は本来的に事業者側で責任をもって作成すべきものであると整理をし直し、提出を求めないこととした。他方で、運営指導の担当部署からは新規指定時に確認してほしいとの要望がある。【政令・中核市 B】

図表 49 ヒアリング結果:添付書類を提出不要としたことによって生じた業務上の支障 新規指定申請

全般に対するご意見	▶ 平成30年10月1日施行の改正で、介護保険法施行規則から削除された事項に関しては業務上の支障はない。【都道府県 A】 ▶ 確認すべき書類が減ったことで審査事務の負担は軽減したが、当初は本当にその他の要件を満たしているかどうか確認できないことに対する不安もあった。【一般市・区町村 A】 ▶ 指定申請時の負担軽減のためには運営指導を十分に行う必要があるが、運営指導も負担軽減が叫ばれている中で、両立が難しいと感じている。【一般市・区町村 A】
従業者の資格証等の写し	▶ 運営指導のタイミングで資格要件や雇用契約書を確認しており、審査上の問題は生じていない。【一般市・区町村 A】
利用契約書・重要事項説明書	▶ 運営指導時に必要項目の不足が見られるケースが多いため、今後、提出を求める資料の一つとして復活させる可能性がある。【政令・中核市 A】

(3) 更新申請時に変更の有無にかかわらず提出を求めている添付書類

1) 令和6年度調査時点に変更の有無にかかわらず提出必須としている理由

令和6年度調査時点の更新申請で変更の有無にかかわらず提出必須としている添付書類について、変更がなくても提出必須としている理由に関するヒアリング結果は以下のとおりであった。

更新申請については、変更届出を適切に実施しない介護サービス事業者が一定数存在することや、マンパワー不足によりそれらを運営指導時の確認のみで監督することが難しいことを挙げる自治体が多かった。

図表 50 更新申請時に変更の有無にかかわらず提出必須としている添付書類について、その理由

全般に対するご意見	▶ 変更がなければ提出不要とすることが最も望ましいが、変更届出を適切に出していない事業者が一定数存在するため、更新申請時に一律に提出を求めている。6年に1度のことであり、変更事項が多数あることを想定している。【都道府県 A】 ▶ 更新申請時の他に確認の機会がないのが実情である。運営指導はサービスごとに実施時期も異なるため、更新申請を運営状況のチェックの機会と位置付けている。【都道府県 A】 ▶ 新規指定、指定更新、運営指導を2名の担当で実施している。運営指導は頻繁に実施できないため、更新申請時の書類提出によって情報を確認する方が現実的と考えている。【一般市・区町村 B】
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	▶ 変更がないことを想定しにくいいため基本的に提出を求めている。提出させた際に人員配置基準を満たしていないことが発覚する場合があります、更新申請時の確認を簡素化することは考えにくい。【政令・中核市 A】
介護支援専門員一覧	▶ 特定施設入居者生活介護において施設系サービスに準じる確認事項として提出を求めている。【政令・中核市 A】
登記事項証明書又は条例等、事業所の平面図、現在有効となっている指定の通知書	▶ 指定にあたり、介護保険法第七十八条の二第七項に基づく会議に諮る際の資料として必要となるため。自治体から審査結果を報告し、承認を得ている。【一般市・区町村 B】
提出書類チェックシート	▶ 事業所自身にセルフチェックを促すため。【都道府県 A】

2) 令和6年度調査時点に変更の有無にかかわらず提出必須としている添付資料の今後の簡素化予定

令和6年度調査時点の更新申請で変更の有無にかかわらず提出必須としている添付書類について、今後の簡素化予定に関するヒアリング結果は以下のとおりであった。

他サービスとの整合性の観点や、指定更新にあたり自治体を実施する会議上での資料の取り扱い方針を整理することができれば簡素化可能という意見があった。

図表 51 更新申請時に変更の有無にかかわらず提出必須としている添付書類について、今後の簡素化予定

介護支援専門員一覧	▶ 施設系サービスの必要添付書類から削減されれば、当市で独自に求める必要もないと考えられる。【政令・中核市 A】
登記事項証明書又は条例等、事業所の平面図	▶ 登記事項証明書又は条例等や事業所の平面図は、事業者へ提出を求める際に「会議に諮る際の資料として必要」という理由では理解を得にくいと考えており、将来的には簡素化できるとよいと考えている。【一般市・区町村 B】

3) 平成28年度から令和6年度調査時点までの間に提出不要とした添付書類

更新申請にかかる添付書類について、平成28年度から令和6年度調査時点までの間に提出不要とした経緯、決め手及びそれによって生じた業務上の支障に関するヒアリング結果は以下のとおりであった。

自治体の審査事務を効率化させるため添付書類を見直した事例が見られた。添付書類の簡素化によって業務上の支障は生じていないとする自治体が多かったが、運営規程が事業所によって適切に更新されていないケースが多いことが指摘された。

図表 52 提出不要とした添付書類について、その経緯及び決め手 更新申請

全般に対するご意見	▶ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表等は指定の度に確認することが必要だが、その他は新たにミスが生じる等が考えにくいいため、変更がなければ提出不要と整理できる。【政令・中核市 A】 ▶ 文書間の優先順位として、確認が必要な事項とある程度許容可能な事項を整理していくこと、また、その整理のための検討時間を十分に持つことが見直しに際して重要である。【政令・中核市 A】 ▶ 押印廃止と同時に添付書類の見直しを行い、その後は国の標準様式の公表等に伴い見直しを行った。【一般市・区町村 A】 ▶ 運営指導時に確認できているため、更新申請においては変更が無ければ提出不要としている。【一般市・区町村 A】 ▶ 実態として事業者側が適切に変更届出を行っていないケースも発生しているが、管理者や平面図の変更があった場合の届出漏れ等は運営指導の中で確認できしており、指定更新時の添付書類として確認が必要なほどではない。【一般市・区町村 A】
事業所の写真、平面図	▶ 別途変更届で提出を求めることとしている。【都道府県 A】 ▶ 指定申請時の確認事項として重要な項目は大まかに、人員に関するものと設備に関するものである。設備面に大きな変更がある事例は稀なため、変更がなくても提出を求める項目としては不要とした。【都道府県 A】 ▶ 事業者の負担軽減のため、更新申請時には変更がなければ提出不要とした。他自治体で事業所の写真に写すべき事項にばらつきがあるのは、各自治体で提出を求める目的が異なるためではないか。【都道府県 A】
役員の氏名、生年月日及び住所	▶ 平成30年の介護保険法施行規則の改定に合わせて削除した。【都道府県 A、政令・中核市 A】
サービス提供責任者の経歴、運営規程、管理者の兼務に支障がない旨の申告書	▶ 変更がないのであれば前回提出時の書類を保管しているので新たに求める必要はないと考えた。【政令・中核市 A】
収支予算書	▶ 何らかの事故等が起きた際に損害賠償を支払えるかを確認するため新規指定申請時には提出を求めている。更新申請時には既に事業運営が成立していることから確認不要と整理した。毎年の決算書等を作成していない事業所も多いと聞いていたため、負担軽減につながったと考えている。【一般市・区町村 B】

図表 53 添付書類を提出不要としたことによって生じた業務上の支障 更新申請

全般に対するご意見	▶ 審査上の負担は増えていないが、確認する資料が減ったため不安は増えた。【一般市・区町村 A】
運営規程	▶ 本来更新すべき事項があるにもかかわらず5～6年前から運営規程を変更していない事業所があり、運営指導時に何年分もの指摘が挙がることがある。更新申請時の提出を不要としていることで事業所にとって見直しの機会がないのかもしれない。しかし、本来は事業所が必要に応じて適切に更新すべき事項である。【政令・中核市 A】

(4) 介護サービス事業者の負担軽減に資する自治体の好取組

1) 介護サービス事業者から評価されていると感じる取組や工夫している事項の詳細

負担軽減に資する自治体の取組として介護サービス事業者から評価されていると感じる取組や工夫している事項に関するヒアリング結果は以下のとおりであった。

サービスごとの必要書類一覧や記入例の作成を行っている自治体、事業所の指導時に省令等の根拠を都度参照することとしている自治体が見られた。なお必要書類一覧の作成にあたっては、全国一律で提出が求められている添付書類と独自に求めている添付書類を区別して示すことで、事業者にとって対応しやすいように配慮されている事例が把握された。

図表 54 介護サービス事業者から評価されていると感じる取組や工夫している事項の詳細

- ▶ 記入例を作成している。【都道府県 A】
- ▶ 電子申請届出システムの利用開始に伴い、サービスごとにチェックリストを見直しのうえ作成した。電子申請届出システムに移行しても、これまでと同様の手続きとして申請・届出を実施いただけるように工夫している。【都道府県 A】
- ▶ 運営指導時の指摘事項としてローカルルールを生まないよう、指定基準の省令等の根拠に基づいているか常に確認している。【政令・中核市 A】
- ▶ 厚生労働省が作成しているチェックリストを一部改編し、全国一律で提出が求められている添付書類と当市が独自に求めている添付書類を区別して示したうえで一覧化している。昨年度までは新規指定申請のみ提出添付書類の一覧を作成していたが、今年度からは更新申請、変更届も含めた提出添付書類一覧を新たに作成した。【政令・中核市 A】
- ▶ 県や近隣市とルールのすり合わせを行う機会は設けていないが、見直しのタイミングや疑義が生じた場合には判断を共有しているため、ある程度類似する回答になっていると思われる。【一般市・区町村 A】
- ▶ 老人福祉法上の届出については、県から権限移譲を受けて地域密着型サービスのみ、新規指定申請と同時に当自治体にて受付けている。様式等は介護保険上の届出と老人福祉法上の届出で異なるが、提出先が一つであることで事業者の負担軽減につながっていると考えられる。【一般市・区町村 A】
- ▶ 以前は必要書類一覧を全サービス共通で作成していたため、サービス種類によっては不要な書類について事業者側から指摘を受けることがあった。そこで、サービス別の必要書類一覧をホームページに掲載するようにしたところ、事業者側からも分かりやすくなったと評価されている。【一般市・区町村 B】

3. 介護サービス事業者調査

3.1 調査の目的

「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化に伴う介護サービス事業者の事務負担の軽減状況や、指定申請時に提出を求められる添付書類に関するローカルルールの実態、及び添付書類の簡素化等に関する自治体の好取組を把握することを目的として、介護サービス事業者を対象に実施した。

3.2 アンケート調査

3.2.1 調査方法

(1) 調査対象及び抽出方法

令和6年4月1日以降に指定申請を行った^{※1}介護サービス事業所を1つ以上傘下に持つ介護サービス事業者(法人)^{※2}4,000か所を対象とし、厚生労働省介護サービス情報公表システムのオープンデータから法人規模(傘下事業所数)別に層化のうえ、無作為抽出で調査を行った。

※1:国様式の使用義務化(令和6年4月1日施行)に伴う負担軽減状況を把握する観点から、調査対象は施行前・施行後双方の指定申請事務の状況を把握している介護サービス事業者に限定する。

※2:ローカルルールを把握する観点から、複数の自治体にまたがって申請・届出事務(の支援)を担当している職員の所属する法人本部を調査対象とする。

(2) 調査時期

令和6年9月13日(金)～令和6年11月8日(金)

3.2.2 調査項目

調査項目は、本事業での検討委員会での議論を踏まえ、以下のように設定した。

図表 55 主な調査項目

「厚生労働省大臣が定める様式」の使用義務化が介護サービス事業者の事務負担に与えた影響	▶ 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後に指定申請等を行った経験の有無及び件数 ▶ 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化前(令和5年11月以前⁵)の事務負担の状況 ▶ 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後(令和6年4月以降)の事務負担の軽減状況
指定申請等において求められる添付書類に関するローカルルール	▶ 提出を求められた添付書類 ▶ 準備・作成負担の大きい添付書類 ▶ 準備・作成負担が大きいと感じる理由 ▶ 負担軽減に向けた改善点・要望
指定申請等において求められる添付書類の負担軽減に資する自治体の好取組	▶ 添付書類の負担軽減に資する好取組 ▶ 自治体により簡素化されている添付書類の種類

⁵ 「厚生労働大臣が定める様式」が告示された令和5年12月から改正後の介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の施行期日である令和6年4月までの期間は、自治体によって「厚生労働大臣が定める様式」の使用状況が異なることから、本調査においては様式の告示前である令和5年11月以前を「使用義務化前」と設定した。

3.2.3 回収結果

回収結果は以下のとおりであった。

図表 56 回収結果

調査対象数	回収数(率)	
4,000	1,246	31.2%

3.2.4 調査結果概要

(1) 「厚生労働省大臣が定める様式」の使用義務化が介護サービス事業者の事務負担に与えた影響

「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後(令和6年4月以降)の事務負担の状況について、「軽減したと思う」または「どちらかと言えば軽減したと思う」と回答した割合はいずれの申請・届出の種類においても約1～2割であった。また、使用義務化前の事務負担の状況について「負担は大きかった」と回答したもののうち、使用義務化後の事務負担の状況について「軽減したとは思わない」と回答した介護サービス事業者の割合がいずれの申請・届出の種類においても4割を超えていたことから、「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化による事務負担の軽減効果は限定的であったと考えられる。

ただし、「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後に実際に申請・届出を行ったことがある介護サービス事業者は「変更届出」においても全体の5割以下であり、「新規指定申請」及び「指定に関するその他の届出」においては約1割であったこと、また、それらの事業者においても調査回答時点までの申請・届出件数はいずれの種類においても「1件」が最も多かったことから、現時点では複数自治体にまたがって申請・届出を行う場合の様式の標準化の効果が実感されていない可能性があり、今後より長期的な効果を把握する必要があると考えられる。

(2) 指定申請等において求められる添付書類に関するローカルルール

指定申請等において求められる添付書類について、新規指定申請時には、介護保険法施行規則上に定められている添付書類以外に、「資格証の写し」、「役員の氏名、生年月日及び住所」、「事業所等の写真」を挙げた介護サービス事業者が4割以上あった。更新申請、変更届出時には、いずれも「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」、「運営規程」、「資格証の写し」が上位を占めた。

指定申請等において求められる添付書類のうち、準備・作成負担が大きいと感じる添付書類としては、申請・届出の種類を問わず「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」が最も多く約4～5割を占め、次いで「運営規程」が1～2割程度であった。

準備・作成負担が大きいと感じる理由としては、申請・届出の種類を問わず多くの文書で「書類作成にあたっての情報収集に時間を要する」が最も多く、「従業員の勤務形態一覧表」等の一部の文書においては「書類作成にあたっての計算等に時間を要する」が最も多かった。一方で、「自治体により様式例が異なる(標準様式例を使用していない自治体がある)」や「様式例は統一されているが、追加の記載欄への記入や別紙での提出が求められる自治体がある」という回答は概ねどの文書についてもあまり多く

なかった。これらを踏まえると、自治体による様式例や求められる項目等の違いによる文書作成自体の負担よりも、文書作成にあたっての情報収集や計算の複雑さが主な準備・作成負担の要因となっていると考えられる。また、「登記事項証明書又は条例等」や「収入証紙」等では「その他」が最も多く、証明書の交付や証紙の購入にかかる手続きの負担の大きさ等が主な理由として挙げられた。

準備・作成負担の軽減に向けた改善点や要望としては、申請・届出の種類を問わず「書類の提出自体を不要として欲しい」と回答した割合が最も高く、添付書類自体の簡素化を求める声が多く挙げられた。

(3) 指定申請等において求められる添付書類の負担軽減に資する自治体の好取組

指定申請等において求められる添付書類の負担軽減に資する自治体の好取組については、「電子媒体(電子メール・電子申請届出システム等)での提出が可能である」が最も多く45.7%、次いで「条件を満たせば提出不要となる添付書類がある」が44.0%であり、提出方法や添付書類自体の簡素化が負担軽減に資する取組として重視されていた。

また、その他の好取組事例として、更新申請時の添付書類が不要、あるいは大幅に削減されている自治体や、必要書類を一括してダウンロードできるツールを整備している自治体の事例等が挙げられた。

3.2.5 調査結果

(1) 介護サービス事業者の基本情報

1) 法人種別

本調査に回答した介護サービス事業者の法人種別は、「営利法人(株式・合名・合資・合同・有限会社)」が最も多く55.4%、次いで「社会福祉法人(社会福祉協議会以外)」が20.8%、「医療法人」が9.6%であった(図表 57)。

図表 57 法人種別

件数	社会福祉法人 (社会福祉協議会)	社会福祉法人 (社会福祉協議会以外)	医療法人	社団法人・財団法人	営利法人 (株式・合名・合資・合同・有限会社)	特定非営利活動法人 (NPO)	農業協同組合・生活協同組合	その他法人	地方公共団体	非法人	その他	無回答
1246	70	259	119	15	690	41	29	15	3	1	4	0
100.0%	5.6%	20.8%	9.6%	1.2%	55.4%	3.3%	2.3%	1.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%

2) 設立年

本調査に回答した介護サービス事業者の設立年は、「1990年以前」が最も多く31.8%、次いで「2001～2005年」が20.7%、「1996～2000年」が14.2%であった(図表 58)。

図表 58 設立年

件数	1990年以前	1991～1995年	1996～2000年	2001～2005年	2006～2010年	2011～2015年	2016～2020年	2021～2025年	無回答
1246	396	88	177	258	148	142	37	0	0
100.0%	31.8%	7.1%	14.2%	20.7%	11.9%	11.4%	3.0%	0.0%	0.0%

3) 法人が運営するサービス種類

本調査に回答した介護サービス事業者が運営するサービス種類は、「居宅介護支援」が最も多く64.7%、次いで「訪問介護」が47.1%、「通所介護」が45.2%であった(図表 59)。

図表 59 法人が運営するサービス種類【複数回答】

件数	訪問介護	介護（介護予防）訪問入浴	（介護予防）訪問看護	（介護予防）訪問リハ	管理（介護予防）居宅療養	通所介護	（介護予防）通所リハ	生活（介護予防）短期入所	療養（介護予防）短期入所	入居（介護予防）特定施設	貸与（介護予防）福祉用具	特定（介護予防）福祉用具販売・介護予防	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1246	587 47.1%	61 4.9%	267 21.4%	105 8.4%	60 4.8%	563 45.2%	125 10.0%	282 22.6%	81 6.5%	147 11.8%	362 29.1%	313 25.1%	229 18.4%	90 7.2%
件数	介護医療院	夜間対応型訪問介護	応（介護通所介護）認知症対応	機能型（介護予防）小規模多	応（介護共同生活）認知症対応	居地密着型介護特定施設入	社地密着型介護老人福	訪問定期巡回・随時対応型	複合型多機能型（看	地域密着型通所介護	居宅介護支援	介護予防支援	無回答	
1246	20 1.6%	12 1.0%	143 11.5%	200 16.1%	288 23.1%	21 1.7%	100 8.0%	63 5.1%	46 3.7%	326 26.2%	806 64.7%	233 18.7%	0 0.0%	

4) 法人が運営するサービス種類別事業所数

本調査に回答した介護サービス事業者が運営するサービス種類別の事業所数は、図表 60に示すとおり。全サービス種類合計では、「4～10事業所」が最も多く40.2%、次いで「2～3事業所」が34.8%、「11～20事業所」が12.6%であった。サービス種類別に見ると、すべてのサービス種類で「1事業所」の割合が最も高かった。

図表 60 法人が運営するサービス種類別事業所数

	件数	1事業所	2～3事業所	4～10事業所	11～20事業所	21事業所以上	無回答	平均	標準偏差	最小値	最大値
合計	1246 100.0%	26 2.1%	433 34.8%	501 40.2%	157 12.6%	129 10.4%	0 0.0%	14.0	56.3	1	1065
訪問介護	587 100.0%	398 67.8%	112 19.1%	49 8.3%	15 2.6%	13 2.2%	0 0.0%	4.7	21.3	1	259
(介護予防)訪問入浴介護	61 100.0%	44 72.1%	8 13.1%	6 9.8%	1 1.6%	2 3.3%	0 0.0%	6.6	31.6	1	244
(介護予防)訪問看護	267 100.0%	200 74.9%	38 14.2%	22 8.2%	2 0.7%	5 1.9%	0 0.0%	2.6	7.8	1	87
(介護予防)訪問リハビリテーション	105 100.0%	74 70.5%	23 21.9%	7 6.7%	0 0.0%	1 1.0%	0 0.0%	1.9	4.1	1	42
(介護予防)居宅療養管理指導	60 100.0%	45 75.0%	9 15.0%	6 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1.7	1.5	1	9
通所介護	563 100.0%	278 49.4%	178 31.6%	77 13.7%	19 3.4%	11 2.0%	0 0.0%	4.5	25.9	1	557
(介護予防)通所リハビリテーション	125 100.0%	78 62.4%	35 28.0%	11 8.8%	0 0.0%	1 0.8%	0 0.0%	2.0	3.4	1	38
(介護予防)短期入所生活介護	282 100.0%	152 53.9%	86 30.5%	39 13.8%	3 1.1%	2 0.7%	0 0.0%	2.8	11.0	1	183
(介護予防)短期入所療養介護	81 100.0%	51 63.0%	25 30.9%	4 4.9%	0 0.0%	1 1.2%	0 0.0%	1.9	2.9	1	26
(介護予防)特定施設入居者生活介護	147 100.0%	86 58.5%	25 17.0%	20 13.6%	5 3.4%	11 7.5%	0 0.0%	9.7	35.0	1	290
(介護予防)福祉用具貸与	362 100.0%	268 74.0%	51 14.1%	29 8.0%	10 2.8%	4 1.1%	0 0.0%	2.5	6.0	1	74
特定(介護予防)福祉用具販売・(介護予防)住宅改修	313 100.0%	229 73.2%	44 14.1%	28 8.9%	9 2.9%	3 1.0%	0 0.0%	2.6	6.3	1	74
介護老人福祉施設	229 100.0%	116 50.7%	87 38.0%	24 10.5%	1 0.4%	1 0.4%	0 0.0%	2.1	2.2	1	24
介護老人保健施設	90 100.0%	58 64.4%	27 30.0%	4 4.4%	1 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	1.7	1.6	1	13
介護医療院	20 100.0%	20 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1.0	0.0	1	1
夜間対応型訪問介護	12 100.0%	7 58.3%	2 16.7%	1 8.3%	1 8.3%	1 8.3%	0 0.0%	5.7	10.8	1	38
(介護予防)認知症対応型通所介護	143 100.0%	97 67.8%	34 23.8%	10 7.0%	2 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	1.8	1.8	1	12
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	200 100.0%	116 58.0%	59 29.5%	20 10.0%	4 2.0%	1 0.5%	0 0.0%	2.3	2.8	1	22
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	288 100.0%	155 53.8%	87 30.2%	32 11.1%	8 2.8%	6 2.1%	0 0.0%	3.9	11.7	1	115
地域密着型特定施設入居者生活介護	21 100.0%	17 81.0%	3 14.3%	1 4.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1.3	0.7	1	4
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	100 100.0%	69 69.0%	22 22.0%	9 9.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1.6	1.1	1	5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	63 100.0%	41 65.1%	12 19.0%	6 9.5%	3 4.8%	1 1.6%	0 0.0%	3.6	10.1	1	78
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	46 100.0%	33 71.7%	9 19.6%	4 8.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1.6	1.3	1	7
地域密着型通所介護	326 100.0%	218 66.9%	78 23.9%	23 7.1%	1 0.3%	6 1.8%	0 0.0%	2.4	5.6	1	60
居宅介護支援	806 100.0%	557 69.1%	157 19.5%	72 8.9%	8 1.0%	12 1.5%	0 0.0%	2.7	9.3	1	178
介護予防支援	233 100.0%	147 63.1%	53 22.7%	30 12.9%	1 0.4%	2 0.9%	0 0.0%	2.2	2.8	1	26

5) 指定申請等を行う必要のある自治体数

本調査に回答した介護サービス事業者が指定申請等を行う必要のある自治体数は、「2自治体」が最も多く39.1%、次いで「1自治体」が22.1%、「3自治体」及び「4～5自治体」が12.0%であり、平均は5.4自治体であった。

自治体の区分別に見ると、都道府県の場合、市区町村の場合ともに「1自治体」が最も多く、平均はそれぞれ1.2自治体、4.2自治体であった(図表 61)。

図表 61 指定申請等を行う必要のある自治体数

	件数	0自治体	1自治体	2自治体	3自治体	4～5自治体	6～10自治体	11～20自治体	21自治体以上	無回答	平均	標準偏差	最小値	最大値
合計(都道府県+市区町村)	1246	0	275	487	149	149	86	56	44	0	5.4	18.6	1	431
	100.0%	0.0%	22.1%	39.1%	12.0%	12.0%	6.9%	4.5%	3.5%	0.0%				
都道府県	1246	255	840	77	23	23	17	6	5	0	1.2	2.5	0	41
	100.0%	20.5%	67.4%	6.2%	1.8%	1.8%	1.4%	0.5%	0.4%	0.0%				
市区町村	1246	77	666	182	78	105	59	44	35	0	4.2	16.5	0	394
	100.0%	6.2%	53.5%	14.6%	6.3%	8.4%	4.7%	3.5%	2.8%	0.0%				

6) 指定申請等における法人の対応状況

指定申請等における法人の対応状況は、「法人が全ての申請書類を作成している」が最も多く41.6%であった。

指定申請等を行う必要のある自治体数及び法人が運営する事業所数でのクロス集計結果を見ると、2事業所以上の場合には、どの自治体数の階級においても「法人が全ての申請・届出書類を作成している」の割合が低くなる傾向にあった。また、事業所数の階級が同一で申請・届出を行う必要のある自治体数が異なる場合は、3事業所以下の場合には、自治体数が多くなるほど「法人が全ての申請・届出書類を作成している」の割合が低くなる傾向にあったが、4事業所以上の場合には、4自治体以上の場合に「法人が全ての申請・届出書類を作成している」の割合が最も高かった。(図表 62)。

「その他」の回答例は図表 63に示すとおり。

図表 62 指定申請等における法人の対応状況
指定申請等を行う必要のある自治体数×法人が運営する事業所数別

	件数	を法人が 作成して いる申請 書類	事業所書 類作成し て法人と	事業所が 作成して いる申請 書類	その他	無回答
合計	1246 100.0%	518 41.6%	429 34.4%	286 23.0%	13 1.0%	0 0.0%
1事業所	26 100.0%	15 57.7%	3 11.5%	8 30.8%	0 0.0%	0 0.0%
1自治体	11 100.0%	9 81.8%	1 9.1%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%
2～3自治体	12 100.0%	5 41.7%	2 16.7%	5 41.7%	0 0.0%	0 0.0%
4自治体以上	3 100.0%	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%
2～3事業所	433 100.0%	241 55.7%	79 18.2%	109 25.2%	4 0.9%	0 0.0%
1自治体	164 100.0%	95 57.9%	25 15.2%	43 26.2%	1 0.6%	0 0.0%
2～3自治体	212 100.0%	118 55.7%	43 20.3%	48 22.6%	3 1.4%	0 0.0%
4自治体以上	57 100.0%	28 49.1%	11 19.3%	18 31.6%	0 0.0%	0 0.0%
4～10事業所	501 100.0%	178 35.5%	202 40.3%	115 23.0%	6 1.2%	0 0.0%
1自治体	85 100.0%	30 35.3%	35 41.2%	18 21.2%	2 2.4%	0 0.0%
2～3自治体	326 100.0%	107 32.8%	137 42.0%	79 24.2%	3 0.9%	0 0.0%
4自治体以上	90 100.0%	41 45.6%	30 33.3%	18 20.0%	1 1.1%	0 0.0%
11事業所以上	286 100.0%	84 29.4%	145 50.7%	54 18.9%	3 1.0%	0 0.0%
1自治体	15 100.0%	4 26.7%	8 53.3%	3 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
2～3自治体	86 100.0%	17 19.8%	45 52.3%	22 25.6%	2 2.3%	0 0.0%
4自治体以上	185 100.0%	63 34.1%	92 49.7%	29 15.7%	1 0.5%	0 0.0%

図表 63 指定申請等における法人の対応状況「その他」の回答例

- ▶ 顧問の社会保険労務士が作成している。
- ▶ 行政書士に依頼している。
- ▶ 行政書士や社会保険労務士と連携して作成している。
- ▶ 法人で対応や委託にて対応している。

(2) 「厚生労働省大臣が定める様式」の使用義務化が介護サービス事業者の事務負担に与えた影響

1) 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後に指定申請等を行った経験の有無

「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後に指定申請等を行った経験の有無について、申請・届出の種類別に尋ねたところ、「有り」と回答した介護サービス事業者の割合は、「②変更届出」は47.3%、「③更新申請」は34.9%、「①新規指定申請」及び「④指定に関するその他の届出（再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等を指す。以下同様。）」は約1割であった（図表 64）。

図表 64 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後に指定申請等を行った経験の有無

	件数	有り	無し	わからない・把握し	無回答
①新規指定申請	1246 100.0%	118 9.5%	1007 80.8%	121 9.7%	0 0.0%
②変更届出	1246 100.0%	589 47.3%	537 43.1%	120 9.6%	0 0.0%
③更新申請	1246 100.0%	435 34.9%	685 55.0%	126 10.1%	0 0.0%
④指定に関するその他の届出	1246 100.0%	141 11.3%	988 79.3%	117 9.4%	0 0.0%

2) 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後に指定申請等を行った件数

「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後に指定申請等を行った経験の有無について「有り」と回答した介護サービス事業者に、その件数を尋ねたところ、①～④までのいずれの申請・届出の種類においても「1件」が最も多く、「②変更届出」以外の申請・届出では「2件以下」の割合が6割以上を占めた（図表 65）。

図表 65 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後に指定申請等を行った件数

	件数	1件	2件	3件	4件	5件	6 ～ 10件	11 ～ 20件	21 件以上	無回答	平均	標準偏差	最小値	最大値
①新規指定申請	118 100.0%	57 48.3%	21 17.8%	16 13.6%	8 6.8%	4 3.4%	7 5.9%	3 2.5%	2 1.7%	0 0.0%	3.0	4.8	1	40
②変更届出	589 100.0%	162 27.5%	111 18.8%	67 11.4%	39 6.6%	40 6.8%	64 10.9%	50 8.5%	55 9.3%	1 0.2%	17.9	104.2	1	2001
③更新申請	435 100.0%	185 42.5%	109 25.1%	53 12.2%	29 6.7%	19 4.4%	22 5.1%	5 1.1%	13 3.0%	0 0.0%	5.5	43.3	1	893
④指定に関するその他の届出	141 100.0%	90 63.8%	19 13.5%	13 9.2%	7 5.0%	2 1.4%	4 2.8%	2 1.4%	3 2.1%	1 0.7%	2.8	6.5	1	52

※図表 64で「有り」と回答した事業者のみ回答

3) 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後に指定申請等を行ったサービス種類

「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後に指定申請等を行った経験の有無について「有り」と回答した介護サービス事業者に、そのサービス種類を尋ねたところ、いずれの申請・届出の種類においても「訪問介護」、「通所介護」、「居宅介護支援」が上位を占めた(図表 66)。

図表 66 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後に指定申請等を行ったサービス種類【複数回答】

	件数	訪問介護	介護 (介護予防) 訪問入浴	介護 (介護予防) 訪問看護	介護 (介護予防) 訪問リハ ビリテーション	管理指導 (介護予防) 居宅療養	通所介護	介護 (介護予防) 通所リハ ビリテーション	生活介護 (介護予防) 短期入所	療養介護 (介護予防) 短期入所	入居者生活介護 (介護予防) 特定施設	貸与 (介護予防) 福祉用具	特定 (介護予防) 福祉用具販売・改修	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
①新規指定申請	118	29 24.6%	2 1.7%	12 10.2%	1 0.8%	0 0.0%	29 24.6%	1 0.8%	5 4.2%	0 0.0%	11 9.3%	16 13.6%	12 10.2%	4 3.4%	1 0.8%
②変更届出	589	224 38.0%	33 5.6%	80 13.6%	20 3.4%	6 1.0%	210 35.7%	29 4.9%	90 15.3%	17 2.9%	58 9.8%	98 16.6%	93 15.8%	83 14.1%	28 4.8%
③更新申請	435	135 31.0%	15 3.4%	35 8.0%	8 1.8%	0 0.0%	122 28.0%	8 1.8%	37 8.5%	4 0.9%	34 7.8%	68 15.6%	52 12.0%	24 5.5%	13 3.0%
④指定に関するその他の届出	141	35 24.8%	3 2.1%	10 7.1%	3 2.1%	0 0.0%	34 24.1%	6 4.3%	9 6.4%	2 1.4%	5 3.5%	14 9.9%	13 9.2%	4 2.8%	4 2.8%
	件数	介護医療院	夜間対応型訪問介護	応(介護予防)認知症対応型通所介護	機能(介護予防)小規模多居宅介護	応(介護予防)認知症対応型共同生活介護	居地者生活介護	社地施設密着型介護	訪問定期巡回・随時対応型	複小規模多機能型居宅介護	地域密着型通所介護	居宅介護支援	介護予防支援	無回答	
①新規指定申請	118	0 0.0%	1 0.8%	2 1.7%	5 4.2%	8 6.8%	1 0.8%	4 3.4%	5 4.2%	2 1.7%	22 18.6%	26 22.0%	22 18.6%	0 0.0%	
②変更届出	589	3 0.5%	4 0.7%	44 7.5%	58 9.8%	106 18.0%	11 1.9%	29 4.9%	17 2.9%	16 2.7%	118 20.0%	242 41.1%	52 8.8%	1 0.2%	
③更新申請	435	3 0.7%	4 0.9%	15 3.4%	27 6.2%	35 8.0%	6 1.4%	17 3.9%	9 2.1%	1 0.2%	67 15.4%	124 28.5%	26 6.0%	0 0.0%	
④指定に関するその他の届出	141	0 0.0%	1 0.7%	7 5.0%	7 5.0%	8 5.7%	1 0.7%	2 1.4%	6 4.3%	2 1.4%	18 12.8%	46 32.6%	8 5.7%	1 0.7%	

※図表 64で「有り」と回答した事業者のみ回答

4) 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化前(令和5年11月以前)の事務負担の状況

「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後に指定申請等を行った経験の有無について「有り」と回答した介護サービス事業者に、使用義務化前(令和5年11月以前)の事務負担の状況を尋ねたところ、「①新規指定申請」では「負担は大きかった」が最も多く31.4%であったが、「②変更届出」、「③更新申請」、「④指定に関するその他の届出」では「どちらとも言えない」が最も多く約4割であった(図表 67)。

図表 67 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化前(令和5年11月以前)の事務負担の状況

	件数	負担は大きかった	どちらが大きかったと言え ば負担	どちらとも言えない	どちら は小さ かった と言え ば負	負担は小さかった	てわ い か ら な い ・ 把 握 し	無 回 答
①新規指定申請	118	37 100.0%	32 27.1%	29 24.6%	5 4.2%	3 2.5%	12 10.2%	0 0.0%
②変更届出	589	88 100.0%	140 23.8%	255 43.3%	52 8.8%	19 3.2%	34 5.8%	1 0.2%
③更新申請	435	92 100.0%	109 25.1%	156 35.9%	35 8.0%	16 3.7%	27 6.2%	0 0.0%
④指定に関するその他の届出	141	16 100.0%	20 14.2%	55 39.0%	18 12.8%	20 14.2%	11 7.8%	1 0.7%

※図表 64で「有り」と回答した事業者のみ回答

5) 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後(令和6年4月以降)の事務負担の状況

「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後に指定申請等を行った経験の有無について「有り」と回答した介護サービス事業者に、使用義務化後(令和6年4月以降)の事務負担の状況を尋ねたところ、いずれの申請・届出の種類においても「どちらとも言えない」が最も多く、「軽減したと思う」または「どちらかと言えば軽減したと思う」と回答した割合は約1～2割であった(図表 68)。

また、使用義務化前(令和5年11月以前)の事務負担の状況とのクロス集計結果を見ると、使用義務化前の事務負担の状況について「負担は大きかった」と回答し、かつ使用義務化後の事務負担の状況について「軽減したとは思わない」と回答した事業者の割合が、いずれの申請・届出の種類においても4割を超えていた。

図表 68 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後(令和6年4月以降)の事務負担の状況

	件数	軽減したと思う	減どちらかと思う	どちらとも言えない	減どちらかと思わえない	軽減したとは思わな	わからない・把握し	無回答
①新規指定申請	118 100.0%	6 5.1%	19 16.1%	41 34.7%	12 10.2%	26 22.0%	14 11.9%	0 0.0%
②変更届出	589 100.0%	10 1.7%	78 13.2%	289 49.1%	63 10.7%	112 19.0%	36 6.1%	1 0.2%
③更新申請	435 100.0%	14 3.2%	79 18.2%	184 42.3%	54 12.4%	79 18.2%	25 5.7%	0 0.0%
④指定に関するその他の届出	141 100.0%	8 5.7%	17 12.1%	68 48.2%	16 11.3%	19 13.5%	12 8.5%	1 0.7%

※図表 64で「有り」と回答した事業者のみ回答

図表 69 ①新規指定申請「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化前(令和5年11月以前)の事務負担の状況×「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後(令和6年4月以降)の事務負担の状況

	件数	軽減したと思う	減どちらかと思う	どちらとも言えない	減どちらかと思わえない	軽減したとは思わな	わからない・把握し
全体	118	6 5.1%	19 16.1%	41 34.7%	12 10.2%	26 22.0%	14 11.9%
負担は大きかった	37	2 5.4%	8 21.6%	6 16.2%	5 13.5%	15 40.5%	1 2.7%
どちらかと言えば負担は大きかった	32	2 6.3%	6 18.8%	11 34.4%	4 12.5%	6 18.8%	3 9.4%
どちらとも言えない	29	1 3.4%	2 6.9%	20 69.0%	2 6.9%	3 10.3%	1 3.4%
どちらかと言えば負担は小さかった	5	1 20.0%	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
負担は小さかった	3	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%
わからない・把握していない	12	0 0.0%	1 8.3%	2 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	9 75.0%

図表 70 ②変更届出「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化前(令和5年11月以前)の事務負担の状況×
「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後(令和6年4月以降)の事務負担の状況

	件数	軽減したと思う	どちらかと言えば軽減したと思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば軽減したと思わない	軽減したと思わない	わからない・把握していない
全体	588	10 1.7%	78 13.3%	289 49.1%	63 10.7%	112 19.0%	36 6.1%
負担は大きかった	88	3 3.4%	10 11.4%	19 21.6%	5 5.7%	51 58.0%	0 0.0%
どちらかと言えば負担は大きかった	140	3 2.1%	24 17.1%	43 30.7%	30 21.4%	37 26.4%	3 2.1%
どちらとも言えない	255	0 0.0%	13 5.1%	211 82.7%	20 7.8%	10 3.9%	1 0.4%
どちらかと言えば負担は小さかった	52	1 1.9%	25 48.1%	11 21.2%	8 15.4%	5 9.6%	2 3.8%
負担は小さかった	19	3 15.8%	5 26.3%	3 15.8%	0 0.0%	8 42.1%	0 0.0%
わからない・把握していない	34	0 0.0%	1 2.9%	2 5.9%	0 0.0%	1 2.9%	30 88.2%

※図表 64及び図表 67における無回答1件を除く。

図表 71 ③更新申請「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化前(令和5年11月以前)の事務負担の状況×
「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後(令和6年4月以降)の事務負担の状況

	件数	軽減したと思う	どちらかと言えば軽減したと思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば軽減したと思わない	軽減したと思わない	わからない・把握していない
全体	435	14 3.2%	79 18.2%	184 42.3%	54 12.4%	79 18.2%	25 5.7%
負担は大きかった	92	5 5.4%	17 18.5%	18 19.6%	7 7.6%	43 46.7%	2 2.2%
どちらかと言えば負担は大きかった	109	4 3.7%	28 25.7%	31 28.4%	25 22.9%	19 17.4%	2 1.8%
どちらとも言えない	156	1 0.6%	8 5.1%	123 78.8%	14 9.0%	9 5.8%	1 0.6%
どちらかと言えば負担は小さかった	35	1 2.9%	21 60.0%	7 20.0%	5 14.3%	1 2.9%	0 0.0%
負担は小さかった	16	3 18.8%	4 25.0%	3 18.8%	3 18.8%	3 18.8%	0 0.0%
わからない・把握していない	27	0 0.0%	1 3.7%	2 7.4%	0 0.0%	4 14.8%	20 74.1%

図表 72 ④指定に関するその他の届出「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化前(令和5年11月以前)の事務負担の状況×「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化後(令和6年4月以降)の事務負担の状況

	件数	軽減したと思う	どちらかと言えば軽減したと思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば軽減したとは思わない	軽減したとは思わない	わからない・把握していない
全体	140	8 5.7%	17 12.1%	68 48.6%	16 11.4%	19 13.6%	12 8.6%
負担は大きかった	16	2 12.5%	1 6.3%	0 0.0%	4 25.0%	9 56.3%	0 0.0%
どちらかと言えば負担は大きかった	20	2 10.0%	3 15.0%	8 40.0%	3 15.0%	3 15.0%	1 5.0%
どちらとも言えない	55	0 0.0%	5 9.1%	44 80.0%	3 5.5%	2 3.6%	1 1.8%
どちらかと言えば負担は小さかった	18	2 11.1%	4 22.2%	6 33.3%	5 27.8%	1 5.6%	0 0.0%
負担は小さかった	20	2 10.0%	2 10.0%	8 40.0%	1 5.0%	4 20.0%	3 15.0%
わからない・把握していない	11	0 0.0%	2 18.2%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	7 63.6%

※図表 64及び図表 67における無回答1件を除く。

(3) 指定申請等において求められる添付書類に関するローカルルール

1) 新規指定申請時に提出を求められた添付書類及び準備・作成負担が大きいと感じる添付書類

新規指定申請時に提出を求められた添付書類については、介護保険法施行規則上で定められている添付書類以外では「資格証の写し」が最も多く73.4%であり、次いで「役員の氏名、生年月日及び住所」が56.8%、「事業所等の写真」が40.0%であった。

新規指定申請時に提出を求められた添付書類のうち、準備・作成負担が大きいと感じる添付書類としては、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」が最も多く43.4%であり、次いで「運営規程」が17.2%、「登記事項証明書又は条例等」が15.5%であった(図表 73)。

「その他」の回答例は図表 74に示すとおり。

図表 73 新規指定申請時に提出を求められた添付書類／そのうち、準備・作成負担が大きいと感じる添付書類【複数回答】

	件数	登記事項証明書又は条例等	平面図	運営規程	利用者からの苦情を処理するため に利用する措置の概要	誓約書	従業員の勤務体制及び勤務形態一 覧表	設備・備品等一覧表	協力医療機関(協力歯科医療機 関)との契約の内容	介護支援専門員の氏名及びその登 録番号	管理者の経歴	病院・診療所の使用許可証等の写	サービス提供責任者の経歴	併設する施設の概要	介護老人福祉施設・介護老人保健 施設の体制の概要	介護老人保健施設又は介護医療院 の開業許可証の写	特別養護老人ホームの認可証等の 写
新規指定申請時に提出を求められた 添付書類	627																
準備・作成負担が大きいと感じる添付 書類(最大3つまで)	627	97 15.5%	80 12.8%	108 17.2%	26 4.1%	16 2.6%	272 43.4%	84 13.4%	24 3.8%	4 0.6%	37 5.9%	2 0.3%	18 2.9%	4 0.6%	8 1.3%	0 0.0%	0 0.0%
	件数	施設を共用する場合の 利用計画	周園施設の見取図及び平面図 (公園)	の福祉サ ービスの 提供主体 との連携	薬局の開 業許可証 の写	訪問看護 ステーション 管理者の免 許証の写	設備等一 覧表	の本体移 動経路、方 法及び移動 時間	受託居宅サ ービス事業 者の名称等 並びに当該 事業に係る 資産の状況	施設に具 備する保管 及び消毒の 方法(他 に委託する 場合はその 状況)	資格証の 写し	役員の氏 名、生年月 日及び住所	事業所等 の写真	組織図	利用契約 書・重要事 項説明書	申請者又は 開設者の定 款	雇用契約 書・雇用条 件通知書
新規指定申請時に提出を求められた 添付書類	627										460 73.4%	356 56.8%	251 40.0%	248 39.6%	246 39.2%	229 36.5%	213 34.0%
準備・作成負担が大きいと感じる添付 書類(最大3つまで)	627	3 0.5%	23 3.7%	8 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	16 2.6%	1 0.2%	1 0.2%	12 1.9%	27 4.3%	28 4.5%	49 7.8%	17 2.7%	30 4.8%	19 3.0%	34 5.4%
	件数	就業規則 等	職員経 歴書	事業計 画書	収入証 紙(手数料)	個人情報 保護関連 書類	職員名 簿	収支予 算書	当該申請 に係る事 業に係る 資産の 状況	施設に 係る居 室一覧 表	当該申 請にか かる事 業費に 係る各 項サ ービス 提供実 施単位 一覧表	給与規 定	サ ー ビ ス 提 供 実 施 単 位 一 覧 表	車検証 の写し	その他	無回 答	
新規指定申請時に提出を求められた 添付書類	627	164 26.2%	163 26.0%	154 24.6%	148 23.6%	148 23.6%	152 24.2%	142 22.6%	126 20.1%	104 16.6%	82 13.1%	66 10.5%	64 10.2%	35 5.6%	80 12.8%	0 0.0%	0
準備・作成負担が大きいと感じる添付 書類(最大3つまで)	627	11 1.8%	18 2.9%	45 7.2%	9 1.4%	3 0.5%	9 1.4%	47 7.5%	12 1.9%	5 0.8%	3 0.5%	3 0.5%	1 0.2%	0 0.0%	34 5.4%	87 13.9%	

※「新規指定申請時に提出を求められた添付書類」は、無回答の件数を全体の件数から除外したうえで割合を算出

※「準備・作成負担が大きいと感じる添付書類」は「新規指定申請時に提出を求められた添付書類」を1つ以上回答した介護サービス事業者のみ、1事業者につき最大3つまで回答

図表 74 新規指定申請時に提出を求められた添付書類／そのうち、準備・作成負担が大きいと感じる添付書類「その他」の回答例

▶ 賃貸借契約書	▶ 社会保険及び労働保険加入状況確認票
▶ 暴力団排除に係る誓約書	▶ 事故発生時の対応
▶ 最寄り駅・交通機関からの経路図	▶ 決算報告書
▶ 役員の住民票	▶ 介護サービス情報公表制度に係る基本情報報告様式
▶ 役員の電話番号	▶ 法人の傘下事業所一覧
▶ 消防法に適合していることを証する書類	▶ 利用者氏名一覧表
▶ 建築基準法令に適合していることを証する書類	▶ 虐待防止マニュアル
▶ 土地及び建物の権利に関する書類	
▶ 損害賠償保険証の写し	

a. 新規指定申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、その理由

新規指定申請時に提出を求められた添付書類のうち、準備・作成負担が大きいと感じると回答したものについて、その理由を尋ねた結果は図表 75、図表 76に示すとおり。

多くの文書で「書類作成にあたっての情報収集に時間を要する」が最も多かったが、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」、「収支予算書」では「書類作成にあたっての計算等に時間を要する」が、「登記事項証明書又は条例等」及び「収入証紙(手数料)」では「その他」が最も多かった。

「その他」の回答例は図表 77に示すとおり。

図表 75 新規指定申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、その理由(1/2)【複数回答】

	件数	が標準式例を使用している自治体がある（標準）	が記載例は統一されているが、追加求められる自治体がある	書類作成にあたっての情報収集に時間を要する	書類作成にあたっての計算等に時間を要する	同じ書類を複数の自治体に対して提出する必要がある	その他	わからない・把握していない	無回答
登記事項証明書又は条例等	97	2 2.1%	3 3.1%	25 25.8%	7 7.2%	22 22.7%	30 30.9%	13 13.4%	0 0.0%
平面図	80	6 7.5%	8 10.0%	39 48.8%	18 22.5%	10 12.5%	10 12.5%	4 5.0%	0 0.0%
運営規程	108	18 16.7%	13 12.0%	61 56.5%	5 4.6%	14 13.0%	8 7.4%	10 9.3%	0 0.0%
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	26	5 19.2%	5 19.2%	12 46.2%	0 0.0%	3 11.5%	1 3.8%	3 11.5%	0 0.0%
誓約書	16	3 18.8%	3 18.8%	6 37.5%	1 6.3%	3 18.8%	4 25.0%	1 6.3%	0 0.0%
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	272	34 12.5%	22 8.1%	97 35.7%	167 61.4%	28 10.3%	19 7.0%	6 2.2%	0 0.0%
設備・備品等一覧表	84	5 6.0%	5 6.0%	65 77.4%	14 16.7%	2 2.4%	3 3.6%	4 4.8%	0 0.0%
協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	24	2 8.3%	1 4.2%	14 58.3%	4 16.7%	1 4.2%	7 29.2%	1 4.2%	0 0.0%
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	4	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
管理者の経歴	37	3 8.1%	0 0.0%	23 62.2%	5 13.5%	6 16.2%	3 8.1%	3 8.1%	0 0.0%
病院・診療所の使用許可証等の写	2	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
サービス提供責任者の経歴	18	2 11.1%	1 5.6%	13 72.2%	2 11.1%	2 11.1%	1 5.6%	2 11.1%	0 0.0%
併設する施設の概要	4	1 25.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要	8	1 12.5%	1 12.5%	7 87.5%	1 12.5%	0 0.0%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
施設を共用する場合の利用計画	3	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図（公図）	23	0 0.0%	3 13.0%	15 65.2%	7 30.4%	1 4.3%	2 8.7%	1 4.3%	0 0.0%
関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容	8	2 25.0%	0 0.0%	3 37.5%	1 12.5%	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%
設備等一覧表	16	2 12.5%	0 0.0%	9 56.3%	2 12.5%	1 6.3%	0 0.0%	2 12.5%	0 0.0%
本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに当該事業者の名称等	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※図表 73「準備・作成負担が大きいと感じる添付書類」で該当する文書を選択した場合のみ回答

図表 76 新規指定申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、その理由(2/2)【複数回答】

	件数	が自治体により様式例がない自治(体)がある	が記載例は統一されているが、提出が求められる自治体がある	様式例は統一されているが、追加の記入や別紙での追記が求められる自治体がある	書類作成にあたっての情報収集に時間がかかる	書類作成にあたっての計算等に時間を要する	同じ書類を複数の自治体に対して提出する必要がある	その他	わからない・把握していない	無回答
福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)	12	0 0.0%	1 8.3%	10 83.3%	0 0.0%	3 25.0%	2 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	
申請者又は開設者の定款	19	0 0.0%	1 5.3%	6 31.6%	4 21.1%	4 21.1%	3 15.8%	1 5.3%	0 0.0%	
役員の氏名、生年月日及び住所	28	2 7.1%	2 7.1%	17 60.7%	2 7.1%	4 14.3%	4 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	
当該申請に係る事業に係る資産の状況	12	1 8.3%	2 16.7%	9 75.0%	6 50.0%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
当該申請にかかる事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項	3	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
施設の居室一覧表	5	0 0.0%	0 0.0%	3 60.0%	2 40.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
資格証の写し	27	0 0.0%	1 3.7%	15 55.6%	5 18.5%	2 7.4%	4 14.8%	1 3.7%	0 0.0%	
職員経歴書	18	0 0.0%	1 5.6%	15 83.3%	2 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.6%	0 0.0%	
雇用契約書・雇用条件通知書	34	0 0.0%	1 2.9%	23 67.6%	2 5.9%	2 5.9%	5 14.7%	1 2.9%	0 0.0%	
就業規則等	11	0 0.0%	1 9.1%	5 45.5%	1 9.1%	0 0.0%	2 18.2%	2 18.2%	0 0.0%	
給与規定	3	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
組織図	17	3 17.6%	3 17.6%	5 29.4%	0 0.0%	3 17.6%	2 11.8%	2 11.8%	0 0.0%	
職員名簿	9	0 0.0%	0 0.0%	3 33.3%	3 33.3%	1 11.1%	2 22.2%	1 11.1%	0 0.0%	
事業所等の写真	49	2 4.1%	6 12.2%	32 65.3%	7 14.3%	5 10.2%	12 24.5%	1 2.0%	0 0.0%	
事業計画書	45	3 6.7%	2 4.4%	26 57.8%	17 37.8%	1 2.2%	3 6.7%	4 8.9%	0 0.0%	
サービス提供実施単位一覧表	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	
収支予算書	47	1 2.1%	2 4.3%	17 36.2%	38 80.9%	2 4.3%	1 2.1%	1 2.1%	0 0.0%	
利用契約書・重要事項説明書	30	4 13.3%	4 13.3%	14 46.7%	6 20.0%	3 10.0%	4 13.3%	1 3.3%	0 0.0%	
個人情報保護関連書類	3	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	
収入証紙(手数料)	9	1 11.1%	1 11.1%	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	5 55.6%	3 33.3%	0 0.0%	

※図表 73「準備・作成負担が大きいと感じる添付書類」で該当する文書を選択した場合のみ回答

図表 77 新規指定申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、その理由「その他」の回答例

登記事項証明書又は条例等	▶ コピーではなく原本の提出を求められるため、複数枚の準備が必要となる。 ▶ 同じ市町村に何度も提出する。 ▶ 証明書交付に時間がかかる。 ▶ 登記までに時間を要する。 ▶ 山間地につき取得困難。 ▶ 法務局まで出向く必要がある。 ▶ 発行が有料。 ▶ 目的の文言の変更が必要な時に費用がかかる。 ▶ 指定申請と同時に並行に登記を行うため、2度手間になることがある。 ▶ 数か月古いものが使えない。
平面図	▶ 通所介護の機能訓練室の面積計算方法が自治体や担当者により異なる。 ▶ 各部屋や機材の場所をわかるようにした図を作成することが負担。 ▶ 図面作成に慣れていない。
運営規程	▶ 担当者により文言の指定が異なる。 ▶ 自治体により記載内容が変わるため作成等準備に時間を要する。 ▶ 監査の度内容変更がある。 ▶ 記載必要項目が多い。 ▶ 参考様式がなく、何度も修正があった。 ▶ 中身の確認が大変、郵送での提出が主であるため、準備が面倒。
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	▶ 記載内容について指導者によって変わる。
誓約書	▶ 自治体ホームページからのダウンロード場所が分からない。あっても書き方等が分からず不便。 ▶ 必要性を感じない。 ▶ 公印押印の法人内手続き。
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	▶ 様式の場所にすぐに辿り着けない。 ▶ 以前より書式が変更になり、自動計算等は良いが、使いにくい、または使い方が複雑。枠外の計算をいつも迷う。(書き方の見本やマニュアルをもっと充実させてほしい) ▶ 新書式がより複雑になっている。 ▶ 書類が Excel をベースとしているため、従業員の勤務時間帯の入力など融通が利かず苦労した。 ▶ 指定書式(Excel)の完成度が低いので使えない。結局こちらで作り直しになる。 ▶ 記載方法の理解が難しい。 ▶ 申請をするために前倒して作成する必要がある。 ▶ シフトを組むのが大変。 ▶ 時間数で計算後、勤務時間毎に付番した内容へ書き換えて提出しているため。 ▶ 職員数によっては作成に時間がかかる。 ▶ 法人と締め日が異なる。 ▶ 自治体(または担当者)によって以下の差があるため、把握が困難であり、また二重作成や補正にかかる事務負担が生じている。 ① 提出対象月(申請日の属する月/変更予定月に差) ② 28日/暦日 ③ 常勤/非常勤、専従/兼務の考え方(ABCD の区分) ④ 職種兼務時の記載方法
設備・備品等一覧表	▶ 記載する基準がわからない。必要性が理解できない。
協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	▶ 医師に印鑑をもらう日程調整などが必要なため。 ▶ 医療機関が中々記入してくれない。 ▶ 協力履歴がない場合は時間を要する。 ▶ 医療機関に一方的に責務を負わせるような連携内容を求める担当者がおり、そのような内容で契約を結ぶのが困難。
管理者の経歴	▶ 同じようなものをいくつも作成しなければいけない。管理者の経歴要件はないのになぜ経歴が必要なのかと感じてしまう。多くの管理者は、雇われなのに住所や機密情報を記載しないといけなくないのかと思ってしまう。 ▶ そもそも管理者(サービス提供責任者も)等の経歴書は必要なのか、疑問がある。

	▶ 記載情報が多い。
サービス提供責任者の経歴	▶ 同じようなものをいくつも作成しなければいけない。サービス提供責任者の経歴詳細がなぜ必要なのかと感じてしまう。資格要件は、資格証をみればわかるし、他業界の経歴まで書かせる必要があるのか不明。
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要	▶ 支援体制を証する書類の作成意義を先方に理解してもらうのに時間がかかる。
施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図(公図)	▶ 図面作成に慣れていない。 ▶ 平面図作成が面倒。
関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容	▶ 実効性の低い連携内容を定型文的に書かされており、無意味な書類である。
福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)	▶ 作成に時間を要する。
申請者又は開設者の定款	▶ 同じ市町村に何度も提出する。 ▶ 取得に手間がかかる。
役員の氏名、生年月日及び住所	▶ 法人内手続きの手間。 ▶ 電話番号の記入を要求される。 ▶ 役員の個人印を要求される。 ▶ 登記簿の提出があるため。
資格証の写し	▶ 資格証が一律でないこと。 ▶ 写しを取る手間。 ▶ 膨大な資料作成になるため。
雇用契約書・雇用条件通知書	▶ 申請期限が早いと職員から取り付けるのに手間取る(特に新規入職者)。 ▶ 指定を受ける前に雇用契約を結ばなければならない。 ▶ 雇用しているのにいちいち提出する意味が分からない。 ▶ 提出期限までの作成、提出が難しいことがある。
就業規則等	▶ 専門家がいらない。 ▶ 作成に時間がかかる。
組織図	▶ どう必要なのかわからない書類。 ▶ 作成に時間がかかる。
職員名簿	▶ 看護師の入社、退社ごとに報告が必要。 ▶ 人員確保のためには寸前までの調整が必要になるため。
事業所等の写真	▶ 写真を撮影し、撮影データを Word などに貼り付けるといった編集作業が負担。 ▶ 複数の自治体によって独自ルールがある(例:書類保管庫も写真に写さなければならない、保管庫の鍵まで撮影しなければならない、相談室のパーテーションが壁から数 cm 離れていても NG など)。 ▶ 撮影して添付する作業。 ▶ 撮影角度を図面記載するのに時間を要する。 ▶ 現地に赴く必要がある。 ▶ 提出期限までの作成、提出が難しいことがある。
事業計画書	▶ 細かすぎる。他法管轄の情報も調べなければならない。
収支予算書	▶ 時期によって作成が困難。
利用契約書・重要事項説明書	▶ 担当者により文言の指定が異なる。 ▶ 自治体により記載すべき内容が変わるため準備に時間を要する。 ▶ 記載文言の変更を求められる。 ▶ 契約書と重要事項説明書の内容はほとんどが重複する内容であり、説明書は不要に感じる。
収入証紙(手数料)	▶ 購入先が限られる。 ▶ 金額が高い。 ▶ 支払が負担。 ▶ 法人の事務作業で手数料を支払う意味が分からない。

b. 新規指定申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、準備・作成負担の軽減に向けた改善点や要望

新規指定申請時に提出を求められた添付書類のうち、準備・作成負担が大きいと感じると回答した添付書類について、準備・作成負担の軽減に向けた改善点や要望を尋ねた結果は図表 78、図表 79に示すとおり。

多くの文書で「書類の提出自体を不要として欲しい」や「記入例や説明資料を整備してほしい」と回答した割合が高かった。

「その他」の回答例は図表 80に示すとおり。

図表 78 新規指定申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、準備・作成負担の軽減に向けた改善点や要望(1/2)【複数回答】

	件数	し 様 式 例 を 統 一 し て は	ほ 記 入 い 項 目 を 統 一 し て	整 記 入 し 例 や 説 明 い 資 料 を	要 書 類 の 提 出 自 体 を 不	能 書 類 の 一 括 し 提 出 を 可	そ 他	望 わ は ら な い ・ 特 に 要	無 回 答
登記事項証明書又は条例等	97	7 7.2%	3 3.1%	12 12.4%	34 35.1%	15 15.5%	9 9.3%	27 27.8%	0 0.0%
平面図	80	14 17.5%	11 13.8%	16 20.0%	32 40.0%	10 12.5%	5 6.3%	12 15.0%	0 0.0%
運営規程	108	39 36.1%	20 18.5%	39 36.1%	18 16.7%	19 17.6%	2 1.9%	20 18.5%	0 0.0%
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	26	8 30.8%	2 7.7%	10 38.5%	9 34.6%	2 7.7%	0 0.0%	3 11.5%	0 0.0%
誓約書	16	3 18.8%	1 6.3%	5 31.3%	3 18.8%	2 12.5%	3 18.8%	1 6.3%	0 0.0%
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	272	56 20.6%	31 11.4%	50 18.4%	96 35.3%	49 18.0%	26 9.6%	46 16.9%	0 0.0%
設備・備品等一覧表	84	14 16.7%	16 19.0%	18 21.4%	41 48.8%	3 3.6%	5 6.0%	8 9.5%	0 0.0%
協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	24	6 25.0%	4 16.7%	4 16.7%	5 20.8%	2 8.3%	5 20.8%	5 20.8%	0 0.0%
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	4	1 25.0%	0 0.0%	2 50.0%	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
管理者の経歴	37	8 21.6%	6 16.2%	3 8.1%	23 62.2%	6 16.2%	2 5.4%	0 0.0%	0 0.0%
病院・診療所の使用許可証等の写	2	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
サービス提供責任者の経歴	18	2 11.1%	1 5.6%	0 0.0%	14 77.8%	1 5.6%	1 5.6%	0 0.0%	0 0.0%
併設する施設の概要	4	1 25.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要	8	0 0.0%	2 25.0%	2 25.0%	4 50.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%
施設を共用する場合の利用計画	3	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図(公図)	23	4 17.4%	3 13.0%	4 17.4%	11 47.8%	4 17.4%	1 4.3%	5 21.7%	0 0.0%
関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容	8	0 0.0%	0 0.0%	4 50.0%	2 25.0%	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%
設備等一覧表	16	2 12.5%	4 25.0%	4 25.0%	7 43.8%	1 6.3%	0 0.0%	2 12.5%	0 0.0%
本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間	1	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに当該事業者の名称等	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※図表 73「準備・作成負担が大きいと感じる添付書類」で該当する文書を選択した場合のみ回答

図表 79 新規指定申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、準備・作成負担の軽減に向けた改善点や要望(2/2)【複数回答】

	件数	し 様 い 式 例 を 統 一 し て ほ	ほ 記 入 い 項 目 を 統 一 し て	整 記 入 し 例 や 説 明 い 資 料 を	要 書 類 の 提 出 自 体 を 不	能 書 類 の 一 括 提 出 を 可	そ 他	望 わ か ら な い ・ 特 に 要	無 回 答
福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)	12	1 8.3%	2 16.7%	5 41.7%	4 33.3%	1 8.3%	1 8.3%	3 25.0%	0 0.0%
申請者又は開設者の定款	19	0 0.0%	1 5.3%	4 21.1%	6 31.6%	4 21.1%	1 5.3%	5 26.3%	0 0.0%
役員の氏名、生年月日及び住所	28	5 17.9%	3 10.7%	1 3.6%	18 64.3%	4 14.3%	2 7.1%	2 7.1%	0 0.0%
当該申請に係る事業に係る資産の状況	12	3 25.0%	1 8.3%	2 16.7%	8 66.7%	2 16.7%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%
当該申請にかかる事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項	3	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
施設の居室一覧表	5	2 40.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%
資格証の写し	27	3 11.1%	1 3.7%	1 3.7%	16 59.3%	2 7.4%	2 7.4%	6 22.2%	0 0.0%
職員経歴書	18	0 0.0%	0 0.0%	2 11.1%	8 44.4%	2 11.1%	2 11.1%	5 27.8%	0 0.0%
雇用契約書・雇用条件通知書	34	1 2.9%	1 2.9%	0 0.0%	20 58.8%	2 5.9%	5 14.7%	6 17.6%	0 0.0%
就業規則等	11	2 18.2%	1 9.1%	3 27.3%	1 9.1%	2 18.2%	0 0.0%	4 36.4%	0 0.0%
給与規定	3	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%
組織図	17	2 11.8%	0 0.0%	1 5.9%	8 47.1%	3 17.6%	1 5.9%	5 29.4%	0 0.0%
職員名簿	9	0 0.0%	1 11.1%	2 22.2%	2 22.2%	0 0.0%	3 33.3%	1 11.1%	0 0.0%
事業所等の写真	49	4 8.2%	5 10.2%	5 10.2%	34 69.4%	5 10.2%	5 10.2%	3 6.1%	0 0.0%
事業計画書	45	10 22.2%	6 13.3%	12 26.7%	14 31.1%	5 11.1%	3 6.7%	9 20.0%	0 0.0%
サービス提供実施単位一覧表	1	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
収支予算書	47	7 14.9%	3 6.4%	14 29.8%	19 40.4%	5 10.6%	1 2.1%	9 19.1%	0 0.0%
利用契約書・重要事項説明書	30	13 43.3%	9 30.0%	9 30.0%	9 30.0%	4 13.3%	1 3.3%	3 10.0%	0 0.0%
個人情報保護関連書類	3	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
収入証紙(手数料)	9	1 11.1%	1 11.1%	1 11.1%	5 55.6%	1 11.1%	3 33.3%	0 0.0%	0 0.0%

※図表 73「準備・作成負担が大きいと感じる添付書類」で該当する文書を選択した場合のみ回答

図表 80 新規指定申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、準備・作成負担の軽減に向けた改善点や要望「その他」の回答例

登記事項証明書又は条例等	▶ 自治体間で連携して把握してほしい。 ▶ 変更がなければ過去のコピーを使用可としてほしい。 ▶ 本庁から閲覧確認できるようなシステムを作ってもらえたら事業所の手間が減るのではないか。印紙代の徴収があるのなら審査手数料として手数料に組み込んだらどうか。 ▶ 法人番号でよいのではないかな。
平面図	▶ どの項目が重要で何を確認したいのかをもう少し明確にいただけたら、書類を作る際に無駄な情報収集をしなくて済むと思う(結局再提出させられたりする割に、何を求めているか最初に明示されていない場合が多い)。 ▶ 不動産仲介業者作成のもので可能としてほしい。 ▶ すでに併設他事業で提出している場合は提出自体を不要として欲しい。
運営規程	▶ 事業者番号で紐づけされる情報としてフォーマット化されたものが共有されるプラットフォームを作り国と自治体が一元管理して欲しい。 ▶ 記載内容を全自治体統一してほしい。
誓約書	▶ インターネット上で1ページで完結するくらい単純化してほしい。 ▶ 押印不要にしてほしい。 ▶ サービスごとではなく、一部のみとしてほしい。
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	▶ 3か月先の仮予定を必要とする目的に合った書式にしてほしい。 ▶ 勤務時間帯の詳細を明示するのであれば、Excel ではなく専用ソフトなどで可変可能、可視化すぐできるようなものでないと作業負担が2倍にも3倍にもなる。 ▶ 賃金台帳その他すでに法人として作成している書類を代替資料として可にしてほしい。 ▶ 表計算ソフトを表計算ソフトとして利用できるように作成してほしい。 ▶ 職員採用後の提出にしてほしい。 ▶ 開始届の際に提出したい。 ▶ 既存の様式の写しで可として頂きたい。 ▶ 勤務表1枚で加算要件を満たしていることが確認できるフォーマットが欲しい。 ▶ 様式を簡素化して欲しい。 ▶ 様式を以前のものに戻して欲しい。
設備・備品等一覧表	▶ 簡略化してほしい。 ▶ 施設基準に係る設備等の確認のみとしてほしい。
協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	▶ 開始届の際に提出とさせてほしい。 ▶ WEB 上での入力を可能として欲しい。
管理者の経歴	▶ 事業によると思うが、資格証で代用できるものがあるのではないかな。
サービス提供責任者の経歴	▶ 記入項目を簡素化してほしい。
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要	▶ 事業所番号で紐づけされる情報としてフォーマット化されたものが共有されるプラットフォームを作り、国と自治体が一元管理して欲しい。
施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図(公図)	▶ 賃貸物件で運営する場合のオーナー交渉の負担が大きいので、簡易図面を認めてほしい。
福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)	▶ 現状は複数の委託先への訪問・目視確認となっているが、委託先からの資料提出(添付画像など)で可能にして欲しい。
役員の氏名、生年月日及び住所	▶ 同様の書類が多いのでまとめてほしい。 ▶ 生年月日、住所をなくし、所属先の記載にしてほしい。
職員経歴書	▶ 取得資格以外の経歴は記入不要としてほしい。
雇用契約書・雇用条件通知書	▶ 提出期限の猶予が欲しい、または現地確認時の確認としてほしい。 ▶ 指定直後に人員体制の確認がなされるものではないので、実地での確認等に代えてほしい。 ▶ 不要にしてほしい。 ▶ 職員全員分のもを提出ではなく、管理者だけに減らしてほしい。
事業所等の写真	▶ 現地調査を行う場合には写真の提出を求めない等提出書類の削減を図っていただきたい。 ▶ 必要要件を定義してほしい。

	▶ インターネット上で提出できるようにしてもらいたい。指定の場所の欄に写真を添付するなど。 ▶ 画像データのみ提出としてほしい。 ▶ 建物の引き渡し日等を考慮してほしい。
事業計画書	▶ 指定基準に関係のないことは記入不要としてほしい。
利用契約書・重要事項説明書	▶ 制度が複雑で利用者が理解できない。簡素化して欲しい。
収入証紙(手数料)	▶ どこでも購入可能にしてほしい。

2) 更新申請時に提出を求められた添付書類及び準備・作成負担が大きいと感じる添付書類

更新申請時に提出を求められた添付書類については、介護保険法施行規則上定められているもののうち、省略が認められていないもの以外では「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」が最も多く84.4%であり、次いで「運営規程」が66.8%、「資格証の写し」が53.1%であった。

更新申請時に提出を求められた添付書類のうち、準備・作成負担が大きいと感じる添付書類としては、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」が最も多く53.2%であり、次いで「運営規程」が11.7%、「登記事項証明書又は条例等」が9.3%であった(図表 81)。

「その他」の回答例は図表 82に示すとおり。

図表 81 更新申請時に提出を求められた添付書類／そのうち、準備・作成負担が大きいと感じる添付書類【複数回答】

	件数	誓約書	録介護支援専門員の氏名及びその登録番号	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	運営規程	資格証の写し	利用者からの苦情を処理するための措置の概要	平面図	管理者の経歴	登記事項証明書又は条例等	役員の氏名、生年月日及び住所	設備・備品等一覧表	組織図	利用契約書・重要事項説明書	雇用契約書・雇用条件通知書	収入証紙(手数料)	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容
更新申請時に提出を求められた添付書類	948			800	633	503	439	411	392	383	312	266	216	189	171	171	165
				84.4%	66.8%	53.1%	46.3%	43.4%	41.4%	40.4%	32.9%	28.1%	22.8%	19.9%	18.0%	18.0%	17.4%
準備・作成負担が大きいと感じる添付書類(最大3つまで)	948	26	8	504	111	70	28	48	48	88	34	57	15	26	38	26	9
		2.7%	0.8%	53.2%	11.7%	7.4%	3.0%	5.1%	5.1%	9.3%	3.6%	6.0%	1.6%	2.7%	4.0%	2.7%	0.9%
	件数	サービス提供責任者の経歴	事業所の写真	職員名簿	職員経歴書	設備等一覧表	就業規則等	申請者又は開設者の定款	個人情報保護関連書類	施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図(公園図)	当該申請に係る事業に係る資産の状況	併設する施設の概要	福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)	収支予算書	事業当該申請にかかる事業に係る各介	事業計画書	施設の居室一覧表
更新申請時に提出を求められた添付書類	948	162	124	122	114	109	101	98	92	73	68	66	64	57	56	53	49
		17.1%	13.1%	12.9%	12.0%	11.5%	10.7%	10.3%	9.7%	7.7%	7.2%	7.0%	6.8%	6.0%	5.9%	5.6%	5.2%
準備・作成負担が大きいと感じる添付書類(最大3つまで)	948	24	33	16	18	15	8	3	4	13	11	1	15	16	8	12	1
		2.5%	3.5%	1.7%	1.9%	1.6%	0.8%	0.3%	0.4%	1.4%	1.2%	0.1%	1.6%	1.7%	0.8%	1.3%	0.1%
	件数	サービス提供実施単位一覧表	施設介護老人福祉施設・介護老人保健施設等の概要	給与規定	特別養護老人ホームの認可証等の内容	関係市区町村並びに他の保健医療・福祉サービス提供者との連携	車検証の写し	許訪問看護ステーション管理者の免許の写	施設を共用する場合の利用計画	病院・診療所の使用許可証等の写	本体施設経路の概要、本体施設との間	受託居宅サービス事業者が当該事業を	介護老人保健施設の施設又は介護医療院	薬局の開設許可証の写	その他	無回答	
更新申請時に提出を求められた添付書類	948	42	41	40	33	27	27	25	17	14	10	9	4	0	144	0	
		4.4%	4.3%	4.2%	3.5%	2.8%	2.8%	2.6%	1.8%	1.5%	1.1%	0.9%	0.4%	0.0%	15.2%	0.0%	
準備・作成負担が大きいと感じる添付書類(最大3つまで)	948	5	1	4	1	7	0	0	1	1	1	0	0	0	43	227	
		0.5%	0.1%	0.4%	0.1%	0.7%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	23.9%	

※「更新申請時に提出を求められた添付書類」は、無回答の件数を全体の件数から除外したうえで割合を算出

※「準備・作成負担が大きいと感じる添付書類」は「更新申請時に提出を求められた添付書類」を1つ以上回答した介護サービス事業者のみ、1事業者につき最大3つまで回答

図表 82 更新申請時に提出を求められた添付書類／そのうち、準備・作成負担が大きいと感じる添付書類「その他」の回答例

▶ 更新前の指定通知書原本 ▶ 業務管理体制の整備に係る自己点検表 ▶ 暴力団排除に係る誓約書 ▶ 人員基準チェックリスト ▶ 印鑑証明書 ▶ 使用車両の写真 ▶ 消防関係書類 ▶ 防災対策マニュアルチェックリスト ▶ 利用実績一覧 ▶ サービス区分表 ▶ 変更がない旨の申立書 ▶ 備品等の配置図(机、鍵付き書棚等) ▶ 直近の運営指導の結果及び報告書の写し ▶ 該当自治体が保険者となっている利用者一覧 ▶ 社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票 ▶ 賃貸契約書の写し ▶ 損害賠償保険証の写し	▶ 建築物等に係る関係法令確認書(消防関係書類も添付) ▶ 建物の登記事項証明書 ▶ 実務経験証明書 ▶ 運営状況確認シート ▶ 自主点検兼現地調査確認表 ▶ 介護サービス情報公表制度に係る基本情報報告様式 ▶ BCP(事業継続計画) ▶ 利用者数算出書 ▶ 納入通知書兼領収書 ▶ Eメールアドレス登録票 ▶ 居宅介護計画の様式 ▶ 経理規程
--	---

a. 更新申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、その理由

更新申請時に提出を求められた添付書類のうち、準備・作成負担が大きいと感じると回答した添付書類について、その理由を尋ねた結果は図表 83、図表 84に示すとおり。

多くの文書で「書類作成にあたっての情報収集に時間を要する」が最も多かったが、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」、「当該申請に係る事業に係る資産の状況」、「事業計画書」、「サービス提供実施単位一覧表」及び「収支予算書」では「書類作成にあたっての計算等に時間を要する」が、「登記事項証明書又は条例等」、「誓約書」及び「収入証紙(手数料)」では「その他」が最も多かった。

「その他」の回答例は図表 85に示すとおり。

図表 83 更新申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、その理由(1/2)【複数回答】

	件数	が自治体により様式例がない自治（標準）がある）	の様式例は統一されているが、追加の記載欄への記入や別紙での提出が求められる自治体がある	書類作成にあたっての情報収集に時間がかかる	書類作成にあたっての計算等に時間を要する	同じ書類を複数の自治体に対して提出する必要がある	その他	わからない・把握していない	無回答
登記事項証明書又は条例等	88	2 2.3%	1 1.1%	25 28.4%	5 5.7%	15 17.0%	33 37.5%	13 14.8%	0 0.0%
平面図	48	3 6.3%	6 12.5%	24 50.0%	8 16.7%	1 2.1%	4 8.3%	9 18.8%	0 0.0%
運営規程	111	13 11.7%	14 12.6%	54 48.6%	16 14.4%	15 13.5%	11 9.9%	17 15.3%	0 0.0%
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	28	2 7.1%	6 21.4%	11 39.3%	3 10.7%	3 10.7%	3 10.7%	5 17.9%	0 0.0%
誓約書	26	3 11.5%	3 11.5%	7 26.9%	0 0.0%	2 7.7%	9 34.6%	4 15.4%	0 0.0%
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	504	70 13.9%	31 6.2%	203 40.3%	297 58.9%	52 10.3%	41 8.1%	15 3.0%	0 0.0%
設備・備品等一覧表	57	5 8.8%	5 8.8%	39 68.4%	11 19.3%	7 12.3%	5 8.8%	4 7.0%	0 0.0%
協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	9	1 11.1%	0 0.0%	8 88.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	8	0 0.0%	2 25.0%	5 62.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%
管理者の経歴	48	5 10.4%	2 4.2%	25 52.1%	10 20.8%	5 10.4%	6 12.5%	3 6.3%	0 0.0%
病院・診療所の使用許可証等の写	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
サービス提供責任者の経歴	24	2 8.3%	3 12.5%	14 58.3%	4 16.7%	3 12.5%	0 0.0%	2 8.3%	0 0.0%
併設する施設の概要	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
特別養護老人ホームの認可証等の写	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
施設を共用する場合の利用計画	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図（公図）	13	0 0.0%	1 7.7%	8 61.5%	3 23.1%	1 7.7%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%
関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容	7	2 28.6%	0 0.0%	4 57.1%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%
設備等一覧表	15	2 13.3%	2 13.3%	10 66.7%	3 20.0%	2 13.3%	4 26.7%	0 0.0%	0 0.0%
本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※図表 81「準備・作成負担が大きいと感じる添付書類」で該当する文書を選択した場合のみ回答

図表 84 更新申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、その理由(2/2)【複数回答】

	件数	が自治体により様式例がない自治(標準がある)	が記載例は統一されているが、記入や別紙で追記が求められる自治体がある	書類作成にあたっての情報収集に時間を要する	書類作成にあたっての計算等に時間を要する	提出する書類を複数の自治体に対して提出する必要がある	その他	わからない・把握していない	無回答
福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)	15	0 0.0%	0 0.0%	12 80.0%	1 6.7%	2 13.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
申請者又は開設者の定款	3	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%
役員の氏名、生年月日及び住所	34	6 17.6%	0 0.0%	20 58.8%	6 17.6%	5 14.7%	4 11.8%	1 2.9%	0 0.0%
当該申請に係る事業に係る資産の状況	11	0 0.0%	0 0.0%	7 63.6%	8 72.7%	3 27.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
当該申請にかかると事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項	8	2 25.0%	1 12.5%	5 62.5%	5 62.5%	2 25.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%
施設の居室一覧表	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
資格証の写し	70	0 0.0%	3 4.3%	41 58.6%	4 5.7%	12 17.1%	18 25.7%	2 2.9%	0 0.0%
職員経歴書	18	4 22.2%	1 5.6%	13 72.2%	4 22.2%	3 16.7%	1 5.6%	0 0.0%	0 0.0%
雇用契約書・雇用条件通知書	38	3 7.9%	2 5.3%	22 57.9%	7 18.4%	4 10.5%	8 21.1%	0 0.0%	0 0.0%
就業規則等	8	1 12.5%	1 12.5%	5 62.5%	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%
給与規定	4	0 0.0%	1 25.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
組織図	15	4 26.7%	1 6.7%	7 46.7%	1 6.7%	2 13.3%	2 13.3%	1 6.7%	0 0.0%
職員名簿	16	5 31.3%	0 0.0%	7 43.8%	2 12.5%	2 12.5%	2 12.5%	1 6.3%	0 0.0%
事業所等の写真	33	3 9.1%	5 15.2%	20 60.6%	3 9.1%	3 9.1%	8 24.2%	2 6.1%	0 0.0%
事業計画書	12	2 16.7%	0 0.0%	4 33.3%	7 58.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%
サービス提供実施単位一覧表	5	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	2 40.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%
収支予算書	16	2 12.5%	0 0.0%	4 25.0%	10 62.5%	1 6.3%	1 6.3%	2 12.5%	0 0.0%
利用契約書・重要事項説明書	26	8 30.8%	6 23.1%	8 30.8%	4 15.4%	3 11.5%	3 11.5%	1 3.8%	0 0.0%
個人情報保護関連書類	4	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%
収入証紙(手数料)	26	2 7.7%	1 3.8%	4 15.4%	2 7.7%	1 3.8%	20 76.9%	0 0.0%	0 0.0%

※図表 81「準備・作成負担が大きいと感じる添付書類」で該当する文書を選択した場合のみ回答

図表 85 更新申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、その理由「その他」の回答例

登記事項証明書又は条例等	▶ 本社に問い合わせで作成してもらう必要がある。 ▶ 法人本部の決裁後、書類を準備するために時間がかかる。 ▶ 本部の許可が必要。
平面図	▶ 細かい変更の際、毎回提出しなければならないことの必要性も不明であり、負担である。 ▶ 毎回同じものを提出する必要がある。
運営規程	▶ 運営規程の内容について、新規申請時に指摘を受けていないことを更新申請時に指摘される。また、ローカルルールや同じ自治体でも担当者の主観によって指摘内容が異なる。 ▶ 指定権者によって必要記載事項が異なることにより、事業者として統一のフォームが作れない。 ▶ 休業日の細かい記載まで求められる。 ▶ 運営指導があった為、報告・確認・訂正を繰り返した。 ▶ 介護保険制度の改正の度に更新、変更する内容が多い。 ▶ 軽度な変更(員数)でも出さないといけなない。 ▶ 新旧表の添付が負担。
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	▶ 新しい様式へ転記する必要がある。 ▶ 自治体により記載内容についての指摘内容が異なる。
誓約書	▶ 事業毎に作成が必要。 ▶ 内容量が多い。 ▶ 役員への説明が負担。 ▶ 全役員の捺印欄への押印が負担。
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	▶ 変更届の提出が必要な職種に変更が無いにもかかわらず、一律で提出を求められることが多い。 ▶ 書式がつかいにくい。使用方法をわかりやすく、記載しているマニュアルや説明書などわかりやすくしてほしい。 ▶ 専従・非専従の区別がわかりにくい。 ▶ 作成自体が面倒、インターネット上で完結できるよう単純化してほしい。 ▶ 入力例に載っていないルールがある。 ▶ 提出用書面に作り替えが必要。 ▶ 記載方法が変わる。 ▶ 自治体のホームページの書式に誤りがある。 ▶ 作成する書類が多い(シフト表、時間数、パターン等ユニットごとに書類を作成し提出する必要がある)ため。 ▶ 大きい施設は職員数も多いので単純に入力・確認に時間がかかる。
設備・備品等一覧表	▶ 作成自体が面倒、インターネット上で完結できるよう単純化してほしい。
協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	▶ 医師への依頼に時間がかかる。
管理者の経歴	▶ 法人の場合は、誓約書に理事長名等書いてあるのに管理者の経歴を含めた詳細事項がいいのか疑問。 ▶ 変更届で提出しているので不要にできる。
併設する施設の概要	▶ 様式がない。
申請者又は開設者の定款	▶ 定款を変更することが手間。
役員の氏名、生年月日及び住所	▶ 役員の同意の連絡が大変。
資格証の写し	▶ 個人情報であり、人事総務課に依頼して都度取得する必要があるため。 ▶ 毎回全員分の資格証がいいのか疑問。前回提出している書類があるのに再度提出する意味がよく理解できない。 ▶ 資格取得時と氏名が異なっており、同一人物であることを証明する書類の作成・提出に時間を要する。
職員経歴書	▶ 入力に時間がかかる。
雇用契約書・雇用条件通知書	▶ 出力する作業が手間。 ▶ 指定更新の雇用契約書を再度作成し記名を貰わなければいけない。 ▶ 全職員分の写しが必要。 ▶ 入社時と氏名が異なっていることがあり、証明書として住民票や戸籍の添付が必要になるため。

	▶ 提出済み書類を毎回そろえることが負担。
就業規則等	▶ 紙媒体なので送るのが大変。
組織図	▶ 職員の入退職により細部が書き換わるため。
職員名簿	▶ 生年月日や住所を記載したことがあり手間であった。
事業所等の写真	▶ 事業所の職員に依頼して写真を撮影してもらう必要があり、またどの部分の写真が必要か、指示が不明瞭であるケースが多い。 ▶ 細かい変更の際、毎回提出を求められる必要性も不明であり、負担である。 ▶ 利用者のプライバシーを確保しながらの写真撮影(屋内)に時間を要する。
サービス提供実施単位一覧表	▶ 記入後の確認作業。
収入証紙(手数料)	▶ 収入証紙を事業所の所在する自治体の役所で事前に購入する必要があり、郵送等の手間がかかる。 ▶ 金額が大きい、事業所毎での対応のため回数が多くなる。 ▶ 本社に依頼する手間がある。

※図表 77と重複する内容は掲載省略。

b. 更新申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、準備・作成負担の軽減に向けた改善点や要望

更新申請時に提出を求められた添付書類のうち、準備・作成負担が大きいと感じると回答した添付書類について、改善点や要望を尋ねた結果は図表 86、図表 87に示すとおり。

多くの文書で「書類の提出自体を不要として欲しい」と回答した割合が最も高かったが、一部では「記入例や説明資料を整備してほしい」、「様式例を統一してほしい」と回答した割合が最も高かった。

「その他」の回答例は図表 88に示すとおり。

図表 86 更新申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、準備・作成負担の軽減に向けた改善点や要望(1/2)【複数回答】

	件数	し 様 い 式 例 を 統 一 し て は	ほ 記 入 い 項 目 を 統 一 し て	整 記 入 し 例 や 説 明 い 資 料 を	要 書 類 の 提 出 自 体 を 不	能 書 類 の 一 括 提 出 を 可	そ 他	望 わ か ら な い ・ 特 に 要	無 回 答
登記事項証明書又は条例等	88	4 4.5%	0 0.0%	4 4.5%	41 46.6%	11 12.5%	8 9.1%	23 26.1%	0 0.0%
平面図	48	7 14.6%	3 6.3%	10 20.8%	19 39.6%	5 10.4%	4 8.3%	9 18.8%	0 0.0%
運営規程	111	23 20.7%	19 17.1%	27 24.3%	31 27.9%	18 16.2%	4 3.6%	23 20.7%	0 0.0%
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	28	6 21.4%	2 7.1%	12 42.9%	7 25.0%	3 10.7%	1 3.6%	4 14.3%	0 0.0%
誓約書	26	6 23.1%	3 11.5%	4 15.4%	7 26.9%	1 3.8%	4 15.4%	4 15.4%	0 0.0%
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	504	85 16.9%	51 10.1%	83 16.5%	207 41.1%	63 12.5%	47 9.3%	93 18.5%	0 0.0%
設備・備品等一覧表	57	8 14.0%	9 15.8%	14 24.6%	26 45.6%	4 7.0%	2 3.5%	9 15.8%	0 0.0%
協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	9	2 22.2%	2 22.2%	2 22.2%	5 55.6%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	8	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 25.0%	1 12.5%	0 0.0%	5 62.5%	0 0.0%
管理者の経歴	48	7 14.6%	2 4.2%	6 12.5%	25 52.1%	5 10.4%	4 8.3%	5 10.4%	0 0.0%
病院・診療所の使用許可証等の写	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
サービス提供責任者の経歴	24	5 20.8%	1 4.2%	3 12.5%	14 58.3%	2 8.3%	1 4.2%	2 8.3%	0 0.0%
併設する施設の概要	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
特別養護老人ホームの認可証等の写	1	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
施設を共用する場合の利用計画	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図(公図)	13	0 0.0%	1 7.7%	3 23.1%	5 38.5%	3 23.1%	0 0.0%	2 15.4%	0 0.0%
関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容	7	1 14.3%	0 0.0%	4 57.1%	3 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%
設備等一覧表	15	0 0.0%	0 0.0%	3 20.0%	8 53.3%	2 13.3%	0 0.0%	3 20.0%	0 0.0%
本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※図表 81「準備・作成負担が大きいと感じる添付書類」で該当する文書を選択した場合のみ回答

図表 87 更新申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、準備・作成負担の軽減に向けた改善点や要望(2/2)【複数回答】

	件数	し 様 い 式 例 を 統 一 し て ほ	ほ 記 入 い 項 目 を 統 一 し て	整 記 入 し 例 や 説 明 い 資 料 を	要 書 類 の 提 出 自 体 を 不	能 書 類 の 一 括 提 出 を 可	そ 他	望 わ は な ら ない ・ 特 に 要	無 回 答
福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)	15	1 6.7%	0 0.0%	3 20.0%	5 33.3%	1 6.7%	2 13.3%	4 26.7%	0 0.0%
申請者又は開設者の定款	3	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%
役員の氏名、生年月日及び住所	34	6 17.6%	6 17.6%	4 11.8%	25 73.5%	4 11.8%	2 5.9%	1 2.9%	0 0.0%
当該申請に係る事業に係る資産の状況	11	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	11 100.0%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
当該申請にかかる事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項	8	2 25.0%	1 12.5%	4 50.0%	5 62.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
施設の居室一覧表	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
資格証の写し	70	1 1.4%	0 0.0%	2 2.9%	42 60.0%	9 12.9%	9 12.9%	12 17.1%	0 0.0%
職員経歴書	18	7 38.9%	5 27.8%	3 16.7%	10 55.6%	3 16.7%	0 0.0%	2 11.1%	0 0.0%
雇用契約書・雇用条件通知書	38	3 7.9%	1 2.6%	3 7.9%	15 39.5%	3 7.9%	6 15.8%	8 21.1%	0 0.0%
就業規則等	8	2 25.0%	2 25.0%	3 37.5%	3 37.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%
給与規定	4	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
組織図	15	3 20.0%	0 0.0%	1 6.7%	8 53.3%	1 6.7%	2 13.3%	1 6.7%	0 0.0%
職員名簿	16	6 37.5%	2 12.5%	2 12.5%	7 43.8%	3 18.8%	1 6.3%	2 12.5%	0 0.0%
事業所等の写真	33	3 9.1%	4 12.1%	5 15.2%	22 66.7%	1 3.0%	4 12.1%	6 18.2%	0 0.0%
事業計画書	12	0 0.0%	1 8.3%	2 16.7%	6 50.0%	1 8.3%	0 0.0%	3 25.0%	0 0.0%
サービス提供実施単位一覧表	5	1 20.0%	0 0.0%	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
収支予算書	16	0 0.0%	1 6.3%	3 18.8%	6 37.5%	1 6.3%	0 0.0%	6 37.5%	0 0.0%
利用契約書・重要事項説明書	26	11 42.3%	8 30.8%	7 26.9%	8 30.8%	1 3.8%	0 0.0%	5 19.2%	0 0.0%
個人情報保護関連書類	4	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%
収入証紙(手数料)	26	1 3.8%	1 3.8%	1 3.8%	16 61.5%	3 11.5%	9 34.6%	2 7.7%	0 0.0%

※図表 81「準備・作成負担が大きいと感じる添付書類」で該当する文書を選択した場合のみ回答

図表 88 更新申請時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、準備・作成負担の軽減に向けた改善点や要望「その他」の回答例

平面図	▶ 細かい変更の際は、提出を求めないで頂きたい。
運営規程	▶ 指定権者毎に指摘事項が異なるので統一してほしい。 ▶ 年によって変わる休業日の記載まで求めるのは辞めて欲しい。 ▶ 例えば開設年月日やサービス開始日等、更新前と変更がない項目は省略してほしい。
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	▶ 記載内容の見解を統一してほしい。
誓約書	▶ 新規申請時の1回のみとして欲しい。
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	▶ サービス別に加算要件を満たすか確認できるようにして欲しい。 ▶ 地域密着型と総合事業で分ける必要を無くしてほしい。自治体によって提出内容に差を無くしてほしい。 ▶ マクロシートをご用意してくださっているが、小規模事業所を対象としているのか、行挿入・行削除がしにくい。かつ Excel シートは編集ができないようになっているがロックを掛けて事業所に展開できるほどのものはないので止めてほしい。 ▶ 事業所番号で管理してログインし、前回データを抽出できるような仕組みを導入してほしい。 ▶ 今まであった訂正事例などを整備してもらいたい。 ▶ 体制が確定してから提出にしてほしい。 ▶ 自動計算の入力シートが欲しい。 ▶ 常勤換算後の人数を自動計算してほしい。 ▶ 最新の変更届で確認してもらいたい。 ▶ 兼務の記載を簡単にしてほしい。 ▶ 入力方法を勤務時間数の入力に戻してほしい。 ▶ 資格情報の記載をなくしてほしい。 ▶ 常勤・非常勤換算を簡略化してほしい。 ▶ 人員基準リストと統一してほしい。
設備・備品等一覧表	▶ 変更がなければ提出を不要としてほしい。
管理者の経歴	▶ 変更がなければ提出を不要としてほしい。 ▶ 資格証や身分証の写しで代替可として欲しい。 ▶ 取得資格以外の経歴を不要としてほしい。
福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)	▶ 変更が無ければ提出を不要としてほしい。
役員の氏名、生年月日及び住所	▶ 法人内の理事、評議員、監事の情報と、その合議体の形成の把握についても、事業者番号に紐づいたフォーマットで国や自治体が一元管理できるプラットフォームを構築して欲しい。 ▶ 押印を不要として欲しい。
資格証の写し	▶ 地域密着型と総合事業で分ける必要を無くしてほしい。自治体によって提出内容に差を無くしてほしい。 ▶ 変更が無ければ提出を不要としてほしい。 ▶ 国家資格有資格者の所属を国で管理できる方法があればよい。 ▶ 前回更新時との変更点のみとしてほしい。 ▶ 人員に変更があった際のみ提出してほしい。 ▶ 資格取得時と氏名が異なる場合、簡易的に証明できる方法で統一してほしい。
雇用契約書・雇用条件通知書	▶ 地域密着型と総合事業で分ける必要を無くしてほしい。市町村によって提出内容に差を無くしてほしい。 ▶ 採用時または契約更新時の雇用契約書の提出にして欲しい。 ▶ 入社時と氏名が異なる場合、同一人物である証明を簡易的にできるようにしてほしい。 ▶ 職員リスト等で代用可能として欲しい。 ▶ 人員に変更があった際のみにしてほしい。
組織図	▶ 事業所番号で管理してログインし、前回データを抽出できるような仕組み。
職員名簿	▶ 資格証の提出がある場合は不要としてほしい。
事業所等の写真	▶ 細かい変更の際は、提出を求めないで頂きたい。

収入証紙(手数料)	▶ 手数料の徴収方法について、国保連の報酬から相殺するなど、手間がいらない方法にしてほしい。 ▶ 収入証紙以外の支払いを認めて欲しい。 ▶ 銀行振込で支払い可能としてほしい。
-----------	---

※図表 80と重複する内容は掲載省略。

3) 変更届出時に提出を求められた添付書類及び準備・作成負担が大きいと感じる添付書類

変更届出時に提出を求められた添付書類については、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」が最も多く66.8%であり、次いで「運営規程」が66.5%、「資格証の写し」が47.5%であった。

変更届出時に提出を求められた添付書類のうち、準備・作成負担が大きいと感じるものとしては、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」が最も多く44.7%であり、次いで「運営規程」が14.3%、「管理者の経歴」が7.6%であった(図表 89)。

「その他」の回答例は図表 90に示すとおり。

図表 89 変更届出時に提出を求められた添付書類／そのうち、準備・作成負担が大きいと感じる添付書類【複数回答】

	件数	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	運営規程	資格証の写し	誓約書	管理者の経歴	録音・録画機器の氏名及びその登録番号	平面図	役員の氏名、生年月日及び住所	登記事項証明書又は条例等	サービス提供責任者の経歴	利用者の措置の苦情を処理するため	組織図	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	利用契約書・重要事項説明書	設備・備品等一覧表	職員経歴書
変更届出時に提出を求められた添付書類	883	590 66.8%	587 66.5%	419 47.5%	335 37.9%	332 37.6%	256 29.0%	208 23.6%	174 19.7%	164 18.6%	155 17.6%	119 13.5%	112 12.7%	96 10.9%	95 10.8%	91 10.3%	89 10.1%
準備・作成負担が大きいと感じる添付書類(最大3つまで)	883	395 44.7%	126 14.3%	48 5.4%	19 2.2%	67 7.6%	8 0.9%	34 3.9%	36 4.1%	57 6.5%	38 4.3%	6 0.7%	21 2.4%	8 0.9%	18 2.0%	26 2.9%	16 1.8%
	件数	雇用契約書・雇用条件通知書	事業所等の写真	職員名簿	申請者又は開設者の定款	(他に委託する場合はその状況)	就業規則等	設備等一覧表	収入証紙(手数料)	周設の面積図及び平面図並びに敷地	個人情報保護関連書類	サービス提供実施単位一覧表	併設する施設の概要	事業計画書	収支予算書	施設の居室一覧表	施設介護老人福祉施設等の概要・連絡体制老人及び保健
変更届出時に提出を求められた添付書類	883	85 9.6%	58 6.6%	53 6.0%	49 5.5%	39 4.4%	36 4.1%	34 3.9%	30 3.4%	28 3.2%	28 3.2%	24 2.7%	22 2.5%	19 2.2%	19 2.2%	19 2.2%	19 2.2%
準備・作成負担が大きいと感じる添付書類(最大3つまで)	883	17 1.9%	14 1.6%	6 0.7%	4 0.5%	12 1.4%	7 0.8%	4 0.5%	5 0.6%	8 0.9%	5 0.6%	6 0.7%	2 0.2%	4 0.5%	4 0.5%	3 0.3%	1 0.1%
	件数	許訪問看護ステーション管理者の免	状況説明に係る事業に係る資産の	施設を共用する場合の利用計画	特別養護老人ホームの認可証等の	本体施設の概要、本体施設との関係	事業当該申請にかかる事業に係る各	給与規定	の福祉サービス提供主体との連携・	関係市町村並びに他の保健医療機	車検証の写し	病院・診療所の使用許可証等の写	受託居宅サービスの名称等並びに当該事業	の介護老人保健施設又は介護医療院	薬局の開設許可証の写	その他	無回答
変更届出時に提出を求められた添付書類	883	18 2.0%	15 1.7%	10 1.1%	10 1.1%	10 1.1%	10 1.1%	10 1.1%	6 0.7%	5 0.6%	4 0.5%	2 0.2%	1 0.1%	0 0.0%	93 10.5%	0 0.0%	0
準備・作成負担が大きいと感じる添付書類(最大3つまで)	883	1 0.1%	2 0.2%	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	38 4.3%	268 30.4%	0

※「変更届出時に提出を求められた添付書類」は、無回答の件数を全体の件数から除外したうえで割合を算出

※「準備・作成負担が大きいと感じる添付書類」は「変更届出時に提出を求められた添付書類」を1つ以上回答した介護サービス事業者のみ、1事業者につき最大3つまで回答

図表 90 変更届出時に提出を求められた添付書類／そのうち、準備・作成負担が大きいと感じる添付書類「その他」の回答例

▶ 運営規程新旧対照表	▶ 補助財産の財産処分について
▶ 福祉用具貸与価格改定一覧表	▶ 損害賠償保険証の写し
▶ 利用料の変更資料	▶ 緊急時の連絡体制
▶ 実費変更の積算根拠書類	▶ 身分証明書の写し
▶ 看護師氏名、機能訓練指導員の氏名	▶ 法人の傘下事業所一覧
▶ 従業員一覧表	▶ 賃貸借契約書
▶ 管理者の住民票	▶ 変更届連絡票
▶ 研修計画	▶ 新旧辞令の写し
▶ 検診計画	▶ 人員基準チェックリスト
▶ 理事会議事録	▶ 実務経験証明書
▶ 臨時株主総会議事録	

a. 変更届出時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、その理由

変更届出時に提出を求められた添付書類のうち、準備・作成負担が大きいと感じると回答した添付書類について、その理由を尋ねた結果は図表 91、図表 92に示すとおり。

多くの文書で「書類作成にあたっての情報収集に時間を要する」と回答した割合が最も高かったが、「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」では「書類作成にあたっての計算等に時間を要する」が、「登記事項証明書又は条例等」では「その他」が最も多かった。

「その他」の回答例は図表 93に示すとおり。

図表 91 変更届出時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、その理由(1/2)【複数回答】

	件数	自治体により様式例がない自治体がある（標準様式例を使用している自治体）	自治体への記入が別紙である（求められる自治体がある）	様式例は統一されているが、追加が求められる自治体がある	書類作成にあたっての情報収集に時間を要する	書類作成にあたっての計算等に時間を要する	同じ書類を複数の自治体に対して提出する必要がある	その他	わからない・把握していない	無回答
登記事項証明書又は条例等	57	2 3.5%	1 1.8%	16 28.1%	5 8.8%	13 22.8%	20 35.1%	6 10.5%	0 0.0%	
平面図	34	3 8.8%	2 5.9%	22 64.7%	6 17.6%	2 5.9%	1 2.9%	2 5.9%	0 0.0%	
運営規程	126	12 9.5%	16 12.7%	66 52.4%	18 14.3%	23 18.3%	7 5.6%	12 9.5%	0 0.0%	
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	6	1 16.7%	1 16.7%	2 33.3%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	
誓約書	19	3 15.8%	1 5.3%	8 42.1%	1 5.3%	5 26.3%	3 15.8%	0 0.0%	0 0.0%	
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	395	56 14.2%	26 6.6%	166 42.0%	222 56.2%	44 11.1%	39 9.9%	15 3.8%	0 0.0%	
設備・備品等一覧表	26	2 7.7%	2 7.7%	19 73.1%	6 23.1%	1 3.8%	1 3.8%	2 7.7%	0 0.0%	
協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	8	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	8	1 12.5%	1 12.5%	3 37.5%	1 12.5%	2 25.0%	2 25.0%	1 12.5%	0 0.0%	
管理者の経歴	67	7 10.4%	3 4.5%	39 58.2%	11 16.4%	11 16.4%	4 6.0%	4 6.0%	0 0.0%	
サービス提供責任者の経歴	38	5 13.2%	2 5.3%	20 52.6%	9 23.7%	8 21.1%	1 2.6%	3 7.9%	0 0.0%	
併設する施設の概要	2	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
施設を共用する場合の利用計画	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図（公図）	8	0 0.0%	0 0.0%	5 62.5%	2 25.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
訪問看護ステーション管理者の免許証の写	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	
設備等一覧表	4	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	

※図表 89「準備・作成負担が大きいと感じる添付書類」で該当する文書を選択した場合のみ回答

図表 92 変更届出時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、その理由(2/2)【複数回答】

	件数	が標準自治体により使用している（標準） がある）	が求められる自治体があるが、追加 の様式例は統一されているが、追 の記載欄への記入や別紙での、提出	書類作成に 時間要する	書類作成にあたっての情報収集に 時間要する	書類作成にあたっての計算等に時 間を要する	提出する書類を複数の自治体に対 して提出する必要がある	その他	わからない・把握していない	無回答
福祉用具の保管及び消毒の方法（他に委託する場合はその状況）	12	0 0.0%	1 8.3%	8 66.7%	1 8.3%	2 16.7%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	
申請者又は開設者の定款	4	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	
役員の氏名、生年月日及び住所	36	3 8.3%	3 8.3%	20 55.6%	4 11.1%	6 16.7%	6 16.7%	1 2.8%	0 0.0%	
当該申請に係る事業に係る資産の状況	2	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
施設の居室一覧表	3	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
資格証の写し	48	3 6.3%	2 4.2%	23 47.9%	4 8.3%	8 16.7%	15 31.3%	1 2.1%	0 0.0%	
職員経歴書	16	4 25.0%	1 6.3%	14 87.5%	3 18.8%	3 18.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
雇用契約書・雇用条件通知書	17	1 5.9%	1 5.9%	6 35.3%	4 23.5%	0 0.0%	5 29.4%	1 5.9%	0 0.0%	
就業規則等	7	0 0.0%	0 0.0%	3 42.9%	2 28.6%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	
組織図	21	2 9.5%	2 9.5%	13 61.9%	2 9.5%	3 14.3%	2 9.5%	0 0.0%	0 0.0%	
職員名簿	6	2 33.3%	0 0.0%	4 66.7%	0 0.0%	2 33.3%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	
事業所等の写真	14	2 14.3%	1 7.1%	12 85.7%	3 21.4%	2 14.3%	1 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	
事業計画書	4	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	
サービス提供実施単位一覧表	6	0 0.0%	0 0.0%	5 83.3%	2 33.3%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
収支予算書	4	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
利用契約書・重要事項説明書	18	5 27.8%	2 11.1%	10 55.6%	7 38.9%	2 11.1%	1 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	
個人情報保護関連書類	5	2 40.0%	1 20.0%	3 60.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
収入証紙（手数料）	5	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	3 60.0%	0 0.0%	

※図表 89「準備・作成負担が大きいと感じる添付書類」で該当する文書を選択した場合のみ回答

図表 93 変更届出時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、その理由「その他」の回答例

登記事項証明書又は条例等	▶ 役員変更をした際に提出の要・不要が自治体により異なる。 ▶ 証明書を発行してもらう手間、事業所から法人へ依頼するため複数の関係者が関与する必要がある。 ▶ 登記登録に時間を要するため変更後10日以内に手続きできない。 ▶ 電子申請ではあるが、発行されるまでに時間が要するため。
平面図	▶ 平面図に求められる記載内容が統一されていない。
運営規程	▶ 報酬改定に伴う内容変更について、届出の要・不要が自治体により異なる。 ▶ 運営規程の変更には条例改正が必要となる。 ▶ 同じ書類を変更届のたびに出すのが手間。
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	▶ 提出した勤務形態一覧表に対して、修正指示が入ることが多いが書式の不備や人員基準とローカルルールを区別していない指示であることが多い。 ▶ 管理者の変更の場合に、他の職員の勤務表の必要有無が自治体によって異なる。 ▶ 厚生労働省の標準様式で作成しても各自治体の様式での提出を求められることがある。 ▶ 勤務表の様式に保護がかかっており、行の追加や自動計算の修正ができない。 ▶ シフトが多数ある為、計算・入力が多く、以前よりかなり時間を要す。 ▶ 様式が変更になったことによって、更に負担増につながった。
役員の氏名、生年月日及び住所	▶ 指定権者により提出の要・不要が異なる。 ▶ それぞれに記入してもらうのに時間を要する。
資格証の写し	▶ 一度サービス提供責任者を経験して、その後事情があり一般職員となり、再度サービス提供責任者として変更の届出をするなど、同じ人について何度も資格者証を出しているのにまたいるのか、と毎回思う。 ▶ 資格証は履歴書と共に個別ファイルしているため写しを取るのが手間。 ▶ 管理している部署が違うため。 ▶ 旧姓の変更を求められた。
雇用契約書・雇用条件通知書	▶ 指定権者により提出の要・不要が異なる。 ▶ それぞれに記入してもらうのに時間を要する。 ▶ 過去に何度も提出した書類の職員分も必要。 ▶ 契約書には収入などの個人情報があるため。
組織図	▶ 指定権者により提出の要・不要が異なる。
職員名簿	▶ 自治体または同じ自治体でも担当者によって要・不要が異なる。
事業所等の写真	▶ パソコンへの画像の取り込み作業。
利用者契約書・重要事項説明書	▶ 重要事項説明書の標準様式が使いづらい。

※図表 77、図表 85と重複する内容は掲載省略。

b. 変更届出時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、準備・作成負担の軽減に向けた改善点や要望

変更届出時に提出を求められた添付書類のうち、準備・作成負担が大きいと感じると回答した添付書類について、改善点や要望を尋ねた結果は図表 94、図表 95に示すとおりであり、更新申請時と同様に多くの文書で「書類の提出自体を不要として欲しい」と回答した割合が最も高かったが、一部では「記入例や説明資料を整備してほしい」、「様式例を統一してほしい」と回答した割合が最も高かった。

「その他」の回答例は図表 96に示すとおり。

図表 94 変更届出時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、準備・作成負担の軽減に向けた改善点や要望(1/2)【複数回答】

	件数	し 様 い 式 例 を 統 一 し て は	ほ 記 入 項 目 を 統 一 し て	整 記 備 入 し て は 説 明 い 資 料 を	要 書 類 の 提 出 自 体 を 不	能 書 類 の 一 括 提 出 を 可	そ 他	望 わ は か ら な い ・ 特 に 要	無 回 答
登記事項証明書又は条例等	57	4 7.0%	2 3.5%	5 8.8%	27 47.4%	10 17.5%	7 12.3%	11 19.3%	0 0.0%
平面図	34	2 5.9%	0 0.0%	8 23.5%	15 44.1%	6 17.6%	0 0.0%	6 17.6%	0 0.0%
運営規程	126	22 17.5%	17 13.5%	36 28.6%	38 30.2%	26 20.6%	4 3.2%	26 20.6%	0 0.0%
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	6	0 0.0%	0 0.0%	4 66.7%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%
誓約書	19	2 10.5%	1 5.3%	5 26.3%	5 26.3%	2 10.5%	1 5.3%	3 15.8%	0 0.0%
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	395	64 16.2%	39 9.9%	67 17.0%	179 45.3%	52 13.2%	31 7.8%	73 18.5%	0 0.0%
設備・備品等一覧表	26	1 3.8%	3 11.5%	7 26.9%	10 38.5%	3 11.5%	1 3.8%	4 15.4%	0 0.0%
協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	8	2 25.0%	0 0.0%	2 25.0%	2 25.0%	1 12.5%	2 25.0%	1 12.5%	0 0.0%
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	8	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	7 87.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%
管理者の経歴	67	7 10.4%	6 9.0%	9 13.4%	38 56.7%	11 16.4%	4 6.0%	7 10.4%	0 0.0%
サービス提供責任者の経歴	38	5 13.2%	2 5.3%	3 7.9%	23 60.5%	6 15.8%	3 7.9%	4 10.5%	0 0.0%
併設する施設の概要	2	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
施設を共用する場合の利用計画	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図(公図)	8	0 0.0%	0 0.0%	3 37.5%	3 37.5%	3 37.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
訪問看護ステーション管理者の免許証の写	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
設備等一覧表	4	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%

※図表 89「準備・作成負担が大きいと感じる添付書類」で該当する書類を選択した場合のみ回答

図表 95 変更届出時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、準備・作成負担の軽減に向けた改善点や要望(2/2)【複数回答】

	件数	し 様 式 例 を 統 一 し て ほ	ほ 記 入 項 目 を 統 一 し て	整 記 入 例 や 説 明 い 資 料 を	要 書 類 の 提 出 自 体 を 不	能 書 類 の 一 括 提 出 を 可	そ の 他	望 わ か ら な い ・ 特 に 要	無 回 答
福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)	12	0 0.0%	1 8.3%	2 16.7%	5 41.7%	2 16.7%	1 8.3%	1 8.3%	0 0.0%
申請者又は開設者の定款	4	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%
役員の氏名、生年月日及び住所	36	6 16.7%	3 8.3%	3 8.3%	18 50.0%	4 11.1%	4 11.1%	3 8.3%	0 0.0%
当該申請に係る事業に係る資産の状況	2	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
施設の居室一覧表	3	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
資格証の写し	48	3 6.3%	0 0.0%	3 6.3%	25 52.1%	5 10.4%	6 12.5%	6 12.5%	0 0.0%
職員経歴書	16	5 31.3%	3 18.8%	1 6.3%	8 50.0%	4 25.0%	2 12.5%	3 18.8%	0 0.0%
雇用契約書・雇用条件通知書	17	1 5.9%	1 5.9%	0 0.0%	8 47.1%	1 5.9%	4 23.5%	3 17.6%	0 0.0%
就業規則等	7	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	5 71.4%	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
組織図	21	4 19.0%	0 0.0%	1 4.8%	13 61.9%	3 14.3%	2 9.5%	1 4.8%	0 0.0%
職員名簿	6	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 50.0%	1 16.7%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%
事業所等の写真	14	2 14.3%	2 14.3%	2 14.3%	12 85.7%	3 21.4%	0 0.0%	1 7.1%	0 0.0%
事業計画書	4	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%
サービス提供実施単位一覧表	6	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	3 50.0%	3 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
収支予算書	4	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
利用契約書・重要事項説明書	18	5 27.8%	4 22.2%	6 33.3%	6 33.3%	2 11.1%	0 0.0%	1 5.6%	0 0.0%
個人情報保護関連書類	5	2 40.0%	0 0.0%	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
収入証紙(手数料)	5	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	3 60.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※図表 89「準備・作成負担が大きいと感じる添付書類」で該当する書類を選択した場合のみ回答

図表 96 変更届出時に準備・作成負担が大きいと感じる添付書類について、準備・作成負担の軽減に向けた改善点や要望「その他」の回答例

登記事項証明書又は条例等	▶ 国と自治体が法人の状況を一元管理できるプラットフォームの構築を望む。 ▶ コピー可にしてほしい。
運営規程	▶ 運営規程の内容についてローカルルールや担当者の主観による指摘を無くしていただきたい。 ▶ 報酬改定に伴う内容変更については一律で届出を不要としていただきたい。
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	▶ 通所介護の国書式は休憩時間を配置時間に算入したものとなっており、職員ごとの提供時間内の配置時間数が勤務時間数を上回るケースがあるが、それを理解していない自治体職員がほとんどであるため、周知してほしい。 ▶ 国と自治体が法人の状況を一元管理できるプラットフォームの構築を望む。 ▶ 全職員の勤務形態一覧ではなく、変更のあった職種だけにしてほしい。 ▶ Excel の計算式に間違いがあり、修正する手間がかかった。一度作成してしまえば自動計算してくれるので計算の手間は省けるが、入力に負担がかかる。プルダウンの職種リストを事前に作成しておいてほしい。
設備・備品等一覧表	▶ 大きな変更があった場合のみとして欲しい。
協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	▶ ひな型が欲しい。 ▶ 遅れて提出も認めてほしい。
管理者の経歴	▶ 管理者の住所・生年月日欄を削除してほしい。
サービス提供責任者の経歴	▶ サービス提供責任者の住所欄を削除してほしい。 ▶ 資格証と並行しての提出は不要ではないか。
申請者又は開設者の定款	▶ 定款は不要にして欲しい。
役員の氏名、生年月日及び住所	▶ 国と自治体が法人の状況を一元管理できるプラットフォームの構築を望む。 ▶ 役員の任期と合わせて一括提出としてほしい。
資格証の写し	▶ 過去に一度出した資格者証は再提出不要としてほしい。 ▶ 1枚で複数の事業の変更を可能にして欲しい。 ▶ 追加人員のみの提出としたい。
職員経歴書	▶ 復職後の提出は不要にしてほしい。
雇用契約書・雇用条件通知書	▶ 一覧で証明する形式などにしてほしい。

※図表 80、図表 88と重複する内容は掲載省略。

(4) 指定申請等において求められる添付書類の負担軽減に資する自治体の好取組

1) 添付書類の負担軽減に資する自治体の好取組

指定申請等において求められる添付書類の負担軽減に資する自治体の好取組については、「電子媒体(電子メール・電子申請届出システム等)での提出が可能である」が最も多く45.7%、次いで「条件を満たせば提出不要となる添付書類がある」が44.0%、「記入例が整備されている」が31.8%であった(図表 97)。

「その他」の回答例は図表 98に示すとおり。

図表 97 添付書類の負担軽減に資する自治体の好取組【複数回答】

件数	条件を満たせば提出不要となる添付書類がある	説明が資料(手引き・マニュアル)が整備されている	記入例が整備されている	電子媒体(電子メール・電子申請届出システム等)での提出が可能である	その他	わからない・把握していない	無回答
1246	548 44.0%	285 22.9%	396 31.8%	570 45.7%	37 3.0%	300 24.1%	0 0.0%

図表 98 添付書類の負担軽減に資する自治体の好取組「その他」の回答例

- ▶ 都道府県と市町村のデータ共有における資料負担軽減。
- ▶ 1か所提出で複数情報共有できる。
- ▶ 法人の登記事項証明書の提出については事業所単位でなく、法人で1通で可としている。
- ▶ 必要情報が印字された更新申請書が事業所に郵送され、1か所の記名押印のみで更新申請書と添付書類作成が完了する。
- ▶ 更新申請時の必要書類が3種類のみ①更新申請書②誓約書③サービス区分表。
- ▶ 変更届・更新申請の必要書類について、サービス変更内容等を選択すると必要書類や様式を一括でダウンロードできるツールが用意されている。
- ▶ Excel で一か所に記入すると他の書類の同じ項目の記入欄にも自動で反映される書式を用いている。

2) 自治体により簡素化されている添付書類の種類

指定申請等において求められる添付書類の負担軽減に資する自治体の好取組として「条件を満たせば提出不要となる添付書類がある」と回答した介護サービス事業者に対して、簡素化されている添付書類の種類を尋ねた結果は図表 99のとおり。

介護保険法施行規則上定められている添付書類の中では「平面図」が最も多く63.1%、次いで「登記事項証明書又は条例等」が54.2%、「運営規程」が49.6%であり、介護保険法施行規則上定められている添付書類以外では「資格証の写し」が最も多く33.9%、次いで「役員の氏名、生年月日及び住所」が25.9%、「サービス提供責任者の経歴」が19.5%であった。

「その他」の回答例は図表 100に示すとおり。

図表 99 自治体により簡素化されている添付書類の種類【複数回答】

件数	平面図	登記事項証明書又は条例等	運営規程	設備・備品等一覧表	利用者からの苦情を処理するため講ずる措置の概要	資格証の写し	管理者の経歴	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	役員の氏名、生年月日及び住所	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	サービス提供責任者の経歴	設備等一覧表	事業所等の写真	就業規則等	申請者又は開設者の定款
548	346 63.1%	297 54.2%	272 49.6%	248 45.3%	233 42.5%	186 33.9%	181 33.0%	155 28.3%	142 25.9%	124 22.6%	107 19.5%	101 18.4%	99 18.1%	94 17.2%	92 16.8%
件数	組織図	職員経歴書	雇用契約書・雇用条件通知書	給与規定	利用契約書・重要事項説明書	施設の見取図及び平面図並びに敷地周囲図（公図）	職員名簿	併設する施設の概要	福祉用具の保管及び消毒の方法（他に委託する場合はその状況）	当該申請に係る事業に係る資産の状況	施設の居室一覧表	介護老人福祉施設・介護老人保健施設の体制の概要	特別養護老人ホームの認可証等の写真	収支予算書	事業計画書
548	81 14.8%	79 14.4%	77 14.1%	76 13.9%	73 13.3%	67 12.2%	65 11.9%	63 11.5%	61 11.1%	52 9.5%	51 9.3%	50 9.1%	49 8.9%	49 8.9%	48 8.8%
件数	車検証の写し	病院・診療所の使用許可証等の写真	個人情報保護関連書類	関係市町村並びに他の保健医療機関の提供主体との連携・内容	収入証紙（手数料）	施設を共用する場合の利用計画	サービス提供実施単位一覧表	当該申請にかかる事業に係る介護サービス事業費の請求に関する事項	本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間の間	介護老人保健施設又は介護医療院の開設計画書の写し	訪問看護ステーション管理者の免許証の写し	薬局の開設計画書の写し	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに当該事業を	その他	無回答
548	42 7.7%	40 7.3%	40 7.3%	39 7.1%	39 7.1%	37 6.8%	34 6.2%	33 6.0%	32 5.8%	31 5.7%	31 5.7%	27 4.9%	25 4.6%	17 3.1%	0 0.0%

※図表 97で「条件を満たせば提出不要となる添付書類がある」を選択した事業者のみ回答

図表 100 自治体により簡素化されている添付書類の種類「その他」の回答例

▶ 運営推進会議の構成員	▶ 兼務職員一覧表
▶ 法人の代表者	▶ 賃貸借契約書
▶ 事業所付近の案内図	▶ 建築物法関連協議記録
▶ 納税証明書	▶ 消防法施行令別表第一の適用確認に関する書類

3.3 ヒアリング調査

3.3.1 調査方法

(1) 調査対象及び抽出方法

アンケート調査に回答のあった介護サービス事業者のうち、複数の自治体にまたがって申請・届出を行っており、かつ以下の条件を満たすものを抽出した。選定した4事業者の基本情報は図表 101のとおり。

- 申請・届出時に作成負担が大きい文書の内容及びその理由について、アンケートからは詳細を把握しきれないもの
- 申請・届出時の添付資料作成において経験した自治体の事務負担軽減策について、アンケートからは詳細を把握しきれないもの
- 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化前後で申請・届出に係る事務負担が「軽減したとは思わない」と回答したもの

図表 101 介護サービス事業者調査 ヒアリング対象の基本情報

事業者名	運営する代表的なサービス	事業所数(概数)	申請・届出を行う必要のある自治体数(概数)
事業者 A	訪問入浴介護等	600事業所	150自治体
事業者 B	訪問介護等	250事業所	15自治体
事業者 C	通所介護等	1,000事業所	430自治体
事業者 D	福祉用具貸与等	5事業所	3自治体

(2) 調査時期

令和6年12月5日(木)～令和7年1月9日(木)

3.3.2 調査項目

ヒアリング項目は、本事業の検討委員会での議論及び介護サービス事業者アンケート調査結果を踏まえ、以下のように設定した。

図表 102 介護サービス事業者調査ヒアリング項目

指定申請等における「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化が介護サービス事業者の事務負担に与えた影響	▶ 「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化前後での事務負担の変化及びその理由
指定申請等において求められる添付書類に関するローカルルール	▶ 準備・作成負担が大きいと感じる添付書類の内容及びその理由 ▶ 準備・作成負担の軽減に向けた改善点や要望の詳細
指定申請等において求められる添付書類の負担軽減に資する自治体の好取組	▶ 好取組の具体的内容 ▶ 「条件を満たせば提出不要となる添付書類がある」と回答した場合、当該文書が提出不要となる条件

3.3.3 調査結果概要

(1) 指定申請等における「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化が介護サービス事業者の事務負担に与えた影響

指定申請等における「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化が介護サービス事業者の事務負担に与えた影響については、添付書類や変更届の提出を求められる事項、提出方法等、「厚生労働大臣が定める様式」以外の点において未だローカルルールが存在しているため、「厚生労働大臣が定める様式」の統一のみでは負担軽減効果をあまり感じられていないといった声があった。

また、令和6年4月以降も独自様式を使用している自治体が一部存在しており、それによって様式の切り替えが行われているかどうかを各自治体のホームページにて都度確認する手間が生じているとの声もあった。

(2) 指定申請等において求められる添付書類に関するローカルルール

指定申請等において求められる添付書類に関するローカルルールについては、提出を求められる添付書類の種類や数だけでなく、同一の添付書類を求められる場合においても様式や提出方法、記載すべき項目や内容等が自治体や担当者によって異なることによって、都度修正・追記等の手間が生じていることが把握できた。

また、それらのローカルルールが存在することによって、各添付書類の作成や修正・追記にかかる手間だけでなく、各自治体のローカルルールの内容を把握するための情報収集の手間も生じており、特に複数の自治体に跨って申請・届出を行っている大規模事業者にとっては大きな負担となっていることが把握できた。

(3) 指定申請等において求められる添付書類の負担軽減に資する自治体の好取組

指定申請等において求められる添付書類の負担軽減に資する自治体の好取組については、現状存在するローカルルールを理解するための資料として、説明資料や記入例が整備されている自治体の方が事務負担の軽減に資するといった声や、電子申請届出システムでの提出可能となったことにより、提出にかかる手間や文書作成時に生じていた法人名や事業所名を複数回入力する手間が軽減されたとの声があった。

また、特定の自治体における好取組として、更新申請時の添付書類や変更届出が必要な事項を削減することで、添付書類の提出自体を不要とし、負担軽減を図っている事例のほか、指定更新、変更届出時の必要書類一覧や様式を一括でダウンロード可能なページを作成することにより、文書作成にあたっての情報収集にかかる負担を軽減している自治体の事例が挙げられた。

(4) その他

指定申請等における事務負担に関するその他の意見としては、更新申請について、本来変更届出や運営指導が適切に実施されていれば不要であるはずの添付書類の提出を求められることによって介護サービス事業者側の事務負担が大きくなっているため、その実施目的の再定義を求める声や、更新時

期の案内方法や申請期日にばらつきがあるために申請にかかる情報収集の負担が生じているとの声が挙げられた。

その他、様式や添付書類の種類の統一以外の点も含めたローカルルールの改善や、障害福祉サービスや総合事業等、介護保険サービス以外の分野も含めた一体的な文書負担軽減を求める声があった。

3.3.4 調査結果

(1) 指定申請等における「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化が介護サービス事業者の事務負担に与えた影響

指定申請等における「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化が介護サービス事業者の事務負担に与えた影響についてのヒアリング結果は以下のとおり。

添付書類や変更届の提出を求められる事項、提出方法等、「厚生労働大臣が定める様式」以外の点において未だローカルルールが存在していることや、令和6年4月以降も独自様式を使用している自治体が一部存在していること等を理由に、負担軽減効果はあまり感じられていないとの声が挙げられた。

図表 103 ヒアリング結果：指定申請等における「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化が介護サービス事業者の事務負担に与えた影響

- ▶ 元々の添付書類自体も多いが、各自治体のローカルルールを把握し、その都度対応することの負担が大きいと感じる。そのため、申請書様式のみが共通化されたことによる負担軽減効果はあまりない。【事業者 A】
- ▶ 令和6年4月以降も「厚生労働大臣が定める様式」以外の独自様式を使用している自治体も一部存在する。関東圏では、申請・届出書と付表は概ね統一されたように感じる。西日本では、大規模自治体では比較的早期に切り替えが進んだが、一部切り替えられていない自治体も存在するため、今年度は切り替えられているかどうかを各自治体ホームページにて都度確認している。【事業者 A】
- ▶ 「厚生労働大臣が定める様式」自体は使いやすいものとなっており、負担の要因があるわけではないが、自治体ごとに申請方法及び様式にばらつきがあるため、負担の軽減を感じられていない。申請方法については体感で6～7割が電子申請を導入済み。事業所側では申請・届出を行う自治体が電子申請届出システムの利用を開始しているか否かを確認する手間が生じており、複数の自治体に跨って展開している事業者にとってはかなりの手間となっている。様式については、ほとんどの自治体で統一様式が使用されているが、一部自治体には未浸透である。全自治体で申請・届出方法及び様式が統一されればかなりの負担軽減になる。【事業者 B】
- ▶ 「厚生労働大臣が定める様式」への移行が遅れている自治体は、運営指導の機会等でも独自の指摘事項を求める自治体とほぼ一致する印象である。「厚生労働大臣が定める様式」では自治体独自の確認事項をチェックできないため統一できないのではないか。自治体の担当者がローテーションしないようなケースも様式の移行が遅れる一因となっているように感じる。同一の担当者が10年以上継続して担当している場合も見受けられるが、担当者の拘りが強い場合に従来の運用を変えられていないといった面もあるのではないかと感じる。【事業者 B】
- ▶ 現時点では「厚生労働大臣が定める様式」の使用が全自治体に浸透していない。また、変更届出については、様式は変更されていても、例えば生活相談員や機能訓練指導員の変更等、変更内容に記載のない事項についても届出を求められるといったローカルルールが存在するため、統一感が感じられておらず、あまり負担は軽減していない。【事業者 C】

(2) 指定申請等において求められる添付書類に関するローカルルール

指定申請等において求められる添付書類に関するローカルルール等に関する負担の要因についてのヒアリング結果は以下のとおり。

同一の添付書類を求められる場合においても様式や提出方法、記載すべき項目や内容等が自治体や担当者によって異なることによって、都度修正・追記等の手間や、ローカルルールの内容を把握するための情報収集の手間が生じているとの声が挙げられた。

図表 104 ヒアリング結果：ローカルルールに起因する負担

登記事項証明書又は条例等	▶ 数年前に役員の氏名の届出が不要になったことに伴い、役員変更時の提出も不要になった自治体もあれば、未だ提出を求められる自治体もある。提出を求める自治体数は以前より減少した印象はあるが、1年前に届出を行った際には、必要の有無を全自治体に電話で確認する手間が生じ、それが最も負担であった。【事業者 A】 ▶ 原本が必要な場合と写しで可とされる場合もあり、それも都度確認する手間が生じている。【事業者 A】
平面図	▶ 訪問系サービスの場合はあまり負担ではないが、通所・居住系サービスの場合は備品の位置や椅子の大きさ等まで細かく確認され、その着眼点が自治体や担当者によって異なるため、都度作り直しや追記の手間が発生している。【事業者 A】
運営規程	▶ 運営規程に最低限必要な項目が基準上定められていると思うが、その中に「その他重要な事項」というものがあるため、自治体によって求められる項目が異なる。また、記載する項目だけでなく、細かな文言の添削まで行われることがある。【事業者 A】 ▶ 法人共通の雛形をベースに自治体からの指摘をもとに事業所ごとに修正を行っている。担当者レベルでも指摘内容が異なる。【事業者 A】 ▶ 自治体が運営規程の雛形を公表している場合は、雛形に倣うように指摘される場合が多くある。厚生労働省から雛形を公表してもらえると良いのではないか。【事業者 A】 ▶ 別紙として料金表の添付が求められる場合もある。【事業者 A】 ▶ 報酬改定に伴う内容変更について、届出の要・不要が自治体により異なる。例えば今年度の介護報酬改定では、高齢者虐待防止の取組について内容変更を行う必要があり、全事業所分変更はしたもの、届出の要・不要が自治体によって異なり、全自治体分の対応状況が把握できず、運営指導時に指摘を受けることもあった。報酬改定によって変更が必要となったものは、事業所としてのルールを変更しているわけではないため、届出を不要として欲しい。【事業者 A】 ▶ 大項目は概ね共通だが、細かい規定等の追加を求められる場合がある。例えば、高齢者虐待防止法の改正後に文言の追記・修正を求められた自治体があった。【事業者 C】 ▶ 運営指導において、当社の雛形で使用している既定の文言ではない自治体独自の文言を追記するよう求められ、その都度変更届出を行わなければならないことが負担となっている。【事業者 C】 ▶ 員数や研修の回数等の具体的な数値の記載を求められる自治体もあるが、以前と比較すると減少した印象である。【事業者 C】 ▶ 介護保険サービスである以上サービス提供エリア等を除いて原則同じ内容となる認識だが、自治体によって公表している雛形の条文の順番等が微妙に異なる。当社では従来某自治体が介護保険制度創設時に作成した雛形を使用していたが、別の自治体に新規指定申請を行った際には、当該自治体の雛形を加工して提出する手間が生じた。【事業者 D】 ▶ サービス提供エリアについて、県全体などの広範囲でも認められる自治体もあるが、他自治体では認められず、市・区合わせて4つ程度にするよう指摘を受けた。【事業者 D】
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	▶ 届出が必要な管理者やサービス提供責任者、介護支援専門員等については変更届を提出しているにも関わらず、更新申請時に申請月の勤務形態一覧表の提出を再度求められる場合がある。また、管理時間等の人員配置基準上の解釈にローカルルールが生じているため、法人のシステムから出力される情報をそのまま使用できず、修正の手間が生じることが負担となっている。【事業者 A】 ▶ 情報が複雑であるため記載する手間が大きく、独自様式を活用している自治体も一部存在している。【事業者 C】 ▶ 当社では「厚生労働大臣が定める様式」に合わせてシステムから出力できるようにしているが、4週まで求める場合と月末まで求める場合、休憩時間を含めるか否か等の記載方法が異なることで、様式が統一されていても自治体ごとに打ち直す手間が発生している。【事業者 C】

申請者又は開設者の定款	▶ 記載事項のうちの「事業目的」について、以前は「福祉サービスの提供」で認められていたが、「介護保険上にかかる福祉サービスの提供」でなければ認められなくなった。履歴事項全部証明書の目的変更は非常に負担が大きい。【事業者 D】
雇用契約書・雇用条件通知書	▶ 職員に変更があれば必ず提出を求められる自治体がある。指定申請時に提出することはある程度やむを得ないが、変更届出の対象からは除外しても良いのではないかと考える。【事業者 C】
組織図	▶ 一部自治体では、複数のサービスを運営する事業所においては、該当するサービス以外も含む全サービスの組織体制図を求められる場合がある。添付書類に関する統一したルールがあるとより負担軽減につながると感じる。【事業者 C】
職員名簿	▶ 管理者やサービス提供責任者等の届出が必要な職種以外の職員全員の住所等を記載した名簿を求める自治体があった。当該自治体が現在も求めているかはわからないが、負担が大きかった。【事業者 A】 ▶ 更新申請時に勤務形態一覧表に記載している職員の氏名、職種、生年月日等を明記した書類の提出を求められたことがあった。勤務形態一覧表と資格証も提出しているため不要と感じる。【事業者 A】
事業所等の写真	▶ 新規申請の場合は早ければ2か月前に提出が必要なため、早めに備品を入れて撮影することがある。訪問系サービスの場合は平面図のみで写真は不要な自治体がある、更新申請時の要・不要が異なるなど、自治体ごとばらつきが生じている。平面図と同様に具体的に求められるポイントにもローカルルールが生じており、事務仕事に必要な機だけでなく、トイレまで写すよう指摘を受けたこともあった。【事業者 A】 ▶ 現地に足を運び撮影すること自体も手間であるが、撮影すべきポイントに自治体ごとにばらつきがある。ホームページ上で具体的に明示されている自治体であれば、一度に必要な写真を揃えて申請を行うことが可能だが、明記されていない場合には提出後に追加の写真が求められることもあり負担となっている。例えば空き部屋や浴室、トイレ等の事業に関係しない箇所の撮影が求められる自治体や、階段の高さを見るためにメジャーを置いた状態での撮影が求められる自治体がある。バリアフリーの観点等から現地に利用者が訪問した場合の安全性を確認したいものと想像しているが、訪問介護事業所に利用者が訪問することはほぼ想定されないため、必要性に疑問を感じる。【事業者 B】 ▶ 複数の自治体によって独自ルールがあり、相談室のパーテーションが壁から数 cm 離れていただけで認められないなど、細かい指摘を受けた。また、自治体によって書式も提出方法も異なる。書式は Word に貼り付けるものであった。【事業者 D】 ▶ 新規指定申請を行った際、4月1日開設予定で、1月中に申請書類の提出を求められた。事業所等の写真として、事業所名とサービス名が記載された看板を写した外観写真も求められるため、写真を提出するただけに1月から事業所の物件を借りなければならず、事業を実施できない3か月分の家賃が余計に発生してしまうため負担が大きかった。他自治体の場合は予定されている図面を提出すれば問題なく、外観写真は求められないため同様の問題は生じていない。【事業者 D】
収入証紙(手数料)	▶ 手数料不要の自治体もある中で、特定の自治体のみで求められるものであるため、不平等感や負担感がある。【事業者 B】
雇用証明書	▶ 証明書の下に職員本人の直筆署名又は捺印をした原本を求められる自治体や、自治体が作成した様式に職員の氏名・職種を入力したうえで、職員本人に署名をしてもらう必要がある自治体がある。【事業者 A】 ▶ 法人が雇用契約する際の労働条件通知書や雇用契約書の提出でも可とされる自治体もあるが、入社後に異動している場合や複数事業所で兼務している場合等で、指定に関わる事業所と職種が明記されていない場合は受理されないため、雇用証明書を新たに作成する必要がある。また、雇用証明書に相当する社内書類があっても認められない場合もある。【事業者 A】
更新前の指定通知書原本	▶ 原本を回収されて新しいものを発行される自治体がある。【事業者 B】

図表 105 ヒアリング結果:ローカルルール以外に起因する負担

従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	▶ 新規指定申請の場合は開設時期よりも早めに申請を行う必要があるため、利用者数も未確定の段階で各職員の1日毎の勤務時間数を精査して記載することに負担がある。更新申請も半年前に申請が必要なため、将来的な予定を1日単位で記載することが負担である。【事業者 B】 ▶ 勤務形態一覧表の標準様式自体には負担の要因はないが、日ごとの予定を記載する必要性に疑問がある。運営指導の際には、勤務形態一覧表とは別に月単位の合計勤務時間を記載した書類の追加提出を求める自治体もある。人員配置基準を確認するためには勤務形態一覧表の提出を不要とすることは難しいと理解しているが、例えば月単位の勤務予定時間を記載するのみでも、新規指定時の必要事項は確認可能ではないか。ただし、通所介護といった訪問介護以外のサービスの場合は、人員配置基準を確認するには1日単位の予定を出す必要があるだろう。可能な限り横断的に管理したいという意図があり、全サービス共通で求められているものと理解しているが、訪問介護のみを焦点とした場合には上記のような負担軽減が考えられる。【事業者 B】 ▶ 勤務形態一覧表の様式について、下段の「1日の職種別人員内訳」で日々の人員配置が不足していないかを一目で確認できる点は活用しやすいと感じている。一方、加算の要件を満たしているかを確認するためには、社内で勤務形態一覧表を加工・編集する必要があるため、事業所が算定している加算を入力すると、当該加算の要件を満たしているかを確認できるようになれば、より負担軽減につながると感じる。【事業者 C】 ▶ 現在の標準様式は、過去の様式とは異なりシフトの入力から行う必要があるため、ひと手間加わるのは事実である。また、週平均勤務時間数は表示されるが、常勤換算数等は表示されないため、必要な情報が得られるような形にもう少し改善されるとありがたい。【事業者 C】
収入証紙(手数料)	▶ 収入証紙は入手先に制約があり負担であるため、せめて振込等の方法にしてほしい。【事業者 B】
建築物等に係わる関係法令確認書	▶ 10年ほど前から通所・居住系サービスで提出を求められるようになった。事業者から都市計画課や建築課に確認を取る必要があるが、各課の担当者から明確な回答が得られず、確認ポイントがわからないため負担となっている。以前は老人福祉法上の届出では必要ではあったが、介護保険法上の申請・届出では不要であった。【事業者 A】
賃貸借契約書	▶ 不動産業者やオーナー等、関係先が複数に分かれ、捺印・署名のために合計4回程度のやりとりが発生する。指定基準上不要なのであれば削減していただきたい。【事業者 B】 ▶ 契約日に契約書が手元に届かないことが不動産業界では通例となっている。借主側は契約日まで署名捺印しているが、不動産会社が受領して貸主に郵送し、貸主が捺印後に不動産会社に郵送して、不動産会社が内容確認後に借主に郵送するといった段階を踏むため、手元に届くのが遅れてしまう。郵送では間に合わず、直接取りに行く等の手間が発生することもある。【事業者 B】

(3) 指定申請等において求められる添付書類の負担軽減に資する自治体の好取組

指定申請等において求められる添付書類の負担軽減に資する自治体の好取組についてのヒアリング結果は以下のとおり。

更新申請時の添付書類や変更届出が必要な事項を削減することで、添付書類の提出自体を不要とし、負担軽減を図っている事例のほか、指定更新、変更届出時の必要書類一覧や様式を一括でダウンロード可能なページを作成することにより、文書作成にあたっての情報収集にかかる負担を軽減している自治体の事例が挙げられた。

図表 106 ヒアリング結果:指定申請等において求められる添付書類の負担軽減に資する自治体の好取組

説明資料(手引き・マニュアル等)が整備されている	▶ 説明資料や記入例が整備されている自治体の方が負担は軽減される。ルールが共通化されれば各自治体で説明資料や記入例がなくても問題ないが、現状存在するローカルルールを理解するための資料として、説明資料等が必要となっている。説明資料等がない場合にも、暗黙のルールがあり差し戻される場合もある。【事業者 C】
記入例が整備されている	
電子媒体(電子メール・電子申請届出システム等)での提出が可能である	▶ 電子申請届出システムについては、テレワーク時に申請できるのは有益である。【事業者 C】 ▶ 電子申請届出システムの利用開始により負担が軽減した。以前は更新申請時には本庁まで持参しその場で確認を受け、修正事項等がある場合には再提出を求められていた。ただし、再提出の場合には持参以外の方法も認められていた。【事業者 D】 ▶ 自動入力により法人名や事業所名を複数回入力する手間がなくなり、負担軽減につながっている。【事業者 D】
その他	▶ チェックボックス方式で、サービス種類、変更内容等を選択すると、必要書類一覧表や様式が一括でダウンロード可能となっており、変更内容が確定した段階で必要書類を把握することが可能であるため非常に分かりやすい。(政令指定都市)【事業者 A】 ▶ 必要情報が印字された更新申請書が事業所に郵送され、1か所の記名押印のみで更新申請書と添付書類作成が完了するため、事業者としては最も負担が少ない。変更届出や運営指導の機会に適切に確認されているため、更新申請は更新申請書のみで十分である認識。(都道府県)【事業者 B】 ▶ サービス提供責任者の変更が発生した際の変更届出が年に一度で良いとされており、作業コストがかからないため助かっている。(政令指定都市)【事業者 B】

※特定の自治体における好取組に関する内容には、文末に括弧書きで好取組を実施している自治体の区分を記載している。

(4) その他

指定申請等における事務負担に関するその他のヒアリング結果は以下のとおり。

更新申請において変更のない場合にも添付書類の提出を求められることで事業者側の負担となっているといった声や、更新時期の案内方法や申請期日にばらつきがあるために申請にかかる情報収集の負担が生じているとの声が挙げられた。

その他、様式や添付書類の種類の統一以外の点も含めたローカルルール改善や、障害福祉サービスや総合事業等、介護保険サービス以外の分野も含めた一体的な文書負担軽減を求める声があった。

図表 107 ヒアリング結果：その他

更新申請について	▶ 更新申請の目的を再定義したほうが良いのではないかと。新規指定申請時と全く同じ書類を求めるのではなく、あくまでも変更の有無を確認するものとすべきである。更新申請までの間に運営指導が適切に行われていないことにも課題がある。変更届を出していない事業者が多く、更新申請の機会に全てを確認する必要があるという自治体の意向も理解するが、本来変更届出や運営指導が適切に行われていれば不要なものを更新申請時にまとめて確認されることで事務負担が大きくなったと感じている。新規指定申請と変更届出は必要だが、更新の位置付けはより簡素化できると思われる。更新申請時の書類提出や運営指導が一連のつながりを持って実施できるとより良くなるのではないかと。【事業者 A】 ▶ 更新時期の案内方法について、ホームページにしか掲載しない場合、事業所に連絡する場合、本社に連絡する場合等、自治体によりさまざまであり、管理を行うのが大変である。稀に事業所で情報が止まり本社まで届かず、提出が遅れてしまうこともあった。誰が見てもいつまでに何を出さなければならぬかが分かるようになると更新申請に関する負担は減ると思われる。郵送の場合、メールの場合、ホームページを各自で確認する場合の3パターンが多い。また、ホームページ上では1か月前までとされていても、書面通知では90日前とされている等、年末や年度末等のタイミングによっては申請期日にもばらつきがある。【事業者 A】 ▶ 更新申請時に変更が無くても添付書類の提出を求められる場合もあり負担となっている。求められる自治体数はあまり多くはないが、組織図や事業所の写真は特に負担が大きい。事業所の写真については、法人本部ではなく事業所から提出してもらう必要があるため、現場の負担につながってしまう。【事業者 C】
その他	▶ 文書負担軽減の取組について、添付書類の種類や数が焦点になりがちだが、情報管理が最も負担となっている。特に総合事業開始後は、従来1つの自治体に提出すればよかったものを複数の自治体に提出する必要が生じ、各自治体の添付書類や様式、スケジュール等のローカルルールを把握し対応しなければならぬため、単純に事務負担のみが大きくなった。そのため電子申請の開始後は、様式や記載方法、添付書類を統一し、例外がある場合には自治体が理由を明示し、厚生労働省がその妥当性を判断することが必要と考える。自治体では数年に1度異動があるため、担当者レベルには国の政策動向や専門委員会での議論の内容が全く伝わっていないと感じる方もいる。事務手続きに関しては自治事務に委ねる部分ではないため、厚生労働省が自治体に対してある程度強制力を持って指導していただきたい。当社では、事業所を運営する職員に加えて、介護保険関連の事務業務を専門とする職員を13名配置し、全国約600事業所の事務手続きを管理しているが、中小事業者等では同様の対応ができないため、それも変更届出が滞る要因となっていると考える。事業者が実施すべきことが年々増えており、それが実施できていないために更に指導が厳しくなるのは本末転倒であると感じている。【事業者 A】 ▶ 業務効率化・経営の大規模化を行っていくには、1名の担当者が複数事業所分を管理して事務コストを削減し、それをヘルパー等に還元していく必要がある。しかし行政手続きについては各自治体が他自治体の状況を把握せず

	詳細を取り決めている場合があるため、他自治体の状況をもとに負担軽減の取組が進めば、複数自治体に跨って展開している事業者の負担軽減につながると考える。【事業者 B】 ▶ 介護保険サービスを運営している事業者は障害福祉サービスや総合事業等も運営している場合があり、介護保険サービスのみ文書削減されても他分野での文書削減が行われていなければ手間がかかるため、一体的に文書削減に取り組んでいただきたい。また、未だに郵送や持参を求める自治体もある。様式の統一に留まらない部分の実態も把握していただきたい。【事業者 C】 ▶ 自治体権限であることは理解しているが、全国展開している事業者の場合、各自治体のローカルルールを少人数の担当者がそれぞれ把握して対応しなければならず負担が大きい。【事業者 C】 ▶ 未だ正副2部提出し1部返送される場合や資格証の裏に押印署名を求められる場合、連絡票を求められる場合等もある。申請書の様式や添付書類だけでなく、それに付随する細かなローカルルールが煩雑であり、現場の負担となっているため、改善していただきたい。【事業者 C】 ▶ 現在求められている書類を削減しても、3年に1度の改正の度に求められる書類が増えてしまう実態があるため、大枠の考え方から変える必要があるのではないか。【事業者 C】
--	--